

武蔵村山市第四次長期総合計画

前期基本計画(素案)

まちづくり計画編

1. 市民が自ら考え行動するまちづくり

(1) コミュニティ	
① 地域コミュニティ-----	1
② 交流-----	3
(2) パートナーシップ	
① 市民参加と協働-----	5
② 情報共有-----	7

2. 安心していきいきと暮らせるまちづくり

(1) 安全・安心	
① 防災対策-----	9
② 消防・救急体制-----	14
③ 交通安全-----	16
④ 防犯対策-----	18
⑤ 消費生活の安全-----	20
(2) 健康・医療	
① 健康づくり-----	22
② スポーツ・レクリエーション-----	24
③ 保健・医療-----	26
④ 社会保障制度-----	29
(3) 福祉	
① 高齢者福祉-----	34
② 障害者福祉-----	37
③ 子育て支援-----	40
④ 地域福祉-----	45

1. 市民が自ら考え行動するまちづくり
 - (1) コミュニティ
 - (2) パートナーシップ

(1) コミュニティ

① 地域コミュニティ

■ 現状と課題

市民のコミュニティ活動の中心的組織である自治会は、市民の価値観や生活様式の変化等により加入率が減少し、平成21年4月現在36.2%となっており、平成21年に実施した市民意識調査では、特に若い世代の加入率が低く、その運営について高齢者に依存している現状があります。

そのような状況の中、地域社会における人間関係が希薄化し、結果として地域の防災・防犯や子育て支援機能の低下等につながっているという指摘もあります。

一方で、被災者や失職者に対する支援をはじめ、様々な社会的活動を積極的に行う人たちとそのグループ（NPO法人をはじめとする非営利団体）が増加しており、平成22年4月現在、16のNPO法人が存在しています。

今後も、自治会に限らず様々な市民活動や社会的活動を行う団体を支援し、地域力の向上を図る必要があります。

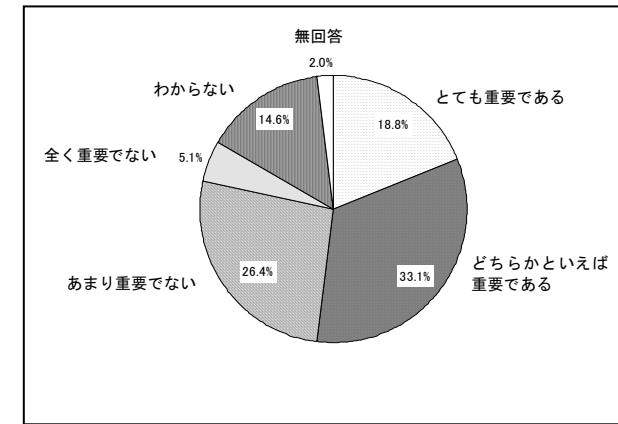
表 NPO 法人の活動内容

活動内容	団体数
保健、医療又は福祉の増進を図る活動	1 団体
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	1 団体
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	1 団体
子どもの健全育成を図る活動	3 団体
合計	16 団体

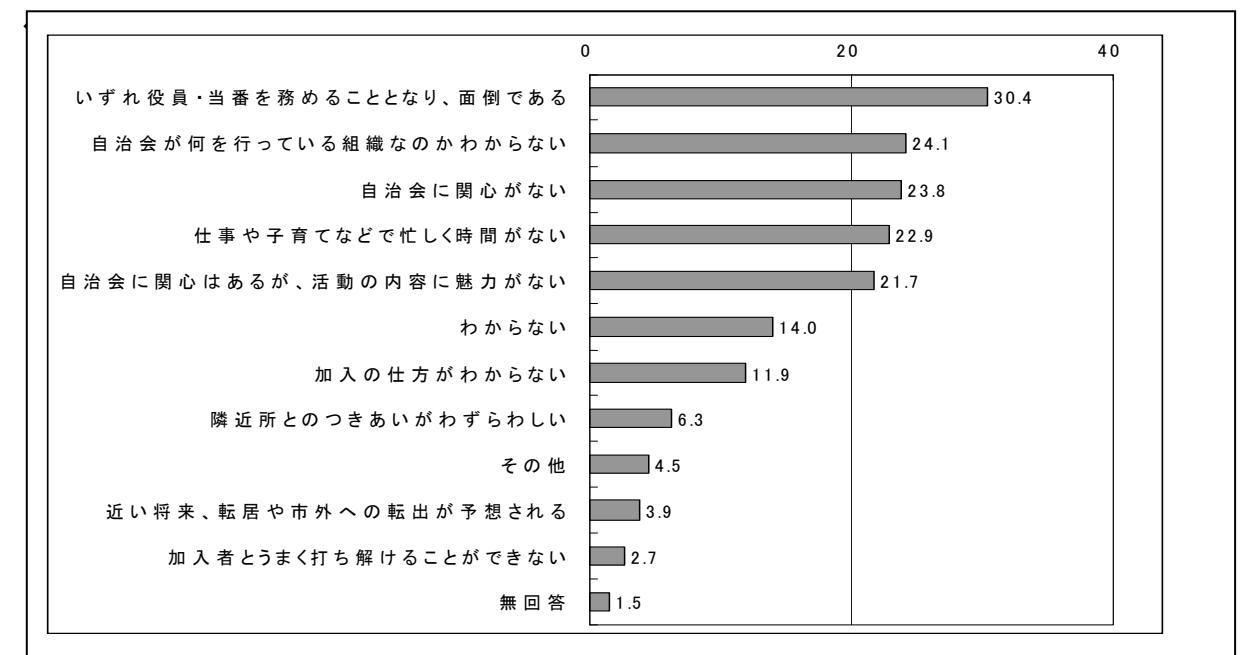
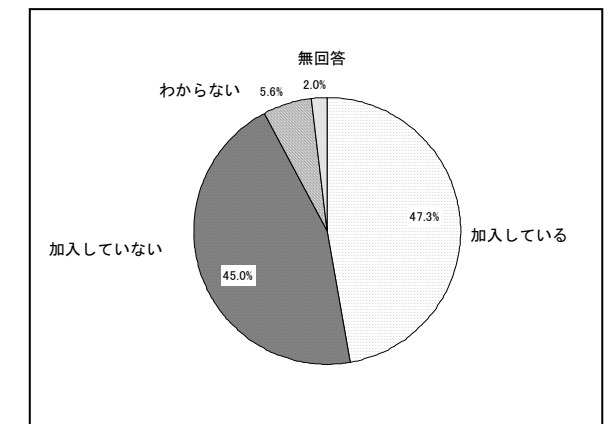
■ 市民の声

● 意識調査 『自治会についてどのように考えますか』

◆自治会について「重要と感じている」が52%、「重要と感じていない」が32%



◆自治会の加入状況「加入している」が47%、「加入していない」が45%



● 市民懇談会の意見 『コミュニティ活動』

テーマ・新旧住民の対話

- お祭り等には参加しているので、その時に自治会への勧誘などを行う。
- 親子で参加できるレクリエーションを手づくりで行う（ハイキング、ウォーキング、手芸、ものづくり等）
- 旧住民や旧街道沿いに存在する屋号紹介や武蔵村山市の独特な地名等を知ってもらえるようなおもしろマップ等を作成しPRする。（プリンスの森など）

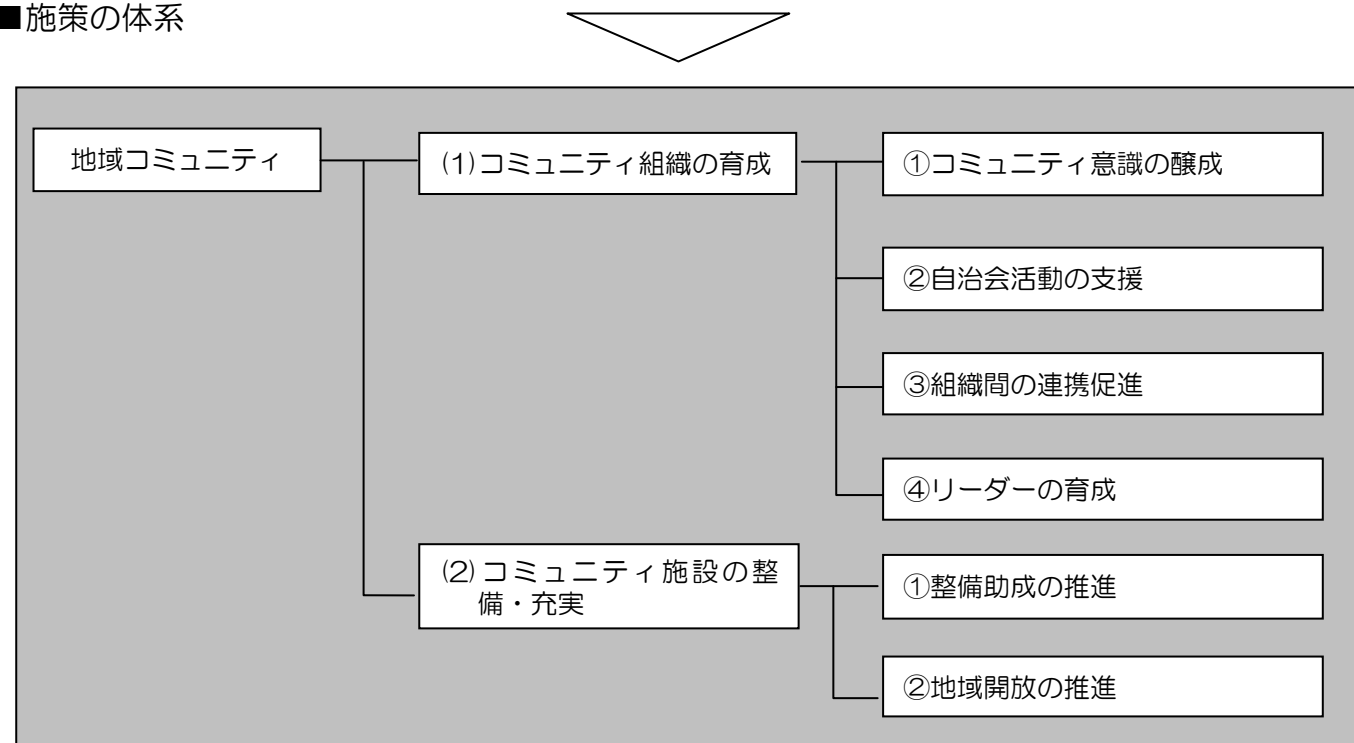
テーマ・村山デエダラまつりへの参加

- ねぶた山車を学校単位でつくり、参加することで、お祭りを盛り上げていく。

■基本方針

コミュニティ意識の醸成やリーダーの育成、様々なコミュニティ活動に対する支援など、地域コミュニティの更なる発展に向けた取組を行います。

■施策の体系



■施策の内容

(1) コミュニティ組織の育成

① コミュニティ意識の醸成

地域に貢献したいという潜在的意欲を引き出すため、各種ボランティア活動の情報を広報紙やホームページ等により提供し、地域コミュニティへの参加、市民同士の交流の促進に向けた意識の醸成に努めます。さらに、ボランティアセンターの機能強化・事業の充実に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○広報紙等によるボランティア活動の情報提供 ○ボランティアセンターの機能強化・事業の充実	地域振興課

② 自治会活動の支援

市政懇談会等における各自治会長との意見交換を通して、自治会活動に対する相談や助言などの側面的支援を行うとともに、自治会に対する各種補助金を交付することにより、活動の活性化を図り、自治会加入率の向上を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○市政懇談会の開催 ○自治会活動費補助の推進 ○自治会活性化活動費補助の推進	地域振興課

③ 組織間の連携促進

自治会連合会を中心に、自治会同士の情報の共有等による連携及び自治会と教育・福祉関係諸団体などとの連携を促進し、自主防災・自主防犯組織の結成など防災・防犯コミュニティ組織としての機能の充実を図るよう努めます。

具体施策（事業）	事業課
○自治会連合会の連携促進 ○連合組織への加入促進 ○自主防災・自主防犯組織の結成促進	地域振興課 防災安全課

④ リーダーの育成

自主的・主体的なコミュニティ活動の活性化を図るため、地域コミュニティ活性化検討委員会（仮称）の設置を検討し、リーダーの人材育成や確保に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○地域コミュニティの活性化	地域振興課

(2) コミュニティ施設の整備・充実

① 整備助成の推進

コミュニティ活動の活性化を図るため、自治会所有の集会所の建設、修繕などに際し、引き続き支援を行っていきます。

具体施策（事業）	事業課
○自治会集会所建設費等補助の推進	地域振興課

② 地域開放の推進

学校施設や教室等の地域への開放・利用による生涯教育やコミュニティ活動の活性化を支援し、市民参加による「土曜日チャレンジ教室」などにより、市民の地域活動への参加促進を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○学校施設の地域開放 ○地区集会所の適正な管理	生涯学習スポーツ課

■評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1) コミュニティ組織の育成	自治会加入率	36.2%	50%
(2) コミュニティ施設の整備・充実			

②交流

■現状と課題

本市は、平成2年に長野県栄村と姉妹都市提携を締結し、その後、教育・文化、スポーツ等の様々な分野で交流事業を実施しています。

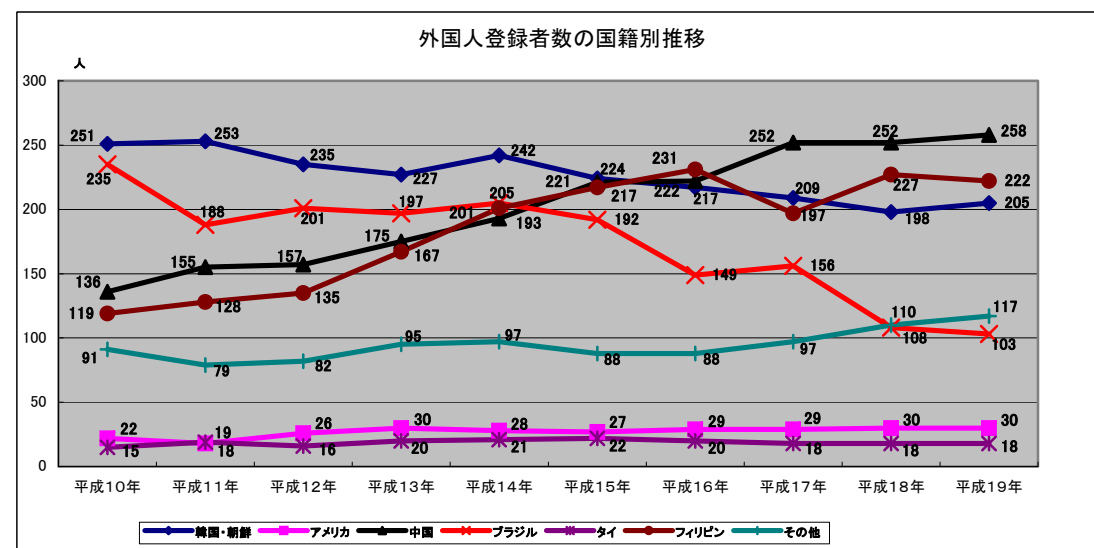
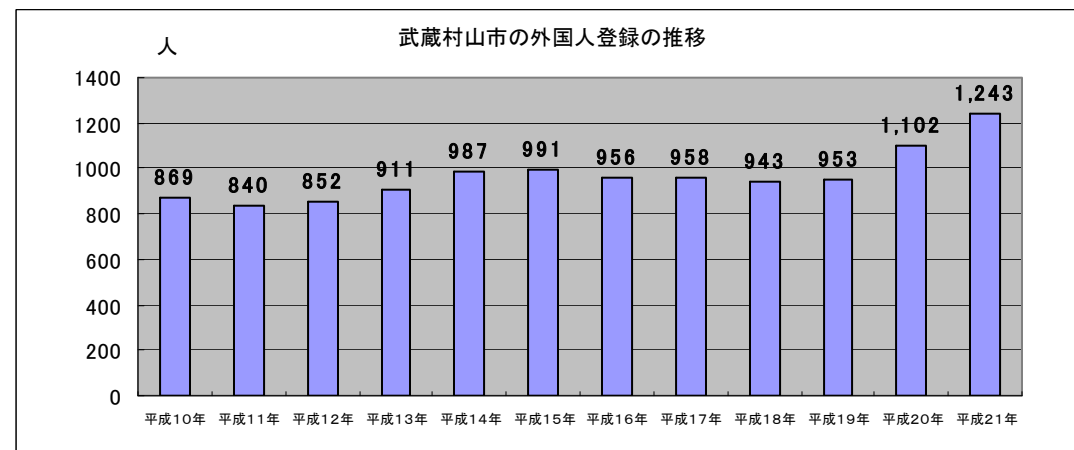
平成14年にオープンした温泉施設「かたくりの湯」のほか、日産自動車村山工場跡地にオープンした大規模商業施設は、市外からの来場者を含めて多くの人を集めており、交流の機会が拡大しています。

大規模商業施設内には、本市の情報発信施設となる情報館「えのき」があります。

本市の外国人登録者数は、平成19年までは約900人前後でしたが、平成20年に約1,100人、平成21年に約1,200人と近年増加の傾向にあります。

国籍別で見ると、中国人やフィリピン人が増加の傾向にあり、ブラジル人・韓国人が減少の傾向を示しています。

本市においても、国際化の進行が見込まれるため、各種の国際交流事業や中学校においても国際理解のための教育を実施するなど、国際化への対応を促進していく必要があります。



■市民の声

●市民懇談会の意見『交流の促進』

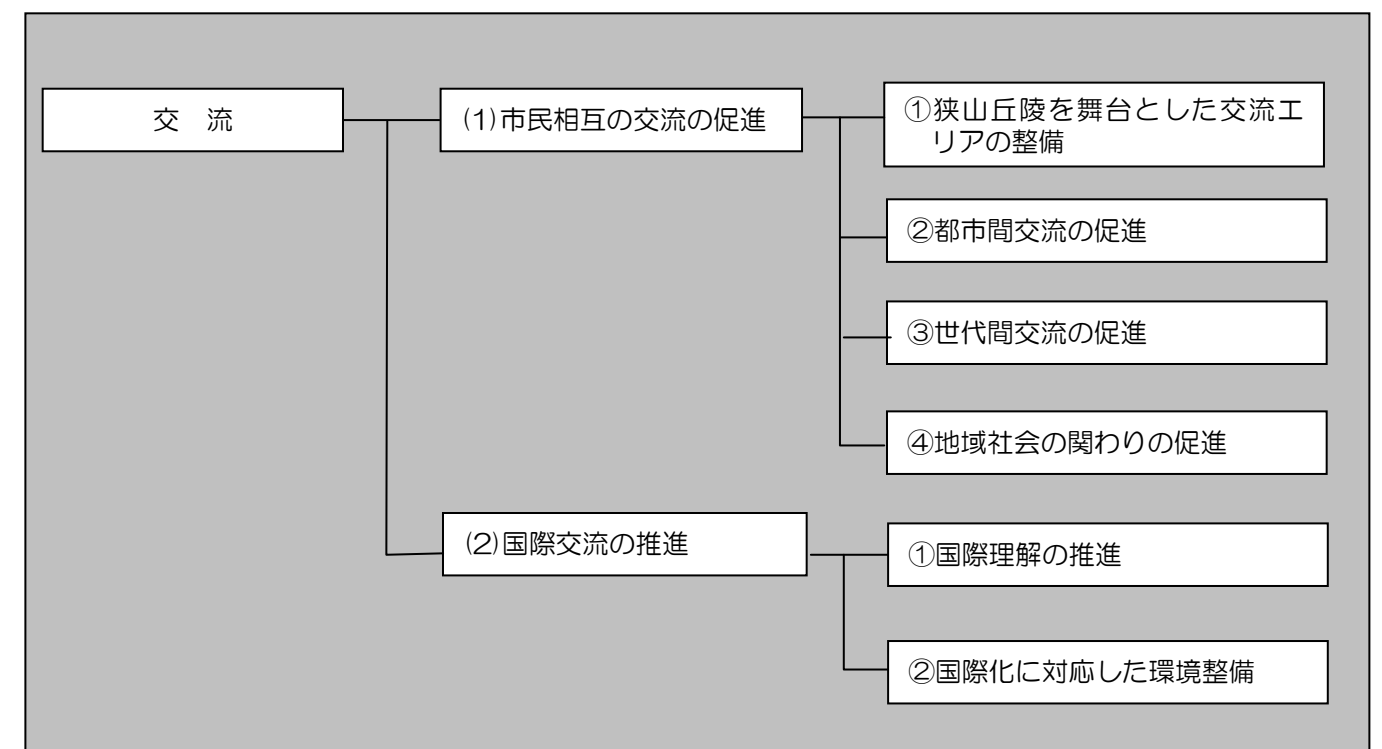
テーマ・交流施設の拠点整備

- 温泉施設「かたくりの湯」を交流の中心施設とし、利用者との多様な交流を行うために宿泊施設等の施設を整備する。
- 交流事業として農家と直結した市営のコミュニティレストラン（市民・農業・農地に近い場所）を整備する。

■基本方針

地域の活性化につながる市民相互の交流を図るために、その基本となる市民活動を一層推進するほか、国際化社会への対応を図るため、教育や文化等における国際理解を深め、市民生活の様々な場面で国際交流を推進します。

■施策の体系



■ 施策の内容

(1) 市民相互の交流の促進

① 狭山丘陵を舞台とした交流エリアの整備

狭山丘陵の観光資源と温泉施設「かたくりの湯」などを拠点とした広域的交流エリアの創造を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○狭山丘陵の観光資源と「かたくりの湯」を結び付けた新たな観光コースの検討	地域振興課

② 都市間交流の促進

教育・文化、スポーツなどを通じた市民レベルでの国内都市間の交流を支援します。

さらに、姉妹都市である長野県栄村との交流を深め、市民参加を促進するため、ホームページや広報紙などを利用した相互情報の普及を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○姉妹都市交流の推進 ○市民学園まつりの推進	企画政策課 地域振興課 生涯学習スポーツ課

③ 世代間交流の促進

世代間の交流が希薄となっているため、あらゆる機会をとらえて、人的交流の促進を図り、地域の活性化に努めます。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
○地域SNSの研究（※） ○地域コミュニティの活性化 ○放課後子どもプランの充実 ○リーダー研修会の実施	地域振興課 生涯学習スポーツ課

※ 地域SNS＝ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、地域の住民を対象として、インターネット上の掲示板での意見交換などを支援し、住民間でコミュニケーションを図るサービス。

④ 地域社会との関わりの促進

若い世代の地域社会への関わりが希薄になってきていることから、地域活動に参加できる仕組みづくりを検討します。また、それを通して、多世代が交流できる仕組みづくりについても検討します。

具体施策（事業）	事業課
○自治会に対する各種支援の実施	地域振興課

(2) 国際交流の推進

① 国際理解の推進

国・民族・文化の枠を超えた交流の基礎となる国際理解教育を学校教育や社会教育などの様々な場面で推進します。

また、国際化社会への対応を図り、国際理解を推進するため、国際姉妹都市・友好都市の提携に向けた検討を行います。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
◎国際交流事業の推進 ◎国際姉妹都市・友好都市との連携の検討 ○外国青年英語教育の推進	企画政策課 教育指導課

② 国際化に対応した環境整備

外国語版ホームページの運用、ガイドブックやパンフレットへの外国語の併記など、行政情報のほか、医療、防災等の日常生活に必要な情報を外国語でも提供するなど、増加する外国人居住者等も住みやすい環境づくりに努めます。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
○外国語版ホームページの運用 ◎公共施設表示の外国語併記の検討 ◎公共施設案内パンフレットへの外国語併記の検討	秘書広報課 関係各課

■ 評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1) 市民相互の交流の促進	放課後子どもプランの充実	5校	9校
(2) 国際交流の推進	外国語版ホームページの対応言語数	3か国語	推進

(2) パートナースhip

① 市民参加と協働

■ 現状と課題

市民の意思を市政に反映させるため、施策の計画から実施、評価に至る各過程において市民が主体的にかかわる市民参加が重要となっています。

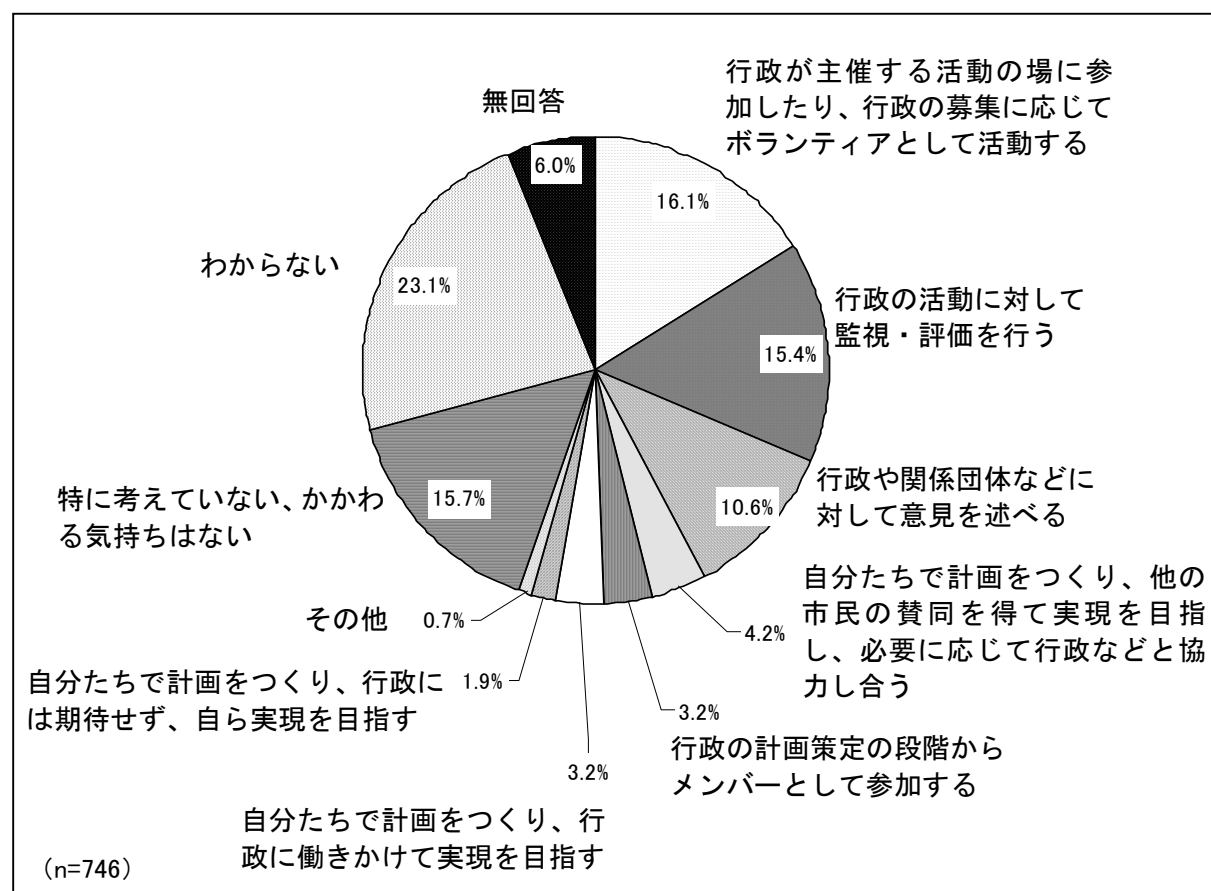
本市では、各種の行政情報の発信・提供を進めるとともに、各種の行政計画づくりにおいても、各種審議会や委員会などを設置し、市民参加の機会の提供に努めています。

また、平成18年には、「市民活動団体との協働に関する指針」を策定し、協働のまちづくりを推進しています。今後も市民参加・協働のまちづくりを推進するとともに、市報やホームページ、広聴等においても、市民参加や情報の共有の徹底に取り組む必要があります。

■ 市民の声

● 意識調査

◆ 今後の行政への関わり方：「行政が主催する活動の場に参加したり、行政の募集に応じてボランティアとして活動する」が16%、「行政の活動に対して監視・評価を行う」が15%



● 市民懇談会の意見『市民参加』

テーマ・市政への積極的な市民参加

- 議事概要等が公開されるまでの時間を短縮し、タイムリーに市民にわかるような仕組みをつくる。
- 施策の意思形成過程に市民を参加させる。
- 市民参画による事業仕分けを行う。
→税金を使うべき事業かどうかの判断
- 市民協働型の新しい公共サービスを検討する。
- 計画策定において、市民意思の反映と監視するシステムを検討する。

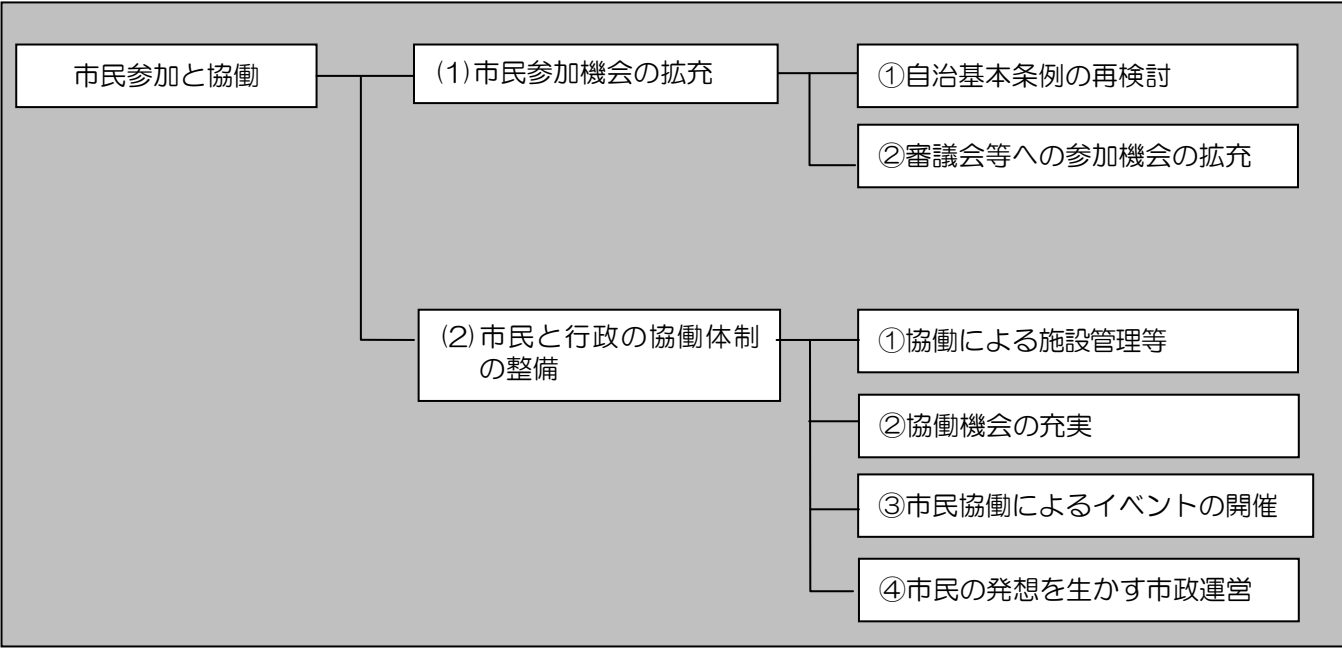
テーマ・市民の自主性の確立

- 地域まちづくり懇談会を設置する。(定例形式)
→自治会への加入問題、地域でできる公共サービスの検討、地域力の向上に向けた活動支援等
- 市民参画プラットフォームを構築する。
→市民参画の核となる場づくり、市民団体の情報、交流の場づくり、個々のニーズにあった市民参画探しの場
- まちづくりフォーラムを開催する。
→市民参画型まちづくりの情報提供や市民懇談会の経過報告、提言書、意見書の反映等への対応
- 女性の社会進出とあわせて、男性の地域進出を促していく。

■基本方針

市民と市が一緒にまちづくりを推進するために、行政が情報を公表し、市民の声を聴き、情報を共有するとともに、まちづくりへの市民参加の仕組みを整えます。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 市民参加機会の拡充

①自治基本条例の再検討
住民自治を推進し、自立した地域社会の実現を図るため、「自治体の憲法」として他の条例や計画等の基本となり、最高規範性を有する自治基本条例に向けて、引き続き市民参加による検討を進めます。

具体施策（事業）	事業課
○自治基本条例の再検討	企画政策課

②審議会等への参加機会の拡充
審議会等における公募枠の拡大等により、計画段階からの市民参加を促進し、市民各層の意見を施策や事業に反映させるよう努めます。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
◎公募委員登録制度の検討	地域振興課

(2) 市民と行政の協働体制の整備

①協働による施設管理等
施設の利用者や市民団体と協働で施設の管理・運営等ができるよう、制度の充実に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○市民等との協働による施設管理制度の検討	企画政策課

②協働体制の充実
市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを推進するために策定した「市民活動団体との協働に関する指針」を踏まえ、市民との協働の機会拡充を図るとともに、協働推進体制の充実に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○市民協働推進会議の開催 ○協働事業に対する評価制度の確立	地域振興課

③市民協働によるイベントの開催
活力にあふれたにぎわいのあるまちを目指し、市民等による実行委員会形式による市民参加や市民協働のイベントの開催に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○村山デエダラまつりの開催	地域振興課

④市民の発想を生かす市政運営
市民の自発的な活動に基づくまちづくりへの提案や提言を市政運営に生かし、市民との協働によるまちづくりを推進します。
また、ボランティアセンターを市民活動の総合拠点として、市民の自発的、自主的なボランティア活動やまちづくり活動を支援・推進し、協働事業提案制度の創設を目指します。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
◎協働事業提案制度の創設	地域振興課

■評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1) 市民参加機会の拡充	公募委員登録数	—	
(2) 市民と行政の協働体制の整備			

②情報共有

■現状と課題

市民権の自治を確立するためには、市民や事業者及び行政による市政情報の共有が不可欠であり、情報共有は、市民参加及び協働を推進する上での前提条件となっています。

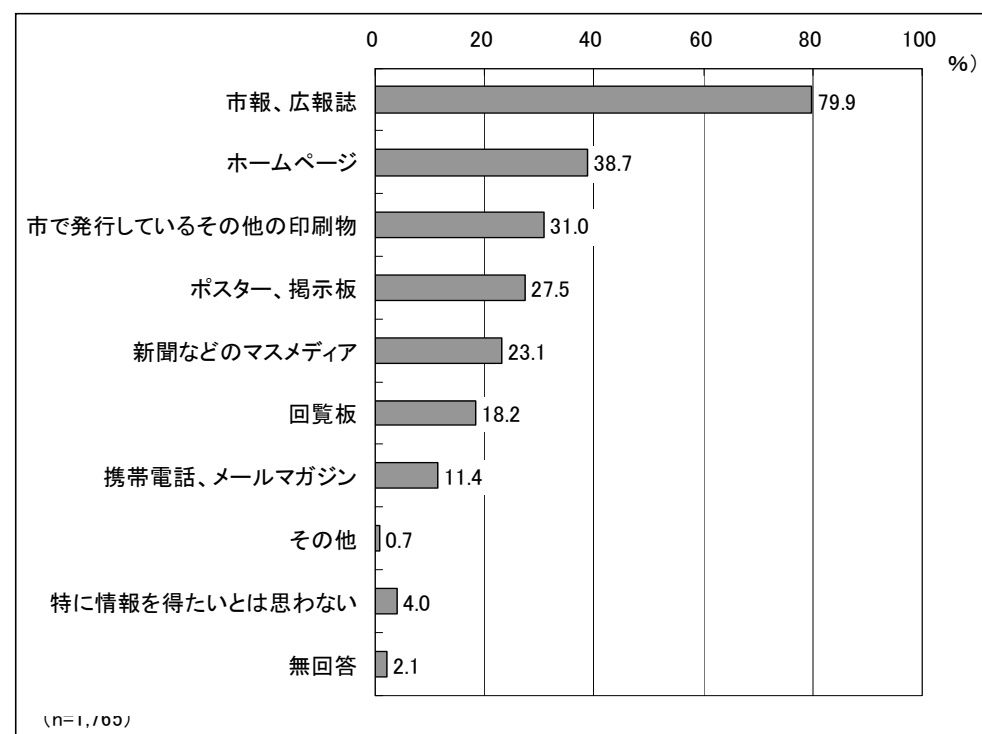
本市では、広報紙や市ホームページ等を通じて、各種情報を市民に分かりやすく公表し、市民との情報共有を推進しています。

今後も、市が保有する市政情報を市民の共有財産として有効に活用されるよう市政情報を分かりやすいものにするとともに、市民が市政についての確かな認識及び評価に基づく判断ができるよう市政情報を適切に管理し、積極的に公表する必要があります。

■市民の声

●意識調査『市に関する情報公開について、今後どのような手段による情報公開のサービスの充実を求めますか』

◆情報公開のサービスの充実について：「市報・広報誌」が80%



●市民懇談会の意見『情報化』

テーマ・広報・広聴の充実

- 市報を見直し、市民参加型の広報とする。
- 市民活動に関する広報の充実を図り、参加しやすい環境を整備する。

テーマ・情報の透明化

- 教育のつどい等で発表の場を与えることも必要である。

テーマ・情報システムの多様化

- 市報の中に各自治会を紹介するコーナー等を組み込む。(地域の紹介)
- 市のホームページの文字を簡単に大きくできるような仕組みとする。

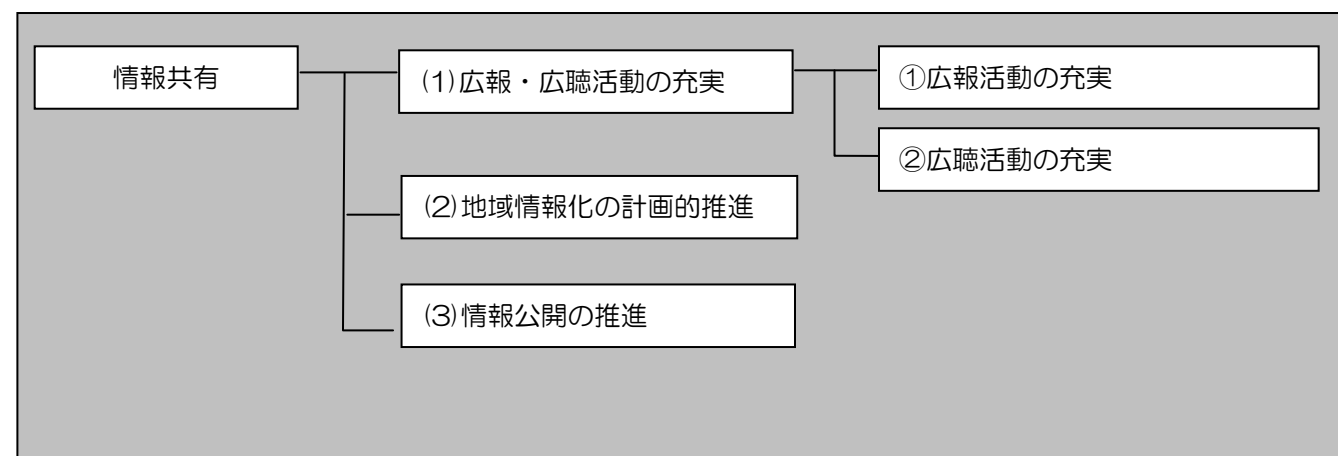
テーマ・情報のわかりやすい提供

- 市民に分かり易い情報データを発信する。
- IT化は効率のみで進めていくのではなく、市民の視点で構築していく。
- 市議会の議事録等を簡単に閲覧できるようにする。

■基本方針

市民主体の自立的なまちづくりを実現するには、市民の自主的な行動のもとに、市民と市が良きパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任においてまちづくりに取り組むことが必要であることから、市民と市が対等な立場に立ち、相互に責任を共有しながら、目標の達成に向けて連携するための仕組みを整えます。

■施策の体系



■ 施策の内容

(1) 広報・広聴活動の充実

① 広報活動の充実

市民と市をつなぐ分かりやすく親しみやすい広報紙を発行するとともに、ホームページにおける情報公開や市民参加・交流、電子申請などのシステム構築を推進し、アクセシビリティ（アクセスしやすさ）、ユーザビリティ（使いやすさ）に配慮した誰もが利用しやすいホームページを提供します。

さらに、新聞・テレビ等の報道機関を通じて情報を提供するパブリシティの効果的活用にも努め、本市の特性を生かした温泉・観光情報の発信等、特色ある広報活動を展開します。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
○広報紙やホームページによる広報活動の充実	秘書広報課

② 広聴活動の充実

市民の市政に対する期待や要望が多様化する中、これを的確に把握し、幅広く市政に反映させるため、市民意識調査、市政懇談会、市長への手紙等の広聴活動の充実に努めます。さらに、市長への手紙や電子メールでの意見や問い合わせへの対応体制を充実させます。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
○市民意識調査、市政懇談会、市長への手紙等の広聴活動の充実 ○各種審議会等の市民参加の促進	秘書広報課 地域振興課 関係各課

(2) 地域情報化の計画的推進

「第三次情報化基本計画」に基づき、既に導入されている住民情報システムや住民基本台帳カードによる住民票の広域発行サービス、公的個人認証サービス、電子申請等のサービスのほか、今後もインターネットや電子カード等の活用による情報提供や住民サービスの拡充を行い、事務処理を効率化しつつ、個人情報の保護及び情報セキュリティに配慮して、誰もがいつでもどこでもより簡単に行政情報やサービスを利用できる仕組の構築を目指します。

一方で、市民と情報を共有・交換する機会を増やすことにより、市民とのパートナーシップによるまちづくりを実現します。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
○利用しやすいシステムの構築 ○地域SNSの研究【再掲】	文書情報課 地域振興課

(3) 情報公開の推進

情報公開は市民参加のまちづくりを進める上で必要不可欠であることから、公文書開示制度による公文書の開示のみならず、各種情報を積極的に分かりやすく公表・提供することにより、市政に関する情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう情報公開の総合的な推進を図ります。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
○情報公表及び情報提供施策の推進	関係各課

■ 評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1) 広報・広聴活動の充実	市報、ホームページ、マスメディアの活用	継続	充実
(2) 地域情報化の計画的推進			
(3) 情報公開の推進	情報公表・情報提供件数	情報公表 4 件 情報提供 13 件	推進

2. 安心していきいきと暮らせるまちづくり

(1)安全・安心

(2)健康・医療

(3)福祉

(1)安全・安心

①防災対策

■現状と課題

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災は各方面に大きな衝撃を与え、本格的な防災対策推進のきっかけとなりましたが、その後も新潟県中越地震や台風、暴風雨などの自然災害による被害が毎年のようにみられる中、防災施策の重要性がより一層高まっています。

本市でも、災害対策基本法に基づく地域防災計画を策定し、平成 17 年度の修正計画で総合的な防災体制の確立に努めています。現在、市内には避難場所兼避難所が 15 か所、避難場所が 22 か所、避難所が 13 か所、計 50 か所指定され、収容人員は約 25 万人となっています。(1㎡当り 1 人、避難所は 1.5㎡当り 1 人として算定) また、災害対策用備蓄倉庫が 19 か所に設置され、自主防災組織が各自治会等で 20 自治会約 4,300 世帯が組織化を図り、活動している状況にあります。

一方で、平成 15 年の米国での同時テロ以降、国民保護法の整備がなされ、本市でも国民保護計画を策定しています。平成 21 年 4 月には「安全・安心まちづくり条例」を制定し、安全・安心なまちづくりの推進を図るため、「安全・安心まちづくり推進協議会」を設置しました。

その他、新型インフルエンザによる爆発的感染拡大(パンデミック)の防止など、総合的な危機管理体制づくりが重要となっています。

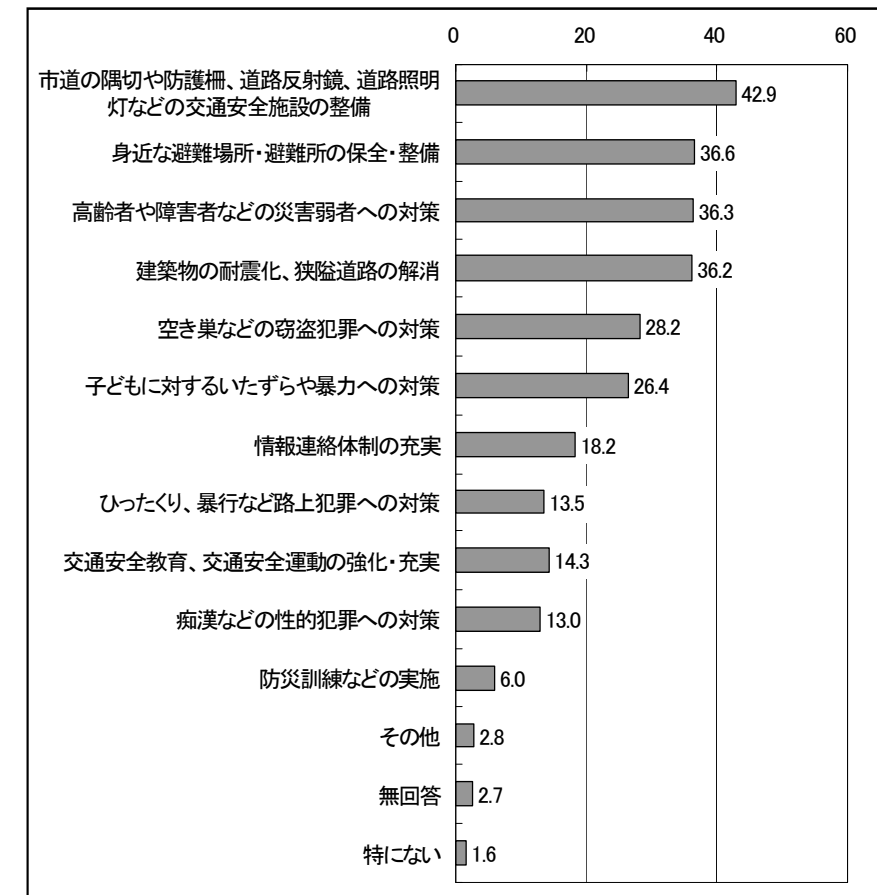
河川整備及び防災対策については、関連事業の実施により一定の成果が見られますが、今後もより安全な都市生活をおくるために、「防災行政無線の充実」、「市民への広報連絡体制の充実」等の災害対策の充実に努める必要があります。

避難場所・避難所一覧									
区分	番号	施設名	所在地	収容人員(人)	区分	番号	施設名	所在地	収容人員(人)
避難場所・避難所	1	市立第一小学校	本町一丁目	4,200	避難場所	12	三ツ木地域運動場	三ツ木一丁目	3,600
	2	市立第二小学校	三ツ木二丁目	4,800		13	原山地域運動場	中央二丁目	3,000
	3	市立第三小学校	中藤一丁目	4,100		14	残堀・伊奈平地域運動場	残堀四丁目	3,000
	4	市立第七小学校	大南二丁目	7,200		15	総合運動公園運動場(第一)	岸五丁目	20,000
	5	市立第八小学校	三ツ藤二丁目	7,000		16	総合運動公園運動場(第二)	岸五丁目	17,000
	6	市立第九小学校	学園一丁目	5,800		17	野山北公園運動場	本町五丁目	5,200
	7	市立第十小学校	残堀五丁目	6,800		18	カマキリ公園	緑が丘	2,600
	8	市立雷塚小学校	学園四丁目	7,100		19	総合運動公園運動場(第三)	岸三丁目	5,000
	9	市立第一中学校	本町二丁目	9,900		20	プリンスの丘公園	榎一丁目	5,000
	10	市立第三中学校	神明四丁目	6,800		21	横田児童遊園	本町四丁目	2,200
	11	市立第四中学校	大南二丁目	8,700		22	新大南運動広場	大南三丁目	1,065
	12	市立第五中学校	残堀五丁目	6,800					
	13	小中一貫校村山学園	緑が丘	11,800		1	さいかち地区会館	緑が丘	160
	14	市民総合センター	学園四丁目	2,000		2	中藤地区会館	中藤三丁目	270
	15	総合体育館	岸三丁目	3,200		3	三ツ木地区会館	三ツ木二丁目	160
避難場所	1	山王森公園	三ツ藤三丁目	3,600	4	大南地区会館	大南五丁目	280	
	2	雷塚公園	学園四丁目	17,100	5	残堀・伊奈平地区会館	残堀一丁目	280	
	3	オカネ塚公園	緑が丘	7,600	6	雷塚地区会館	学園四丁目	270	
	4	大南公園	緑が丘	43,900	7	福祉会館	中央二丁目	120	
	5	伊奈平公園	伊奈平五丁目	2,100	8	第二老人福祉館	残堀二丁目	40	
	6	経塚向公園	中原二丁目	2,000	9	第三老人福祉館	本町四丁目	40	
	7	中原公園	中原二丁目	3,200	10	第四老人福祉館	岸三丁目	40	
	8	大南東公園	大南五丁目	2,000	11	第五老人福祉館	神明二丁目	40	
	9	三ツ藤南公園	三ツ藤一丁目	2,000	12	山王森児童館	三ツ藤三丁目	50	
	10	小山内運動公園	岸二丁目	2,000	13	緑が丘ふれあいセンター	緑が丘	40	
	11	シドメ久保運動公園	残堀二丁目	2,000		合計 (計50ヶ所)		251,365	

■市民の声

●意識調査 『安全安心なまちづくりを行う上で、あなたが市に特に力を入れて欲しいと思うことは何ですか。』

◆安全安心なまちづくりのための施策：「市道の隅切や防護柵、道路反射鏡、道路照明灯などの交通安全施設の整備」が 43%

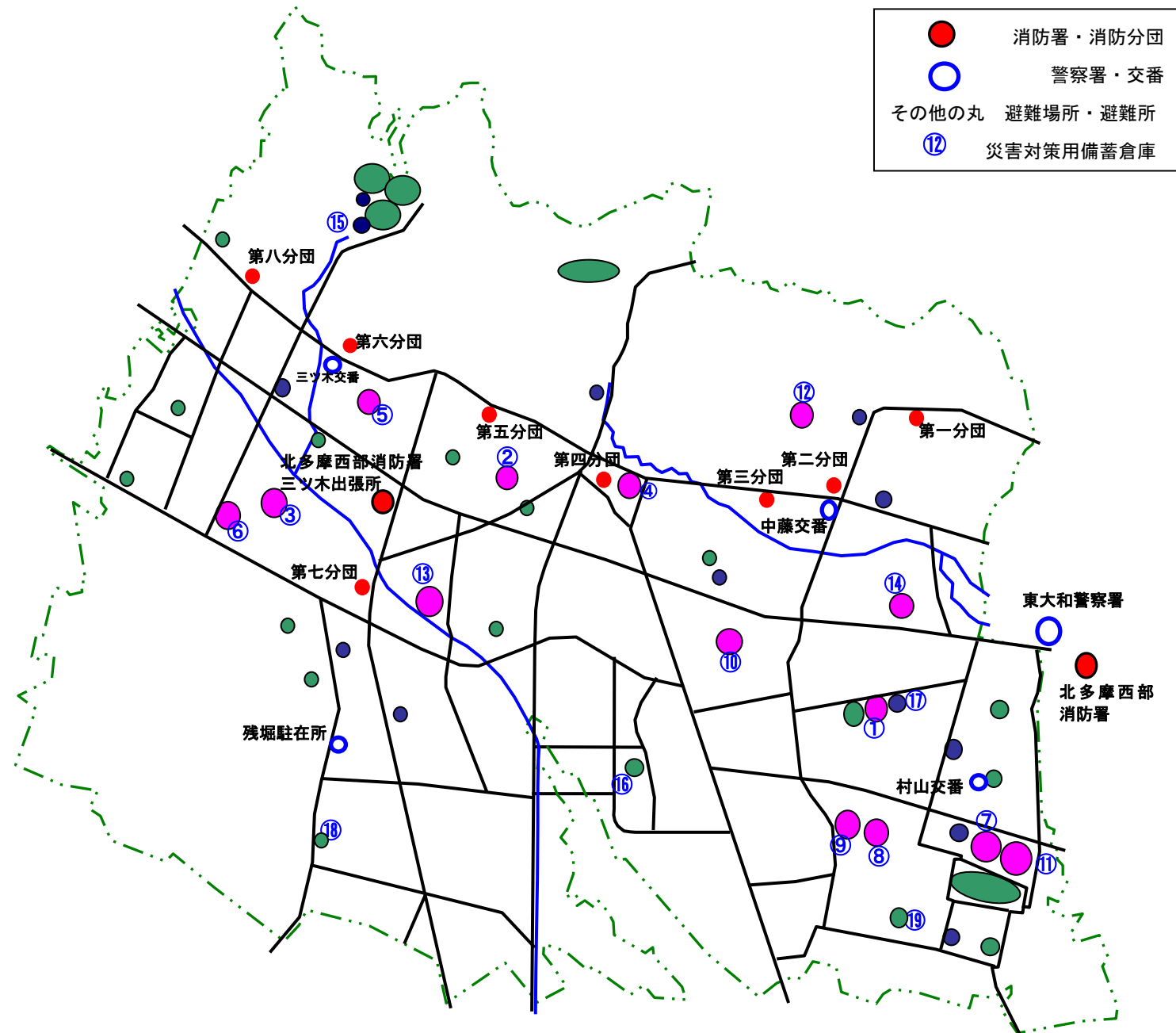


市内の自主防災組織一覧

名称	結成年月日	構成世帯数
① 2B 自治会自主防災会	昭和 59 年 8 月	330 世帯
② 向山自治会自主防災会	昭和 60 年 4 月	46 世帯
③ 伊奈平自治会自主防災会	平成 7 年 9 月	506 世帯
④ 学園自治会自主防災会	平成 9 年 4 月	176 世帯
⑤ 三ツ藤自治会自主防災会	平成 10 年 1 月	442 世帯
⑥ 19B 自治会自主防災会	平成 11 年 5 月	170 世帯
⑦ 日の出自治会自主防災会	平成 11 年 7 月	191 世帯
⑧ 大南自治会自主防災会	平成 12 年 7 月	620 世帯
⑨ 宿自治会自主防災会	平成 16 年 3 月	233 世帯
⑩ 中村第一自治会自主防災会	平成 16 年 8 月	113 世帯
⑪ 中村第二自治会自主防災会	平成 16 年 8 月	95 世帯
⑫ 中村第三自治会自主防災会	平成 16 年 8 月	106 世帯
⑬ 岸自治会自主防災会	平成 17 年 9 月	292 世帯
⑭ 萩ノ尾自治会自主防災会	平成 18 年 4 月	178 世帯
⑮ 上水台自治会自主防災会	平成 19 年 10 月	250 世帯
⑯ 峰自治会自主防災会	平成 19 年 12 月	235 世帯
⑰ 谷津自治会自主防災会	平成 20 年 11 月	204 世帯
⑱ 大南五丁目自治会自主防災会	平成 20 年 12 月	41 世帯
⑲ 7B 自治会自主防災会	平成 21 年 6 月	230 世帯
⑳ 1112 自治会自主防災会	平成 21 年 10 月	97 世帯
㉑ しのめ自治会自主防災会	平成 22 年 3 月	60 世帯
21 自治会		4,212 世帯

災害対策用備蓄倉庫一覧

学校名	設置年度	所在地
① 市立雷塚小学校	平成 11 年度	学園四丁目
② 市立第一中学校		本町二丁目
③ 市立第五中学校		残堀五丁目
④ 市立第一小学校	平成 12 年度	本町一丁目
⑤ 市立第二小学校	平成 13 年度	三ツ木二丁目
⑥ 市立第十小学校		残堀五丁目
⑦ 小中一貫校村山学園	平成 14 年度	緑が丘
⑧ 市立第七小学校		大南二丁目
⑨ 市立第四中学校		大南二丁目
⑩ 市立第九小学校	平成 15 年度	学園一丁目
⑪ 小中一貫校村山学園	平成 16 年度	緑が丘
⑫ 市立第三小学校	平成 17 年度	中藤一丁目
⑬ 市立第八小学校		三ツ藤二丁目
⑭ 市立第三中学校		神明四丁目
⑮ 総合体育館		岸三丁目
⑯ プリンスの丘公園	平成 18 年度	榎一丁目
⑰ 市民総合センター		学園四丁目
⑱ 伊奈平公園		伊奈平五丁目
⑲ 新大南運動広場	平成 20 年度	大南三丁目



●市民懇談会の意見『防災対策』

テーマ・地域コミュニティの形成と個々の能力向上

- 小学校単位での防犯・防災コミュニティを充実させる。
- 防災訓練を地域単位で実施していく。
- 地域の初期災害に対応できるような組織づくりが必要である。
→災害時コミュニティネットワークの形成
- 市民の防災能力の向上に努める。

→普通救命講習（中学生以上）、上級救命講習（成人、市、防災組織対象）の実施

テーマ・危機管理の体制づくり

- 災害対策時における、関係組織の連携を強化する。
→市、消防、警察、医療機関、電気、ガス、水道などの多様な組織間の迅速かつ柔軟な連携体制の確立。
- 新型インフルエンザなど、新たな感染症への対応を強化する。

→未知のウィルスによる感染拡大の防止対策の検討。

テーマ・安全のための施設や河川の整備

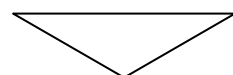
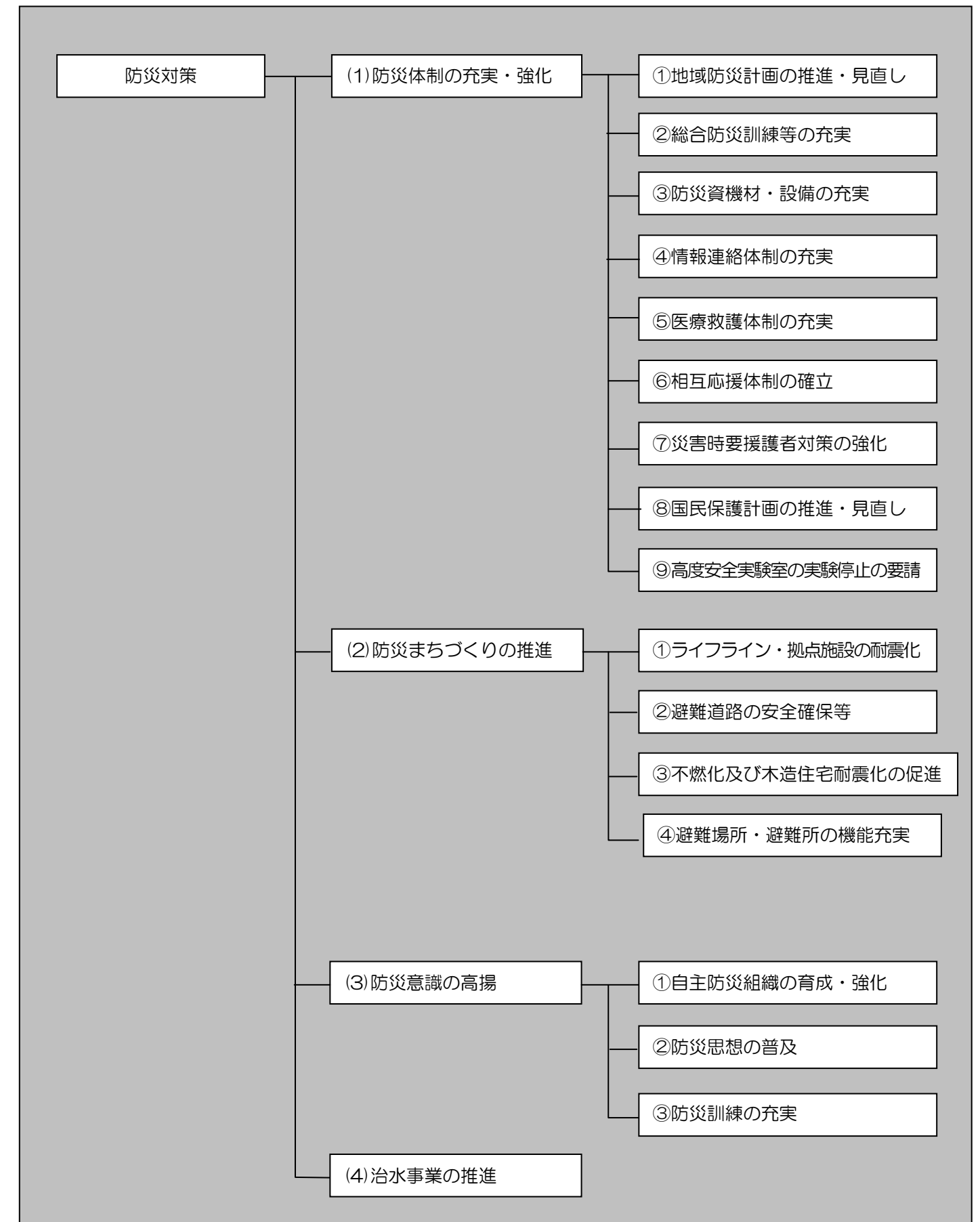
- 災害時の拠点となる公共施設の耐震化を促進する。
- 防災拠点の装備充実と避難路の確保に努め、これを広報等により市民に周知していく。
- ゲリラ豪雨などに対応できるような河川整備を促進する。
- 安全・安心のためにも、消防・救急活動に支障が出ないように、狭小道路の整備を行う。

テーマ・情報提供の充実

- 危険箇所の把握のためにハザードマップを作成する。
→震災時、危険と思われる場所を事前に把握し、改善していく。
→倒壊の可能性のある建物、ブロック塀、危険物を扱う施設などの状況を把握する。
- 要救助者リストを作成する。
→ハンディキャップを持つ人、単身高齢者など要救助者を把握する。

■基本方針

地震や台風等の自然災害や不測の事態における被害が想定される中、防災等に対する市民の関心がより高まっています。そこで、自然災害時などの不測の事態における危機管理体制の充実や災害に強い都市基盤づくりのほか、地域と連携した防災活動の推進に取り組みます。



■ 施策の内容

(1) 防災体制の充実・強化

① 地域防災計画の推進・見直し

過去における災害の経験などをもとに、災害時における市民や行政などの役割分担を明確にした総合的な防災活動の指針となる地域防災計画の積極的な推進を図るとともに、災害等における関係機関との連絡、出動、復旧等に係る体制の強化を図ります。

また、社会情勢の変化等に的確に対応した計画とするため、定期的な見直しを行います。

具体施策（事業）	事業課
○地域防災計画の推進 ○災害時における緊急連絡体制の強化	防災安全課

② 総合防災訓練等の充実

災害時における応急対策活動を迅速、的確なものとするため、総合防災訓練等実践的な訓練に参加することにより、防災拠点初動隊の行動力の向上に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○総合防災訓練の参加	防災安全課

③ 防災資機材・設備の充実

災害時において必要な防災資機材の充実を図るため、公共施設内の備蓄倉庫に、食糧、生活必需品などの災害備蓄品の計画的な確保に努めます。

また、阪神・淡路大地震の教訓を基に、地震により発生する延焼火災に対応できるよう防火水槽の整備・充実に努めます。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
○災害備蓄品の計画的な購入 ○防火水槽の整備	防災安全課

④ 情報連絡体制の充実

災害時には避難情報等が確実に伝達できるよう、防災行政無線の難聴対策、防災防犯情報メールの配信など市民への広報・連絡体制の充実・強化に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○防災行政無線システムの充実	防災安全課

⑤ 医療救護体制の充実

病院、医師会、接骨師会などとの連絡体制を強化し、救急医療体制の確立、充実に努めます。

さらに、テロや新型インフルエンザ等の感染症など新たな脅威に対応した医療救護体制の確立・充実に向け、関係機関との連携強化を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○関係機関との連携強化	防災安全課 健康推進課

⑥ 相互応援体制の確立

東京都、周辺自治体や関係機関との密接な連携により、応急対策をはじめ、被災者の収容など、幅広い応援・協力体制の確立を図るとともに、災害時における応援協定を締結するなど応急救援体制の強化を図ります。

また、災害時におけるボランティア活動の効果的な役割を検討しつつ、ボランティアセンターを拠点とし、ボランティアコーディネーターの育成や市外からのボランティア受入体制等を検討します。

具体施策（事業）	事業課
○災害ボランティア登録制度の普及	防災安全課 地域振興課

⑦ 災害時要援護者対策の強化

災害時要援護者登録制度の周知を図るとともに、登録名簿のより有効な活用を検討します。

具体施策（事業）	事業課
○災害時要援護者登録制度の周知	防災安全課

⑧ 国民保護計画の推進・見直し

国民保護法に基づき策定した武蔵村山市国民保護計画をより実効性のあるものとするため、関係機関との連携強化を図るとともに、定期的な見直しを行い、有事の体制を確立します。

具体施策（事業）	事業課
○関係機関との連携強化	防災安全課

⑨ 高度安全実験室の実験停止の要請

国立感染症研究所村山庁舎において取り扱う病原体等については、「国立感染症研究所病原体等安全管理規程」等に基づき万全な対策が講じられていますが、最も危険度の高い病原体等を取り扱う高度安全実験室（P4）施設については、実験停止状態の現状継続及び今後当該施設を移転するよう引き続き要望します。

具体施策（事業）	事業課
○実験停止及び施設移転要請	企画政策課

(2) 防災まちづくりの推進

① ライフライン・拠点施設の耐震化

水道、ガス、電気、通信などの市民生活に不可欠なライフラインの確保と耐震化の促進に向け、関係機関との協議により、耐震化を促進します。また、災害時における拠点施設の耐震性を向上させるため、「耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断及び耐震改修の推進を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○ライフライン耐震化の促進 ○公共施設の耐震改修促進計画の推進	防災安全課 都市計画課

②避難道路の安全確保等

避難場所まで安全に移動できるよう、避難道路の安全性の向上に努めるほか、市道の拡幅、改修等、その整備に努めます。また、災害時における交通規制などについて、PRに努めます。

さらに、避難時の安全誘導を確保するため、主要市道を中心に緊急活動重要路線としての整備に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○避難経路の整備	防災安全課 道路公園課
○主要市道第12号線の整備	

③不燃化及び木造住宅耐震化の促進

火災の延焼を防止するため、建築物の不燃化の促進や地域の緑化、オープンスペースの確保などにより、都市の不燃化地域の拡大を図ります。特に、幹線道路や河川等を防火帯として位置づけ、延焼防止対策の強化を図ります。

また、震災時に市民の生命及び財産を守るため、昭和56年5月31日までに建築された木造住宅の耐震診断・耐震改修の助成条件を緩和し、木造住宅の耐震化の促進を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○耐震診断・耐震改修費助成の推進	防災安全課

④避難場所・避難所の機能充実

現在ある避難場所37か所、避難所28か所（市民総合センター、総合体育館など）の市民への周知徹底を図るとともに、その機能の充実のため、備蓄倉庫の備蓄物資を計画的に調達します。

また、避難者を安全に誘導するため、避難経路を想定した避難場所・避難所の案内看板の整備を行います。

具体施策（事業）	事業課
○備蓄物資の計画的な調達	防災安全課 道路公園課
○避難場所・避難所の案内看板の整備	

(3)防災意識の高揚

①自主防災組織の育成・強化

自分たちのまちは自分たちで守るという連帯感や災害時における市民・事業者と行政が一体となった地域ぐるみでの防災機能・意識を向上させるため、資器材等の助成を強化するなど、自治会を中心とした自主防災組織の結成促進と育成強化を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○自主防災組織の結成促進と育成強化	防災安全課

②防災思想の普及

災害に強いまちづくりには、市民の協力が欠かせません。住宅の耐震化等防災思想に則った家づくりを提唱するとともに、家具類の転倒防止など、家庭でできる地震対策についてのPRのほか、防災施設の見学会の開催など様々な機会を通じ、非常時に適切な行動ができるよう防災知識の普及や防災用品の自己備蓄など意識の高揚を図ります。また、防災マップ・ハザードマップを作成・配布し、防災意識の高揚を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○地震対策のPR	防災安全課
○防災教育・防災訓練の充実	

③防災訓練の充実

本市では、毎年8月の最終日曜日に、小学校の通学地区を対象に自治会や消防・警察署の関係機関の参加により、総合防災訓練を実施しています。

今後は、阪神・淡路大震災などの教訓を踏まえ、市民の災害時における行動力を高めるため、市民主体による体験型の地区防災訓練、避難所体験訓練を実施・充実し、防災訓練等への参加者及び参加層の拡大に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○総合防災訓練の実施	防災安全課

(4)治水事業の推進

治水対策の充実を図るため、空堀川の早期事業化の促進を東京都に要請するとともに、その他の河川・水路等については、順次、改修・整備に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○空堀川の早期事業化の要請	都市計画課

■評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1)防災体制の充実・強化	防火水槽の整備 震災時の充足率	75.5%	86%
(2)防災まちづくりの推進	耐震診断の促進	1件	10件
(3)防災意識の高揚	自主防災組織の結成率	38%	50%
(4)治水事業の推進			

②消防・救急体制

■現状と課題

本市での常備消防については、東京消防庁による広域体制で実施しています。

火災の発生件数は、平成18年度には43件発生しており、平成15年度には、火災により1人が死亡しています。また、救急車の出動回数は、平成20年には3,143回を数え、救護人員も平成20年には2,957人となっています。

消防団は、団長、副団長以下8分団、194人(定数204人)の団員で構成され、火災発生時の消火活動や消防署隊の後方支援隊として活動しています。

これまで「安全装備品の充実」や「消防車の更新」、「常備消防と一体となった消防活動」等の事業が実施され、消防・救急体制の向上が図られており、今後も引き続き、「消防団員の確保」や「教育訓練の向上」、「救急・救助体制の強化」等の総合的な消防・救急体制の強化に努める必要があります。

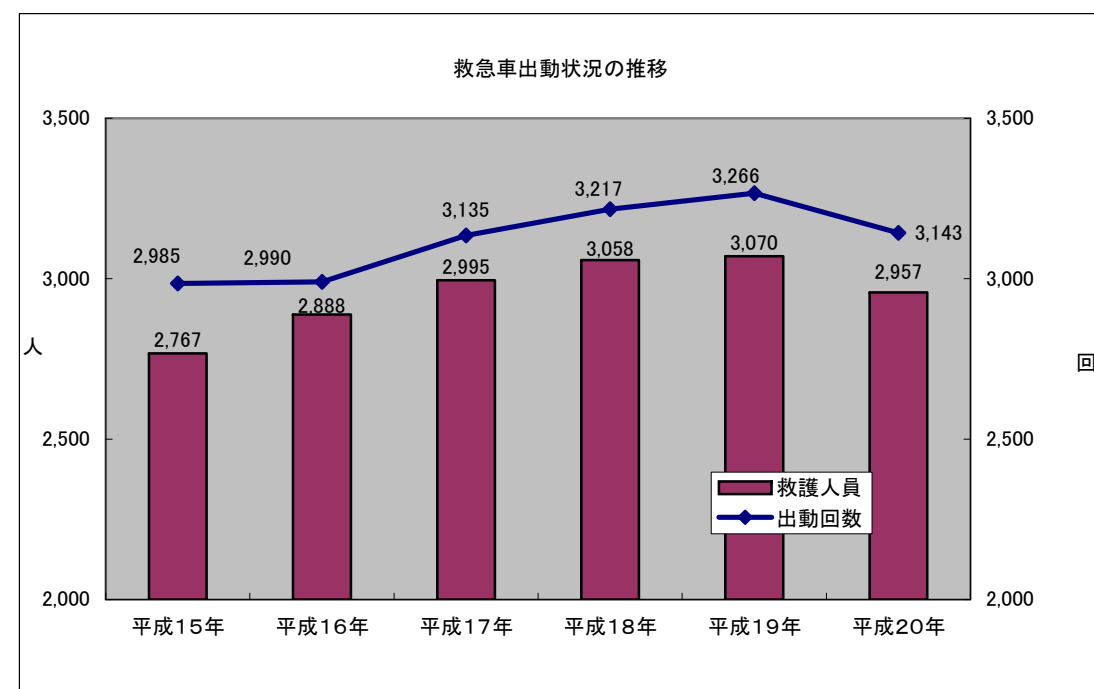
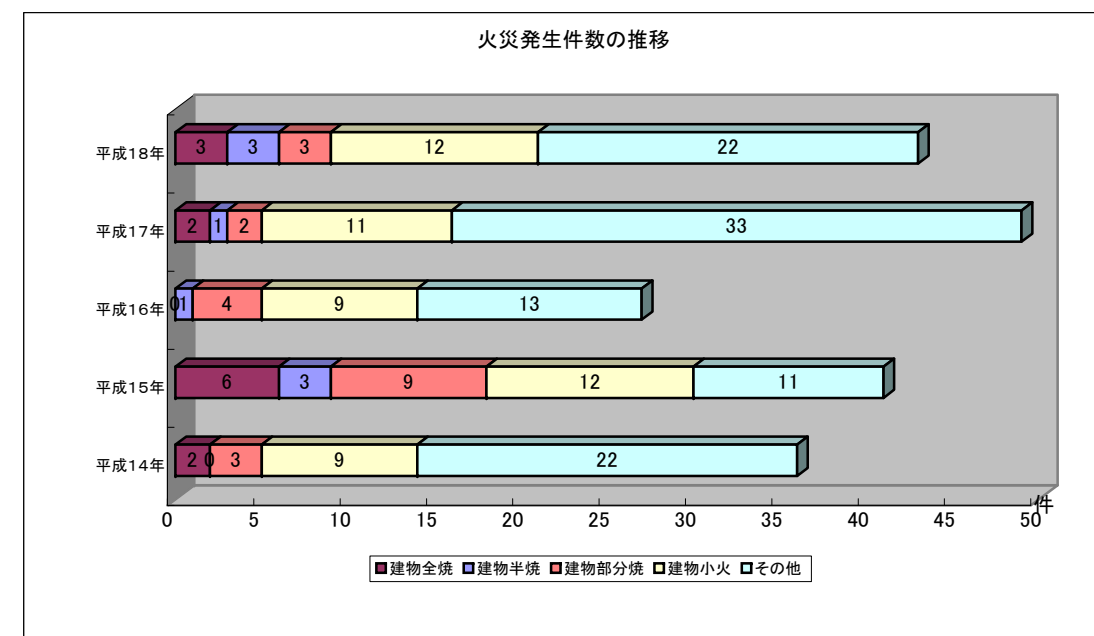
表 火災による被害の推移

年次	延損床面積 (㎡)	り災世帯	死者 (人)	傷者 (人)
平成16年度	120	17	-	9
17	34	8	1	4
18	318	14	-	9
19	167	7	-	7
20	20	17	-	7

表 市消防団の組織

分団名	団員数 (人)	配置車両	車両購入年月
本部	4	消防団指揮・広報車	平成19年11月
第一分団	25	普通消防ポンプ自動車	平成12年1月
二	23	水槽付消防ポンプ自動車	平成19年2月
三	20	普通消防ポンプ自動車	平成10年10月
四	24	水槽付消防ポンプ自動車	平成20年11月
五	23	普通消防ポンプ自動車	平成14年3月
六	25	水槽付消防ポンプ自動車	平成13年3月
七	25	普通消防ポンプ自動車	平成8年10月
八	25	普通消防ポンプ自動車	平成9年10月
合計	194	9台	

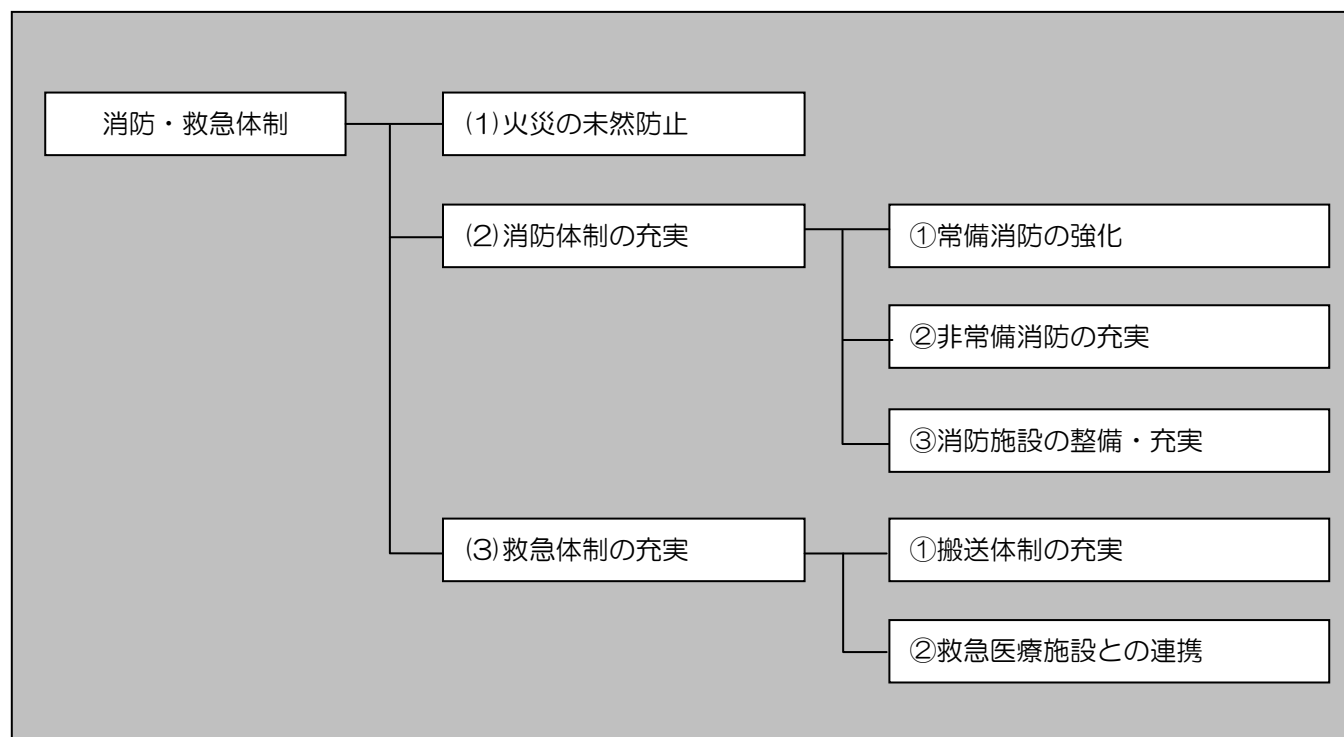
【出典：統計書（防災安全課資料）】



■基本方針

消防署と連携した消防・救急体制の整備や警察署と連携した交通安全・防犯対策に加え、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもと、地域コミュニティにおける取組みを推進します。

■施策の体系



■施策の内容

(1)火災の未然防止

家庭での防火意識の高揚を図るため、防火思想の普及や広報活動の推進に努めます。また、北多摩西部消防署と連携を図りながら、消防団による火災多発期の予防警戒を引き続き実施します。

具体施策（事業）	事業課
○火災予防警戒の実施	防災安全課

(2)消防体制の充実

①常備消防の強化

中高層建築物の増加や有毒発煙材の使用など、新たな課題に対処し、災害時の消火・救急活動をより的確なものとするよう、東京都に対し、災害時の消火・救助救急活動に有効な装備の充実と災害に対応した常備消防力の増強を要請します。

具体施策（事業）	事業課
○常備消防の増強要請	防災安全課

②非常備消防の充実

地域防災の中核を担う消防団員の確保や教育訓練の実施により、消防団員の技術の向上と資質の練磨を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○水防訓練、礼式訓練等の実施 ○消防団員の募集及びPRの充実	防災安全課

③消防施設の整備・充実

防火水槽、消火栓の増設及び維持管理に努め、消防車の計画的な更新を行います。

具体施策（事業）	事業課
○防火水槽の整備【再掲】 ○消火栓の増設、維持管理	防災安全課

(3)救急体制の充実

①搬送体制の充実

災害時等において多く発生する救命救急需要に対処するため、東京都に対し、災害時における搬送体制の充実を要請するとともに、市民への救命救急技術の普及に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○救急搬送体制の充実要請 ○市民救急救命講習会の実施	健康推進課 防災安全課

②救急医療施設との連携

救急医療機関との連携を図り、市民が身近な場所で安心して利用できる救急体制の整備を促進します。

具体施策（事業）	事業課
○救急医療機関との連携強化	防災安全課

■評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1)火災の未然防止	火災予防警戒	3, 11, 12月	継続
(2)消防体制の充実	消防団員の確保	194人	204人
(3)救急体制の充実	市民救急救命講習会	年1回	年2回

③交通安全

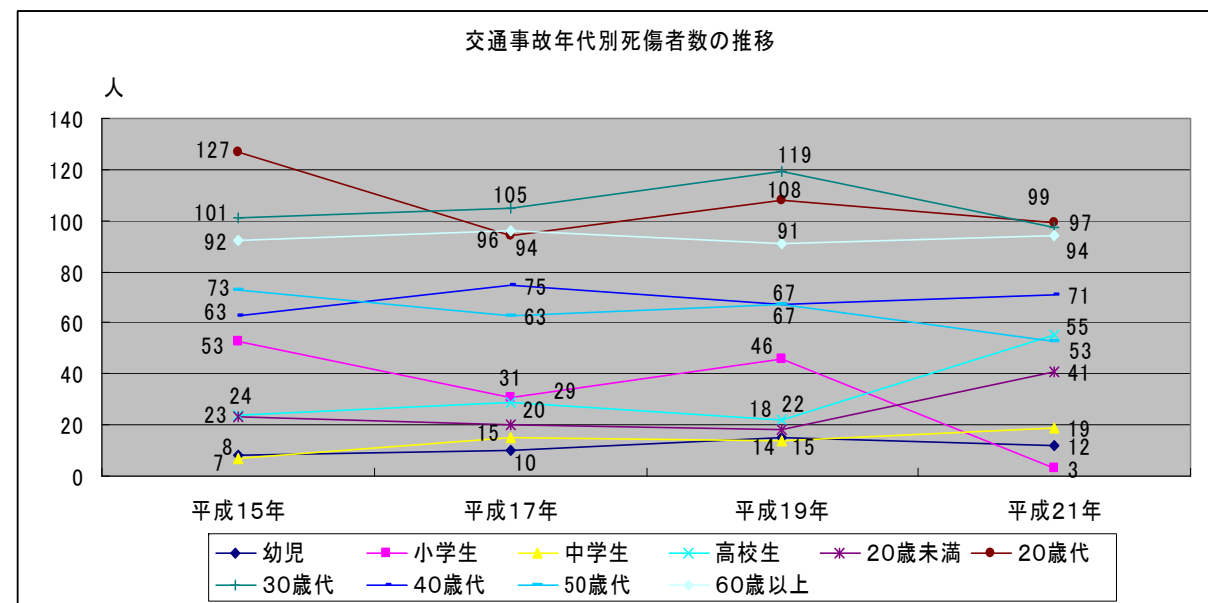
■現状と課題

本市の交通事故による死傷者数は、平成21年は462件、544人となっています。年代別にみると、20～30歳代の若年世代と60歳以上の老年世代の死傷事故が交通事故全体の半数以上を占めています。新青梅街道等の幹線道路で発生する交通渋滞を回避するために、住宅地に侵入する通過交通が多くなり、身近な生活空間での交通事故の危険性が高まっている状況にあります。今後は、新交通事故防止に向け、今後も「交差点隅切整備」や「道路反射鏡設置」を行い、交通安全対策の充実を図る必要があります。

表 交通事故発生件数の推移

年次	死亡		重症		軽傷		物損事故 件数 (件)	合計	
	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)		件数 (件)	人員 (人)
平成15年	2	2	1	1	501	568	1,164	1,668	571
16	3	3	3	3	485	564	1,194	1,685	570
17	3	3	6	6	465	529	1,188	1,662	538
18	2	2	7	7	457	547	1,202	1,668	556
19	4	4	7	7	556	556	1,198	1,765	567
20	1	1	3	3	439	505	1,326	1,769	509
21	0	0	3	3	459	541	1,237	1,699	544

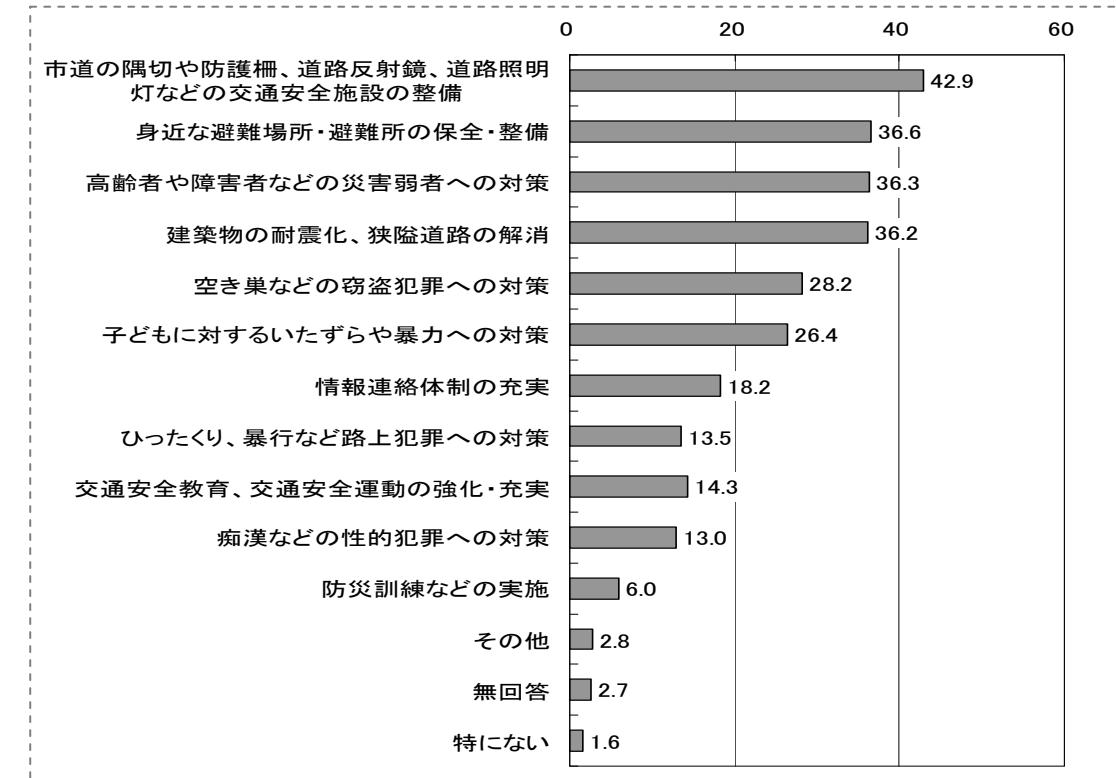
出典：統計書（東大和警察署資料）



■市民の声

●意識調査 『安全安心なまちづくりを行う上で、あなたが市に特に力を入れて欲しいと思うことは何ですか』

◆安全安心なまちづくりのための施策：「市道の隅切や防護柵、道路反射鏡、道路照明灯などの交通安全施設の整備」が43%



●市民懇談会の意見『交通安全対策』

テーマ・歩行者の安全確保

- 都市基盤と教育の両方の視点で交通安全対策を進めていく。
- 安全な歩行空間の確保に努める。
→歩行者ネットワーク形成のための改善箇所の調査
- 見通しの悪い交差点の解消に努める。
→カーブミラーだけでなく、隅切りによる改良
- 歩道上にある電柱については、地中化や移設を行う。
- 道路幅員に応じて、自転車通行帯を整備する。
→場所によって工夫が必要になる。江戸街道では白線が消えたままになっている。

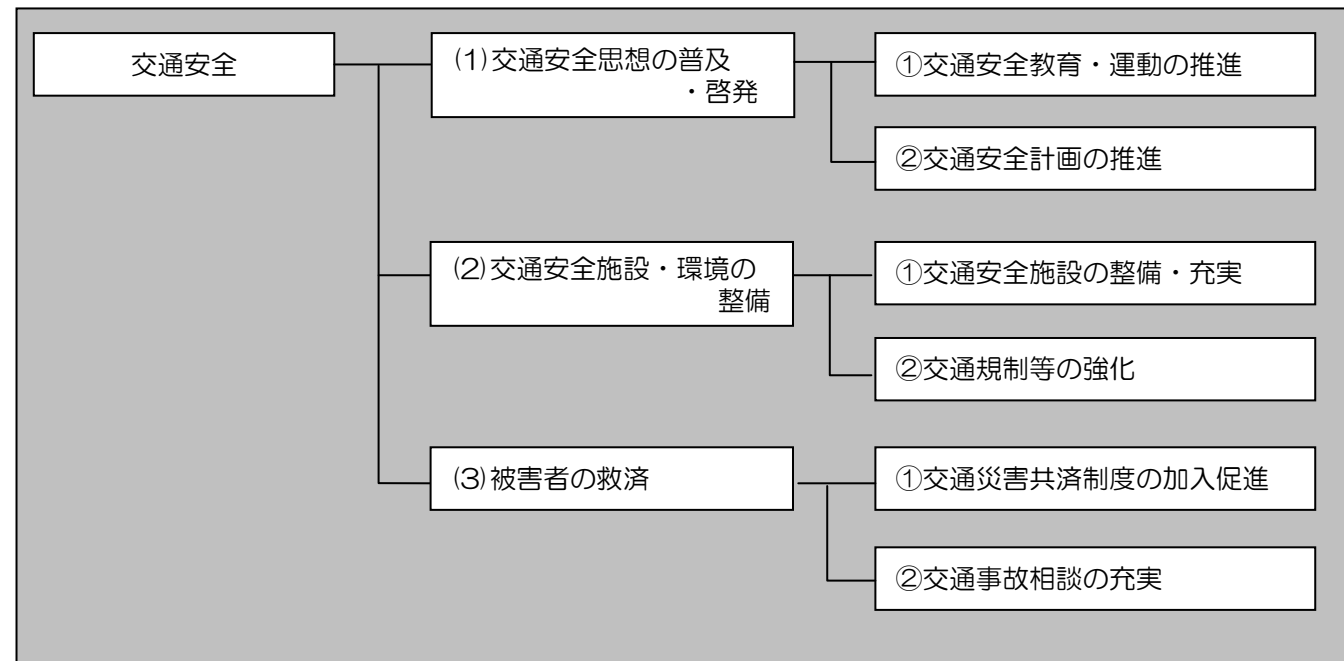
テーマ・自転車対策

- 自転車マナーの徹底と、取締りの強化が必要である。
- 放置自転車を撤去するとともに、引き取りのない自転車の再利用を考える。(レンタサイクルなど)

■基本方針

交通安全意識の高揚を図ると共に、交通安全施設の計画的な整備を推進し、安全な交通環境づくりに努めます。

■施策の体系



■施策の内容

(1)交通安全思想の普及・啓発

①交通安全教育・運動の推進

関係機関の協力のもと、家庭での幼児、幼稚園、保育所、学校における組織的・体系的な交通安全教育、高齢者の運転向上教育など、各年齢層に応じた交通安全教室を行うとともに、夏期交通防犯映画会の充実を図ります。

また、関係機関と連携して、春・秋の交通安全運動の内容を活性化し、市民参加をより一層促進することにより、交通安全思想の普及に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○夏季交通防犯映画会の開催 ○交通安全市民の集いの開催 ○自転車運転者講習会の開催	防災安全課

②交通安全計画の推進

交通安全対策の総合的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき「第六次交通安全計画」を推進します。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
◎第六次交通安全計画の推進	防災安全課

(2)交通安全施設・環境の整備

①交通安全施設の整備・充実

安全で円滑な交通環境を確保するため、市道の隅切や防護柵、道路反射鏡、道路照明灯などの各種交通安全施設の計画的な整備・充実に努めます。また、高齢者や障害者等の交通弱者に安全なバリアフリー環境の確保及び放置自転車の撤去など、生活道路の安全対策の充実を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○交通安全施設の設置 ○放置自転車の撤去	道路公園課

②交通規制等の強化

生活道路での安全な交通環境を確保するため、地域の特性に応じた交通規制等に伴う信号機、道路標識の設置等について、関係機関に要請していきます。

具体施策（事業）	事業課
○信号機の設置要請	防災安全課

(3)被害者の救済

①交通災害共済制度の加入促進

市民が万が一、交通事故に遭ってしまった場合の経済的負担を軽減することを目的とした交通災害共済制度の周知と加入促進に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○交通災害共済制度のPR ○交通災害共済制度の推進	防災安全課

②交通事故相談の充実

交通事故被害者の救済対策のため、相談体制や関係機関との連携の強化、PRに努めます。

具体施策（事業）	事業課
○交通事故相談の実施	秘書広報課

■評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1)交通安全思想の普及・啓発	夏季交通防犯映画会件数	9回	12回
(2)交通安全施設・環境の整備			
(3)被害者の救済	交通事故相談開催件数	1回/月	継続

④防犯対策

■現状と課題

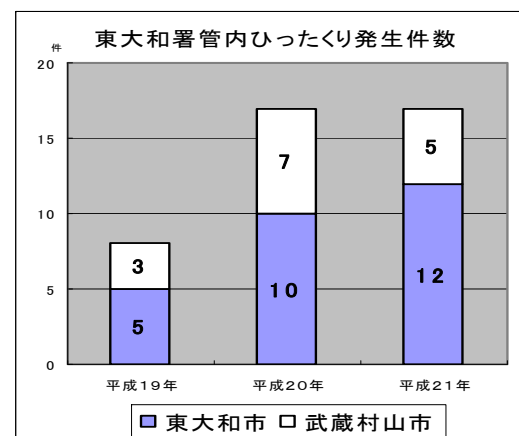
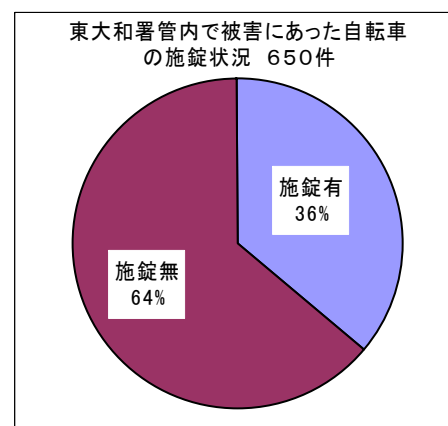
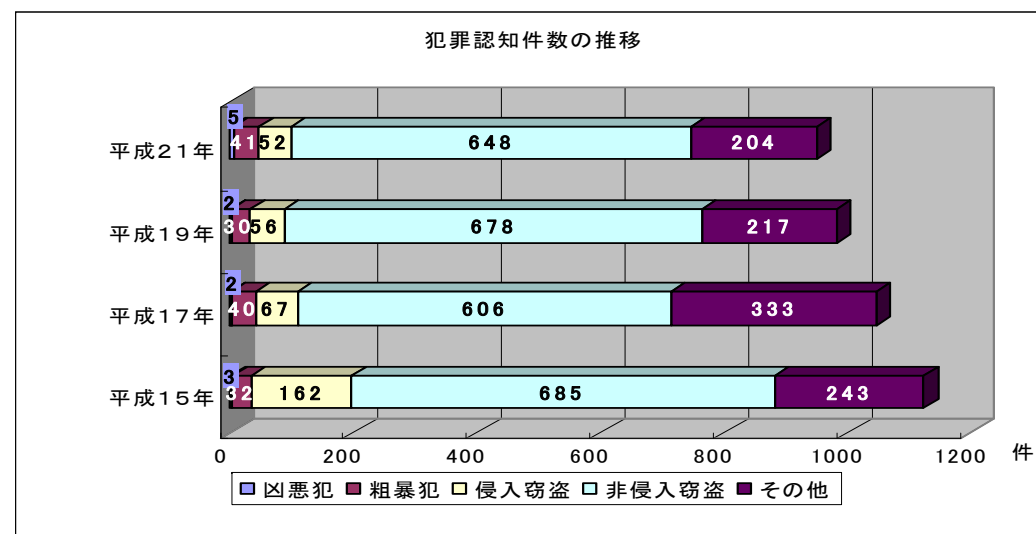
本市は、東大和警察署の管轄にあり、3交番（村山・三ツ木・中藤）、1駐在所（残堀）があります。本市における平成21年の犯罪認知件数の総数は950件と、発生件数は減少の傾向を示していますが、凶悪犯・粗暴犯の件数が増加しています。また、非侵入窃盗件数のうち、オートバイの盗難が58件と増加していますが、盗難防止策の不十分さが指摘されています。

全国的に凶悪犯罪・粗暴犯罪の頻発や、いわゆる「振り込み詐欺」等が発生している中、東大和署管内の「振り込み詐欺」の平成21年中の発生件数は10件、被害総額約1,100万円となっています。

東大和署管内の「ひったくり発生件数」については、平成21年は5件であるが、新たな手口による犯罪が増加の傾向にあります。

子ども見守りカメラの設置や地域安全運動等の推進等が実施され、防犯施策も向上していますが、まだ防犯灯の未整備箇所もあり、今後も、防犯対策の充実を図っていく必要があります。

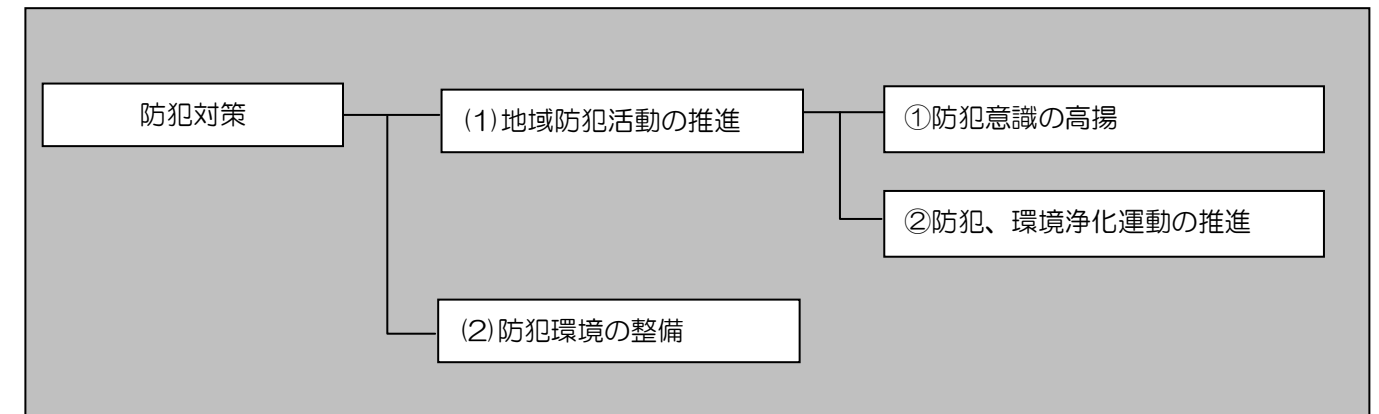
また、近年、全国的に凶悪犯罪・猟奇的犯罪の頻発や振り込み詐欺等の犯罪が発生しており、犯罪・風紀などの防犯や空き巣などの窃盗犯罪への対策、子どもに対するいたずらや暴力への対策等、総合的な防犯対策の強化を図る必要があります。



■基本方針

警察署と連携した交通安全・防犯対策に加え、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもと、地域コミュニティにおける取組を推進します。

■施策の体系



■施策の内容

(1)地域防犯活動の推進

①防犯意識の高揚

広報紙やホームページの活用、啓発看板の設置、防犯講習会の開催等を通じ、継続して防犯意識の高揚を図ります。

また、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもと、自治会等による防犯パトロール活動を推進するため、自主防犯活動に対するボランティア保険の導入や防犯用品等の資器材の助成制度等を実施し、地域、**学校**、職場、家庭等における自主防犯活動を支援します。

具体施策（事業）	事業課
○防犯パトロールの推進	防災安全課
○自主防犯活動の推進	地域振興課
○スクールガードリーダーによる巡回	教育総務課

②防犯、環境浄化運動の推進

関係機関との連携を図りながら、パトロール等の防犯活動を推進するとともに、有害な路上広告物の撤去など、青少年の非行防止に向けた環境浄化運動を推進します。

また、近年、市内でも犯罪認知件数は減少しているものの、未だ市民が身近に不安を感じる犯罪が起こっている。今後、さらに市民の安全・安心感を高めるため、まちの防犯のシンボルとなる民間交番を設置し、見守り番における活動の支援及び地域の犯罪抑止と市民の防犯活動の参画への推進を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○民間交番の運営	防災安全課
○違反広告物撤去協力員との連携による違反広告物の撤去	道路公園課

(2)防犯環境の整備

市内の人口増加地域において交番の設置を要請していくとともに、通学路、住宅地等における防犯灯の整備を計画的に推進します。

また、防犯を考慮した住宅、道路、公園等を普及させることを検討するとともに、防犯情報の提供、学校等における安全確保及び連絡体制の強化を図ります。

さらに、交番等の誘致や犯罪情報等の情報提供の推進を図り、街頭防犯カメラ設置モデル事業に対し協力・支援を行います。

具体施策（事業）	事業課
○防犯カメラ設置モデル事業への協力・支援	防災安全課
○防犯灯の計画的な設置	道路公園課

■評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1)地域防犯活動の推進	自主防犯組織の結成率	25%	32%
(2)防犯環境の整備	環境浄化パトロールの実施	月1回	月2回

⑤消費生活の安全

■現状と課題

経済の成長とともに消費生活が豊かになる一方で、消費をめぐるトラブルの増加が見られ、食品の産地偽装や食物汚染など、食の安全の確保も大きな問題となっています。

また、詐欺あるいは詐欺まがいのマルチ商法等に関わるトラブルも発生している状況です。

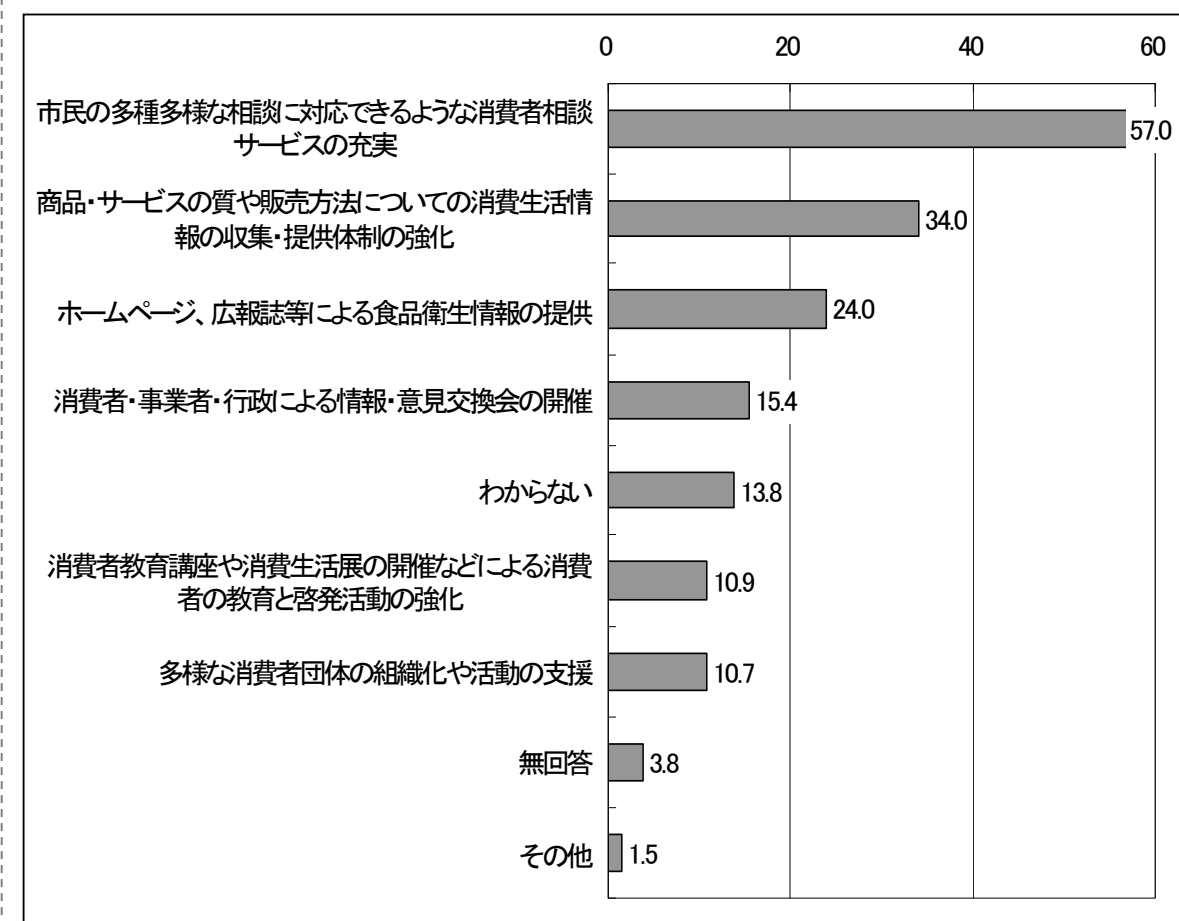
本市においても、消費者相談の実施や消費生活展の開催等を通じて、消費者への情報の提供や啓発を充実する必要があります。

相談名	日時	相談員	対象	内容
消費生活相談	月・水・金曜日 (原則として月曜日が国民の 休日に当たる場合はその翌日) 午前9時30分～4時30分 (予約は午後4時まで昼休み除く)	消費生活専門 相談員	市内在住・在勤・在学の方	訪問販売による被害や、不正な請求、購入した製品の欠陥による事故等消費生活全般に関する相談

■市民の声

●意識調査 『消費者支援のために、行政としてどのようなことに取り組むべきだと思いますか』

◆消費者支援のための取り組み：「市民の多種多様な相談に対応できるような消費者相談サービスの充実」が57%



●市民懇談会の意見 『消費者生活の安全』

テーマ・積極的な情報提供

■賢い消費者育成のため、行政による積極的な情報提供や勉強会を実施する。

■狙われやすい高齢者や障害者を守る仕組みをつくる。

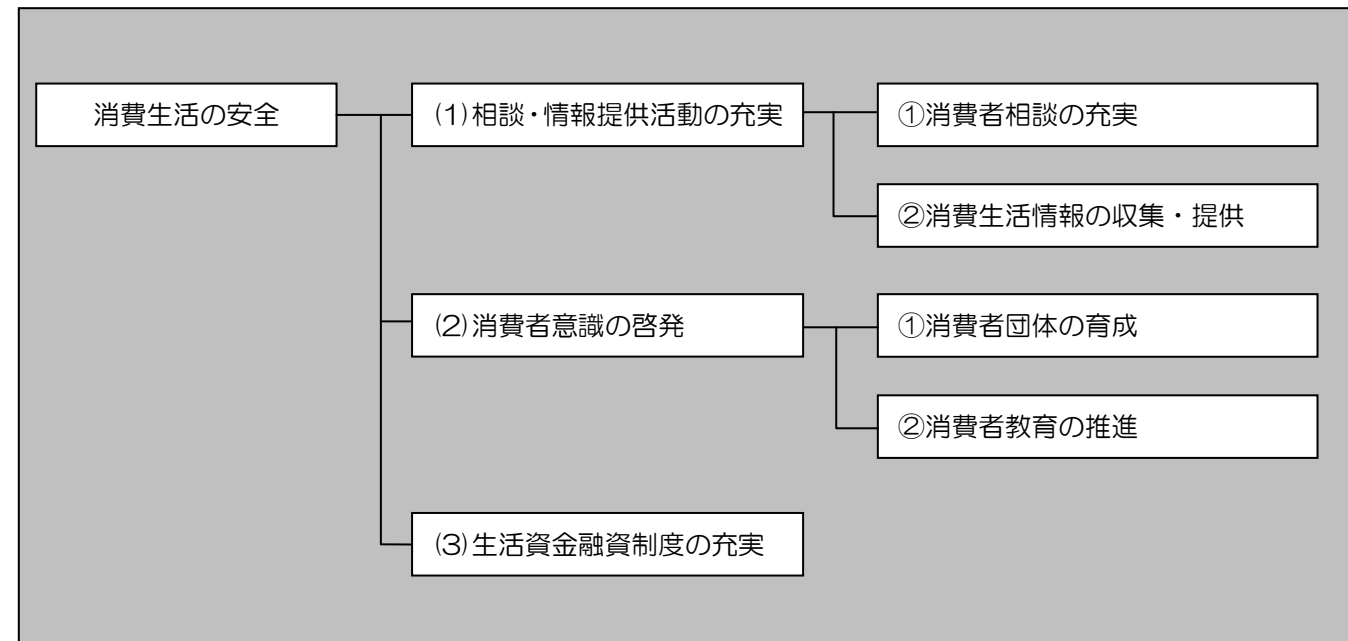
■生活を守るための迅速な情報提供を行う。

→訪問販売、呼び込みイベント販売、催眠商法、悪質な販売業者手口など情報の提供と対応策

■基本方針

安全で豊かな消費生活が送れるよう、積極的な情報の提供や相談体制の充実に努めるとともに、消費者に対する教育を推進します。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 相談・情報提供活動の充実

① 消費者相談の充実

個人のプライバシーに配慮するとともに、国民生活センターや東京都消費生活総合センター等の関係機関との連携を強化しつつ、市民の多種多様な相談に対応できるよう、消費者相談の充実に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○消費者相談の実施	秘書広報課

② 消費生活情報の収集・提供

商品・サービスの質や販売方法など、消費生活情報の収集・提供体制の強化を目指します。

具体施策（事業）	事業課
○市報・ホームページ上での相談実例の情報提供 ○消費生活相談員による出前講座の実施	秘書広報課 生涯学習スポーツ課

(2) 消費者意識の啓発

① 消費者団体の育成

消費者団体の活動をより充実するため、多様な消費者団体の組織化や活動の支援を行い、消費者自身が主体的に活動できる場を提供します。

具体施策（事業）	事業課
○消費者教育講座等の実施	地域振興課

② 消費者教育の推進

市民が賢い消費者となって、充実した消費生活を送ることができるよう、環境への配慮等をテーマとした消費者教育講座や消費生活展の開催など、消費者の教育と啓発活動に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○消費生活展の推進	地域振興課

(3) 生活資金融資制度の充実

市民が緊急に必要とする、用途の健全な生活用資金（教育・医療・冠婚葬祭などの費用）及び住宅用資金（新築・改築・土地の購入などの費用）の融資を金融機関へ斡旋する、生活資金融資あっせん制度の周知を図るとともに、景気動向に柔軟に対応した制度の充実に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○生活資金融資あっせん制度の推進	地域振興課

■評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1) 相談・情報提供活動の充実	消費生活相談開催回数	3回/週	継続
(2) 消費者意識の啓発	消費生活展の開催	1回/年	継続
(3) 生活資金融資制度の充実			

(2)健康・医療

①健康づくり

■現状と課題

本格的な高齢社会の中、健康であることの重要性や健康づくりへの関心が一段と高まっています。現在、市民の保養と健康の保持・増進のため、各地の旅館・保養所と市民保養施設として契約し、多くの人に利用されるほか、総合体育館やかたくりの湯等でスポーツ教室や健康づくり教室等が定期的開催されています。

健康維持のためには、疾病の予防・治療にとどまらず、「自分の健康は自分で守る」という意識を高めていく必要があります。そのため、市民のニーズに応じた適切な健康教育や相談体制によって支援を推進することが重要です。

●主な健康教室内容一覧（平成21年度）

1. 武蔵村山市総合体育館でのスポーツ教室の主な内容 楽らクラブ(総合体育館自主事業)				
教室名	内 容	日 程	定員	対 象
いきいき体操 (火・金コース)	リズム体操やストレッチ、練功十八法などの健康体操	毎週火・金曜日	60名	概ね60歳以上の健康な方
太極拳	ゆっくりした動きで、バランスや筋力アップ	毎週月曜日	50名	18歳以上の健康な方
ヨーガ	様々なポーズをとり、心と身体を整えながら行う運動	毎週水曜日	80名	
らくらくエアロ	エアロビクス入門	毎週木・火曜日	40名	
汗かきエアロ	エアロビクス中級編	毎週水曜日	40名	
スポーツ広場 卓球・バドミントン	初心者を対象にポイントアドバイス	毎週月曜日	30名	

2. 保健相談センターお伊勢の森分室の健康教室			
教室名	日 程	対 象	
ヘルシースリム教室(2日間コース)	年5回 木・金 2日間	市民2日間参加	
骨粗しょう症予防教室(2日間コース)	8月27日(木)・28日(金)	市民2日間参加	
健康運動教室	毎月1回実施(市報で案内)	市民	
骨密度測定	毎月1回実施(市報で案内)	市民	

3. 村山温泉 かたくりの湯 健康づくり教室プログラム (開催期間 平成21年5月13日～7月9日)			
教室名	内 容	日 程	備 考
水中ウォーク	膝や腰などの関節にかかる負担を軽くした水中運動	毎週水曜日 11時～12時	往復はがきかメールで参加者を募集
はじめてアクア	音楽にあわせて体を動かす運動	毎週水曜日 14時～15時	
アクアビクス	運動量の多いクラス、シェイプアップに最適	毎週木曜日 13時～14時	
初級者水泳	呼吸の苦手な方が対象にクロールの総合練習	毎週火曜日 14時～15時	
のんびりヨガ	深い呼吸、ゆったりとした動作で心身ともにリラックス	毎週木曜日 10時半～11時半	

●市民保養施設一覧

契約旅館一覧		契約保養所一覧	
地 区	契約施設数	地 区	契約施設数
草津温泉	1件	東京都檜原村	2件
水上温泉	1件	東京都三宅島三宅村	1件
伊香保温泉	2件	埼玉県秩父	1件
鬼怒川温泉	1件	千葉県白里海岸	民宿組合
石和温泉	4件	山梨県清里高原	2件、民宿組合
熱川温泉	1件	山梨県大泉高原	1件
伊東温泉	1件	伊豆多賀温泉	1件
湯河原温泉	1件	土肥温泉	民宿組合
伊豆長岡温泉	2件	河津温泉	観光協会 (民宿・ペンション)
塩原温泉	2件	静岡県牧之原市	観光協会
会津東山温泉	1件	伊豆高原	2件
河津温泉	1件	長野県飯綱東高原	1件
河口湖	1件	長野県北白樺高原	1件
越後湯沢温泉	1件	長野県菅平	1件
千葉県	3件	長野県白馬落倉高原	1件
焼津黒潮温泉	1件	青森県むつ市	旅館組合(民宿)
月夜野上牧温泉	1件	長野県栄村	5件
東京都青梅市	1件	秋山郷民宿組合	6件
青森県むつ市	1件	旅 館	41施設
新潟県津南町	9件	保養所	26施設+6団体
長野県栄村	5件		

■市民の声

●市民懇談会の意見『健康づくり』

テーマ・保養施設の広報活動

■栄村の良いところを具体的に広報などで宣伝する。

テーマ・運動施設の充実

■室内プールの整備を行う。

テーマ・地域の健康増進拠点づくり

■地域の健康増進センターを整備する。

→体育館や多目的室は地域住民の健康増進や学習の場として開放する。

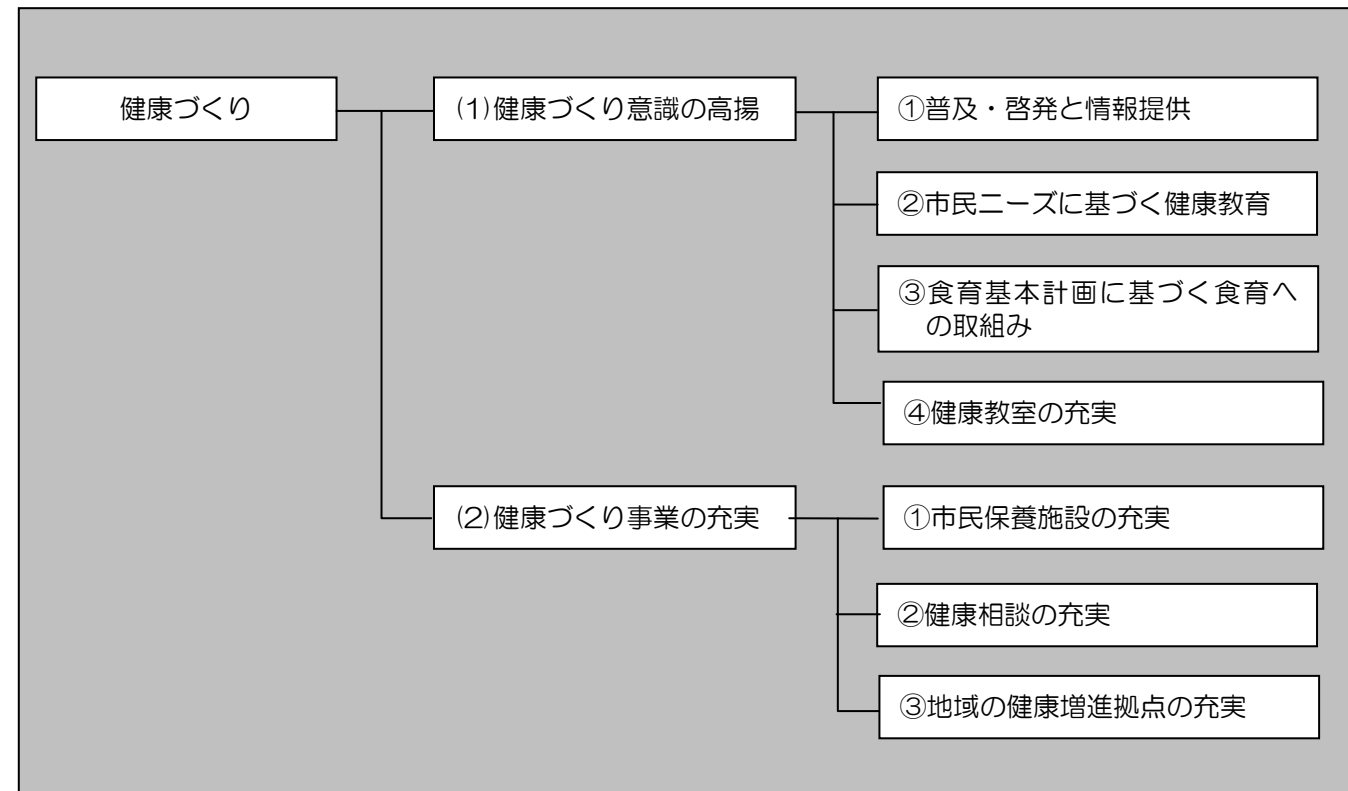
→管理は運営協議会を組織し、自主管理体制とする。

→夏季は屋根を開放した屋外型、冬季は室内型となる開閉式ドーム型のプールを設ける。

■基本方針

健康であることの重要性や健康づくりへの関心が一層高まっています。「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、市民の健康の保持、増進に向けた取組みを行います。

■施策の体系



■施策の内容

(1)健康づくりの意識の高揚

①普及・啓発と情報提供

広報活動や啓発事業を実施し、運動の習慣化、疲労を回復するための十分な休養や食生活の改善など健康づくり意識の高揚を図ります。

今後も健康づくり推進協議会等との連携により市民ニーズを的確に把握しながら、保健事業予定表の掲載など広報紙やホームページの内容充実を図り、健康づくりについてのPRを促進します。

具体施策（事業）	事業課
○広報紙やホームページによる情報提供	健康推進課

②市民ニーズに基づく健康教育

各種健康教室でのアンケート調査の実施等による市民ニーズに基づき、適切な健康教育を体系的に推進します。

具体施策（事業）	事業課
○ヘルシーSlim教室の実施 ○骨粗しょう症予防教室の実施 ○健康運動教室の実施	健康推進課

③食育基本計画に基づく食育への取組み

外食や惣菜利用による食事が増え、食事のつくり方がわからない子どもも多くなっています。地域に伝わる料理をお年寄りから子どもたちが学び、望ましい食生活を身につけられる機会を設けます。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
◎食育基本計画の推進	健康推進課

④健康教室の充実

各種健康教室の充実を図ります

具体施策（事業）	事業課
○健康教室の充実	健康推進課

(2)健康づくり事業の充実

①市民保養施設の充実

広報紙において、栄村等とのイベント情報等を提供・交換するなど、互いの友好・親睦を深めるための情報交換を行い、利用者の増大を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○市民保養施設のPR	市民課

②健康相談の充実

健康への関心が高まる中、適切な健康づくりができるよう、個別の相談に応じ、家庭における健康管理の充実を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○医師・保健師による健康相談の実施	健康推進課

③地域の健康増進拠点の充実

学校教育に支障をきたさない範囲で、学校施設を利用した地域の健康増進拠点として、地域住民等の協力を得ての運用を検討します。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
◎健康増進拠点設置の検討	健康推進課

■評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1)健康づくり意識の高揚	各種健康教室の開催回数		継続
(2)健康づくり事業の充実	健康相談開催回数		6回/年

②スポーツ・レクリエーション

■現状と課題

健康の維持・増進や体づくりのため、あるいは介護予防や地域コミュニティの活性化の観点からスポーツニーズが増大・多様化しています。

市には現在、下表のスポーツ・レクリエーション施設等や大学や小学校の体育館が限定利用できる施設があり、他に小中学校の校庭開放等も実施している状況です。

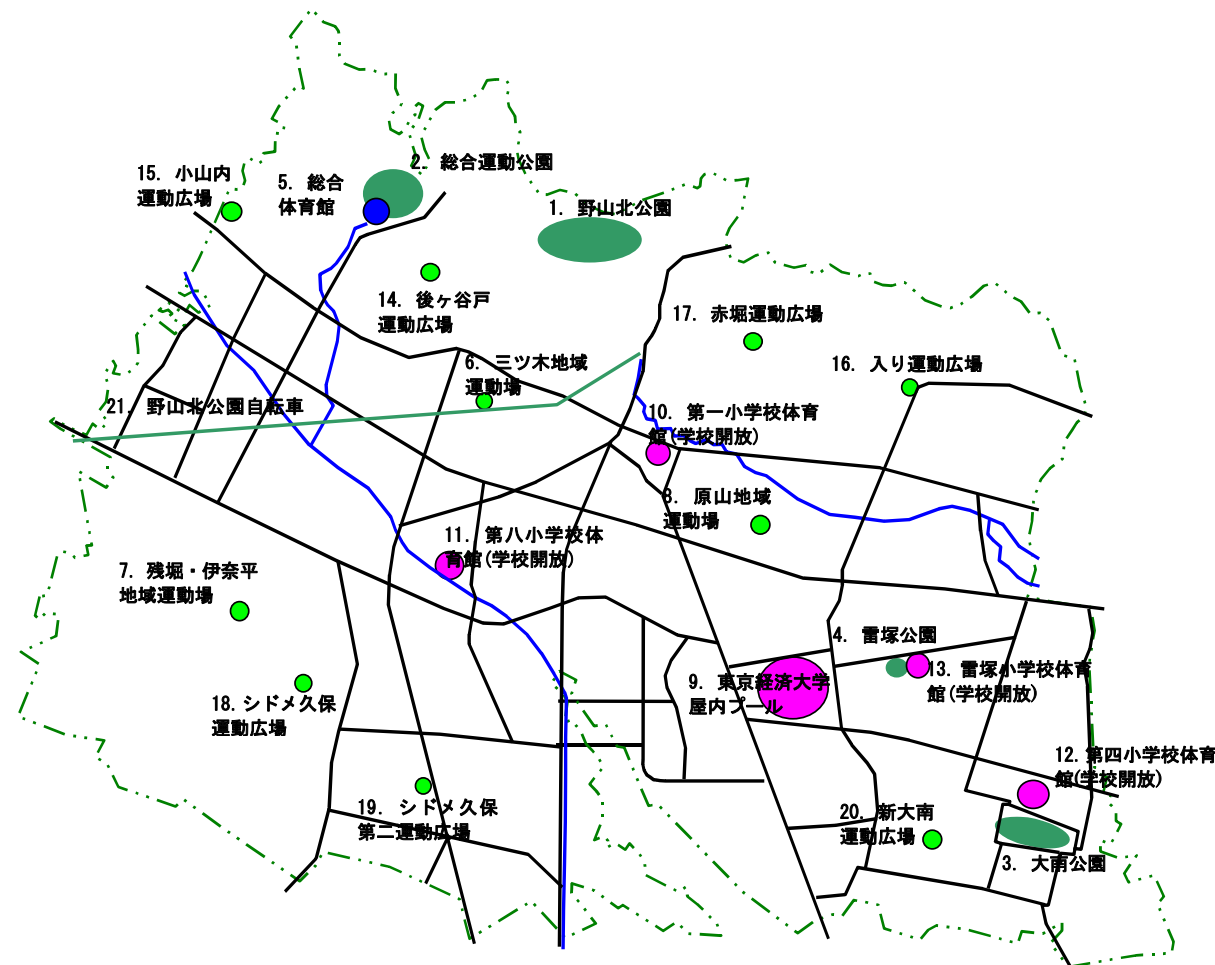


表 スポーツ・レクリエーション施設等一覧表

No.	名称	面積(ha)	競技施設	備考
1	野山北公園	1.81	・野山北公園プール(25m× 25m)他 ・ゲートボール、グラウンドゴルフ等	
2	総合運動公園	6.88	・第一運動場 硬式・軟式野球、ソフトボール ・第二運動場 陸上競技、サッカー等 ・第三運動場 少年野球等	
3	大南公園	5.49	・軟式野球(ナイター設備) ・硬式テニス(3面) ・プール(25m× 25m コース)	
4	雷塚公園	2.16	・軟式野球 ・ソフトテニス(3面)	
5	総合体育館	0.34	・バスケットコート2面等	総合運動公園内
6	中久保地域運動場	0.32	・市民の運動、レクリエーション	
7	三ツ木地域運動場	0.50	・市民の運動、レクリエーション	
8	残堀・伊奈平地域運動場	0.30	・市民の運動、レクリエーション	
9	原山地域運動場	0.39	・市民の運動、レクリエーション	
10	後ヶ谷戸運動広場	0.13	・幼児、低学年の遊び、老人の運動	
11	小山内運動広場	0.21	・幼児、低学年の遊び、老人の運動	
12	入り運動広場	0.12	・幼児、低学年の遊び、老人の運動	
13	赤堀運動広場	0.10	・幼児、低学年の遊び、老人の運動	
14	シドメ久保運動広場	0.21	・幼児、低学年の遊び、老人の運動	
15	シドメ久保第二運動広場	0.06	・幼児、低学年の遊び、老人の運動	
16	新大南運動広場	0.11	・幼児、低学年の遊び、老人の運動	
17	野山北公園自転車道			

■市民の声

●市民懇談会の意見『スポーツ・レクリエーション』

テーマ・プールの整備

- 室内プールを整備する。

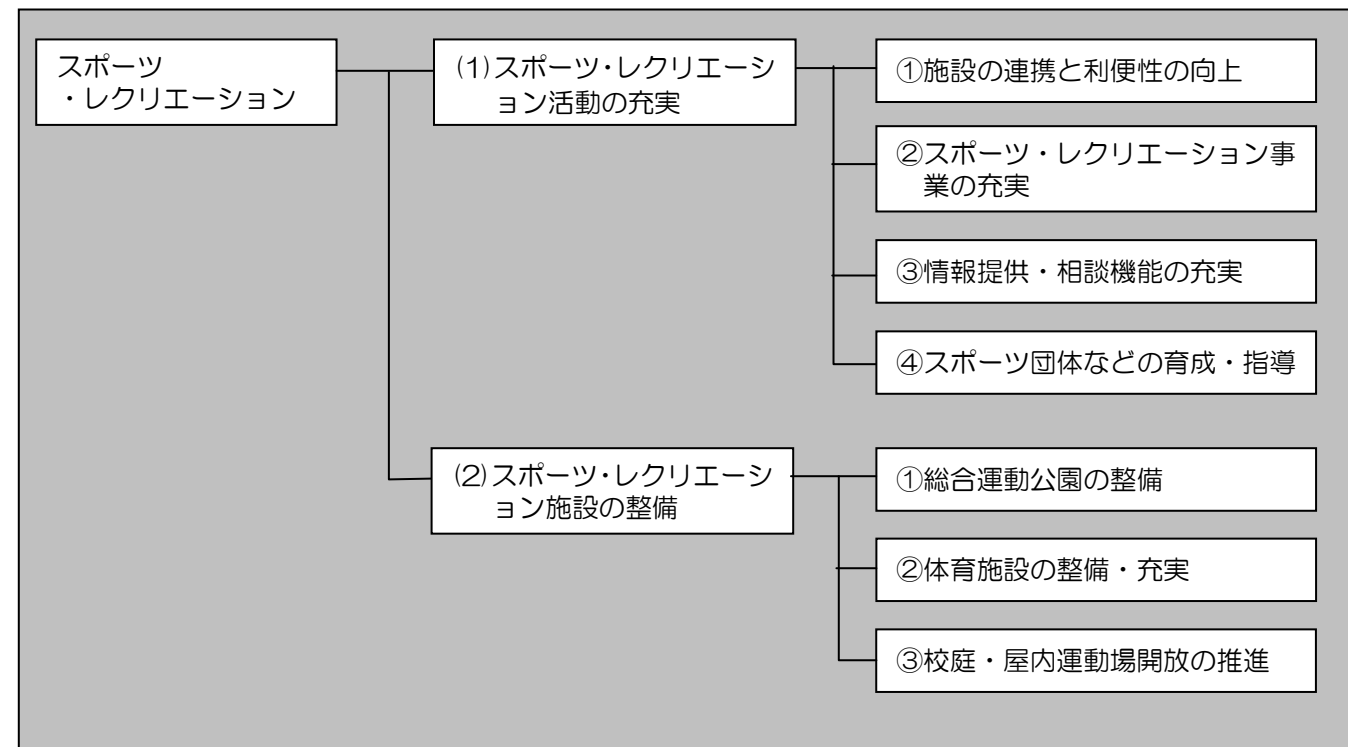
テーマ・施設の管理運営の工夫

- 市民参加型の管理の推進や自治会での管理等の体制づくりが必要である。

■基本方針

市民が楽しみながら、いつでも気軽に健康・体力づくりができるよう、スポーツ・レクリエーション事業を拡充します。

■施策の体系



■施策の内容

(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実

①施設の連携と利便性の向上

総合体育館を中核とする総合運動公園、野球場等の体育施設の効率的な活用と利便性の向上に努めるとともに、各施設の効果的な連携を図り、利用予約システム整備の検討やネットワーク化など、市民が利用しやすいシステムの確立に努め、更なる効果的な運用を図ります。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
◎スポーツ振興基本計画の策定 ○施設利用予約システムの検討	生涯学習スポーツ課

②スポーツ・レクリエーション事業の充実

生涯スポーツの推進のため、各種競技会やスポーツ教室等を充実して市民の参加促進を図り、スポーツの普及・振興に努めます。

また、「いつでも、どこでも、だれでも」気軽に楽しめるコミュニティスポーツなど、多様なスポーツニーズにあった事業を推進していきます。

具体施策（事業）	事業課
○スポーツ教室の充実	生涯学習スポーツ課

③情報提供・相談機能の充実

総合体育館を拠点として、スポーツ・レクリエーション団体や組織、指導者等が、継続的かつ発展的な活動を行えるよう、情報提供や相談機能の充実に努めます。

また、スポーツ振興に欠くことのできない体育指導委員及び体育推進員の知識と技術の向上を推進します。

具体施策（事業）	事業課
○ニュースポーツの紹介	生涯学習スポーツ課

④スポーツ団体などの育成・指導

体育協会を中心とした各種スポーツ・レクリエーション団体の組織・運営の強化を支援するとともに、指導者養成のための講習会等を開催し、地域スポーツクラブなど、新しいスポーツ団体の育成を図ります。

平成25年に開催される国民体育大会は体育協会団体との連携により、大会の成功に向けて推進します。

具体施策（事業）	事業課
○国民体育大会実行委員会の設置 ○総合型スポーツクラブの設置、運営	生涯学習スポーツ課

(2) スポーツ・レクリエーション施設の整備

①総合運動公園の整備

競技スポーツなど市民の高度なスポーツニーズに応えるため、総合体育館を中核とした総合運動公園の機能を充実します。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
○総合運動公園の整備の検討	都市計画課

②体育施設の整備・充実

日常生活圏における体育施設を確保するため、地域運動場等の整備・充実に努め、地域スポーツの振興を図ります。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
◎大南公園野球場の照明設備の改修 ○地域運動場の整備	生涯学習スポーツ課

③校庭・屋内運動場開放の推進

学校教育に支障のない範囲で、学校施設を市民に広く開放し、地域の草の根スポーツを推進するため、仮設トイレや倉庫など、必要な設備の充実に努めます。また、遊び場開放管理員を配置して事故防止に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○校庭・屋内運動場の開放	生涯学習スポーツ課

■評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実			
(2) スポーツ・レクリエーション施設の整備			

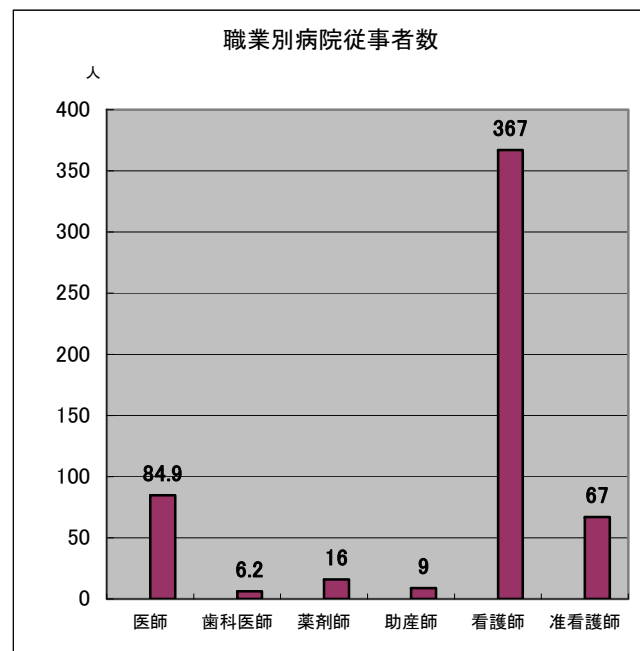
③保健・医療

■現状と課題

医療技術の進歩により、平均寿命はさらに延びる傾向にある一方で、運動不足による体力の低下、栄養摂取の偏り、喫煙・飲酒等に起因する生活習慣病（がん・心臓病・脳卒中等）が増加しています。

このような状況の中、本市では、母子から成人まですべての年齢層を対象にした健康診査等、各種の保健関連事業を実施し、病気の予防と早期発見を図っています。

医療施設については、平成19年10月現在、市内に一般病院4か所、診療所28か所があり、延べ93の診療科目で運営されています。病院従事者数は医師が849人（非常勤含）、看護師367人、准看護師67人が勤務しています。（東京都福祉保健局ホームページの「東京都の医療施設」による）高齢化が進行する一方で、いわゆる救急患者の「たらい回し」が社会問題化する等、医療をめぐる課題対応が重要テーマになっています。



出典：東京都の医療施設

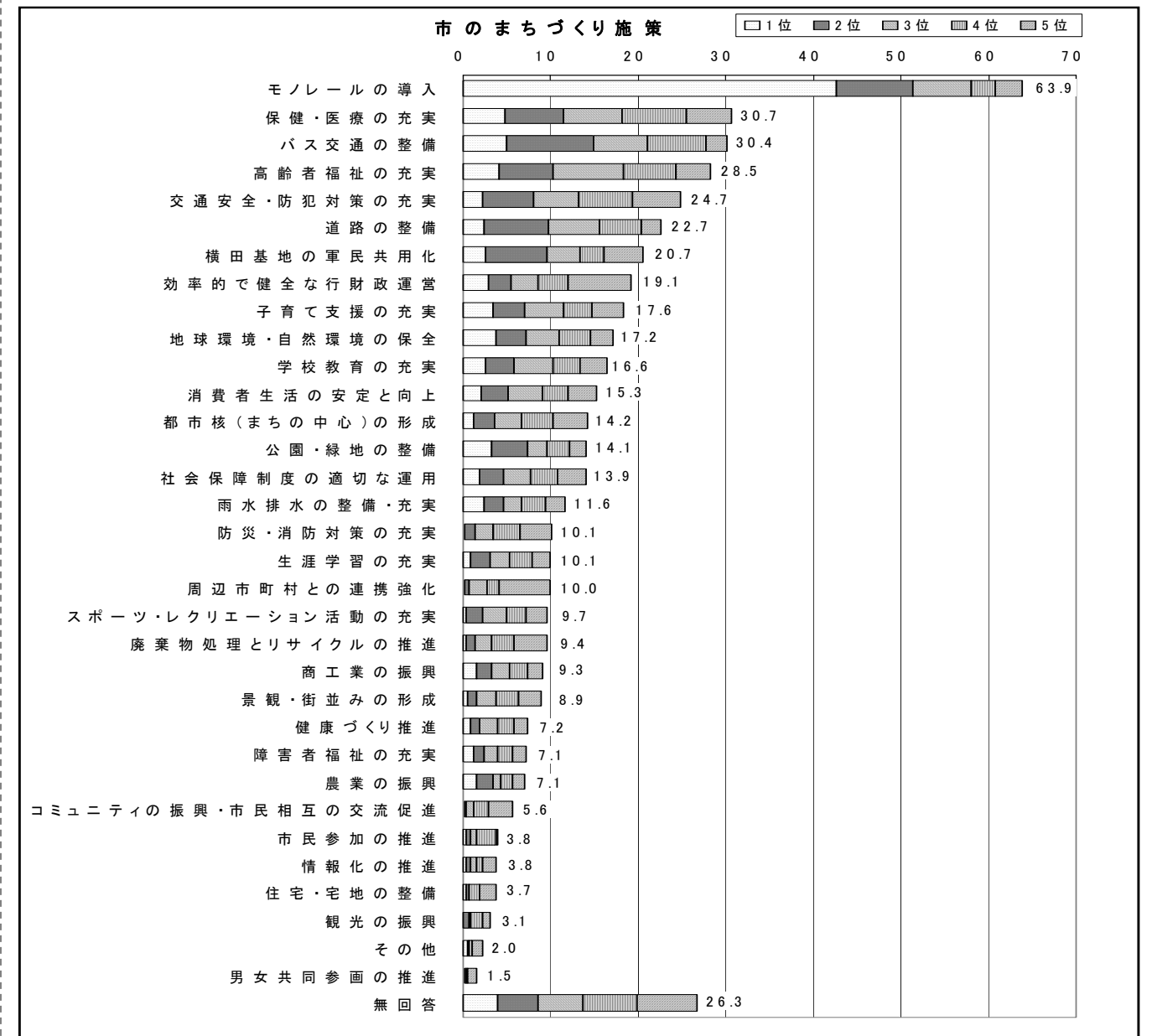
科目	病院・診療所
内 科	20
呼吸器科	3
消化器・胃腸科	6
循環器科	4
小 児 科	15
神 経 科	-
精 神 科	1
アレルギー科	2
神経内科	2
リウマチ科	1
外 科	5
脳神経外科	-
整形外科	7
小児外科	-
産婦人科	2
産 科	-
婦 人 科	3
眼 科	4
耳鼻いんこう科	2
皮 膚 科	5
泌尿器科	3
リハビリテーション	5
放射線科	2
麻 酔 科	1
総 数	93

（武蔵村山市のホームページより）

■市民の声

●意識調査 『市のまちづくり施策について』

◆「モノレールの導入」が63.9%を占め、次いで、「保健・医療の充実」が30.7%となっている。



●市民懇談会の意見『保健医療制度』

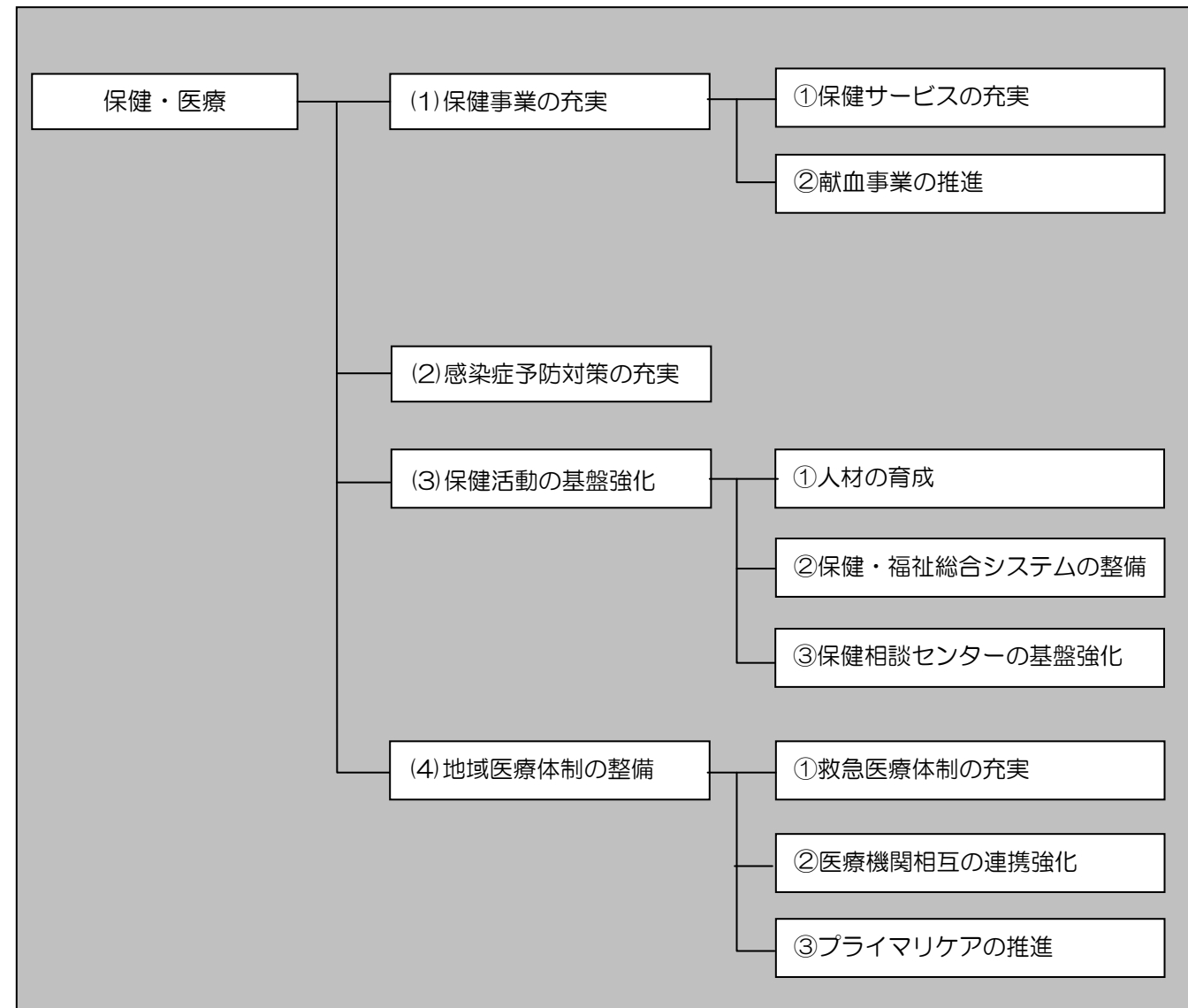
テーマ・病院の駐車場

■イオンモールの駐車場は平日には空きがある。病院と共有化するなど、有効利用について関係機関と検討する。

■基本方針

疾病の予防、早期発見等を図るため、健康教育や健康相談、健康診査等を一層充実するとともに、医療体制の充実や救急医療体制を強化します。

■施策の体系



■施策の内容

(1)保健事業の充実

①保健サービスの充実

「次世代育成支援行動計画」に基づき、妊娠、出産、育児について一貫した母子保健指導の充実を図り、少子化問題に対応して、安心して子供を産み、育てることができる環境を確保します。

そこで、障害の早期発見や乳幼児の健全な発達・育成を図ることを目的として、妊婦健康診査、3～4か月児・産婦健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査、離乳食教室、育児、心理、栄養、歯科の各種相談など、保健、福祉、医療、教育等の連携により、きめ細かな保健サービスの充実に努めます。

成人保健についても、保健、福祉、医療との連携を図りながら、健康教育、健康相談、訪問指導、各種がん検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診等のサービスの充実に努めます。また、他市の動向を踏まえつつ、近隣市や関係機関との連携により、健康診査・検診の医療機関の拡充を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○各種健診・相談の実施	健康推進課

②献血事業の推進

日本赤十字社等との連携を図りながら、献血推進協議会を基軸として献血思想の啓発活動や献血運動等を推進します。

具体施策（事業）	事業課
○献血車による献血事業の推進	健康推進課

(2)感染症予防対策の充実

感染症予防のための各種予防接種等を実施するとともに、新型インフルエンザ等の新たな感染症について、正しい知識の普及啓発と医療体制の充実を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○予防接種事業 ○感染症についての啓発活動 ○新たな感染症に対応する医療体制の充実	健康推進課

(3) 保健活動の基盤強化

① 人材の育成

保健サービスの高度化と需要の増大に対応するため、保健師、栄養士等の専門的人材の資質向上に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○保健師、栄養士等の資質向上の推進	健康推進課

② 保健・福祉総合システムの整備

総合的できめ細かなサービスの提供に向け、福祉分野との連携を図りながら、受診情報等の健康管理情報をコンピューターにより管理し、健康相談や保健指導等を充実させる「保健・福祉総合システム」の整備推進に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○保健・福祉総合システムの整備	関係各課

③ 保健相談センターの基盤強化

全ての健診事業等が効率良く行えるよう、保健活動の基盤強化を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○保健相談センターの適正な管理	健康推進課

(4) 地域医療体制の整備

① 救急医療体制の充実

休日・夜間における急患に対応するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、関係機関等との連携を強化し、休日診療・休日準夜診療及び小児初期救急平日準夜診療の充実を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○休日診療の実施 ○休日準夜診療の実施 ○小児初期救急平日準夜診療の実施 ○休日歯科診療の実施	健康推進課

② 医療機関相互の連携強化

地域医療連携システムの充実に努め、質の高い医療サービスの提供と医療資源の有効活用により、地域医療の向上を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○医師会等関係機関との連携	健康推進課

③ プライマリケアの推進

「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」の充実に努めるとともに、医師会等関係機関の協力を得て、総合的・継続的な診療の充実を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○総合医の充実、推進	健康推進課

■ 評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1) 保健事業の充実	各種健診・相談回数		継続
(2) 感染症予防対策の充実			
(3) 保健活動の基盤強化			
(4) 地域医療体制の整備			

④社会保障制度

■現状と課題

《国民健康保険》

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤をなす制度として非常に重要な役割を担っています。しかしながら、保険税負担能力の比較的低い層の加入者が多いこと、医療の高度化や疾病の変化による医療費の増加等により、保険財政などにより医療費が年々増加していく傾向にあり、大変厳しい状況であるため、一般会計からの多額の繰入れに依存しており、今後も一層厳しい事業運営を迫られることが懸念されています。

《後期高齢者医療制度》

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療を中心に国民医療費が増大するなか、国民皆保険を維持し医療保険を将来にわたり維持可能なものとしていくため、高齢社会に対応した仕組みとして高齢者と現役世代の負担を明確化するため、原則75歳以上を対象に平成20年度から新たな医療制度として創設されたものであり、都内すべての区市町村が加入している「東京都後期高齢者医療広域連合」によって制度運営がされています。

今後も、多くの高齢者が健康を維持できるよう、本制度を周知するとともに、健康診査の受診率を向上する

《国民年金》

国民年金制度は、さらなる高齢化の進行が確実な中で老後の生活の基本的部分を支えるものとして極めて重要な制度です。本市でも、保険料の収納業務を平成14年4月から国に移管され実施していますが、いわゆる「年金問題」は市民の信頼を大きく失墜させている状況にあり、信頼される年金制度の構築が強く求められています。

図 国民健康保険への加入状況の推移

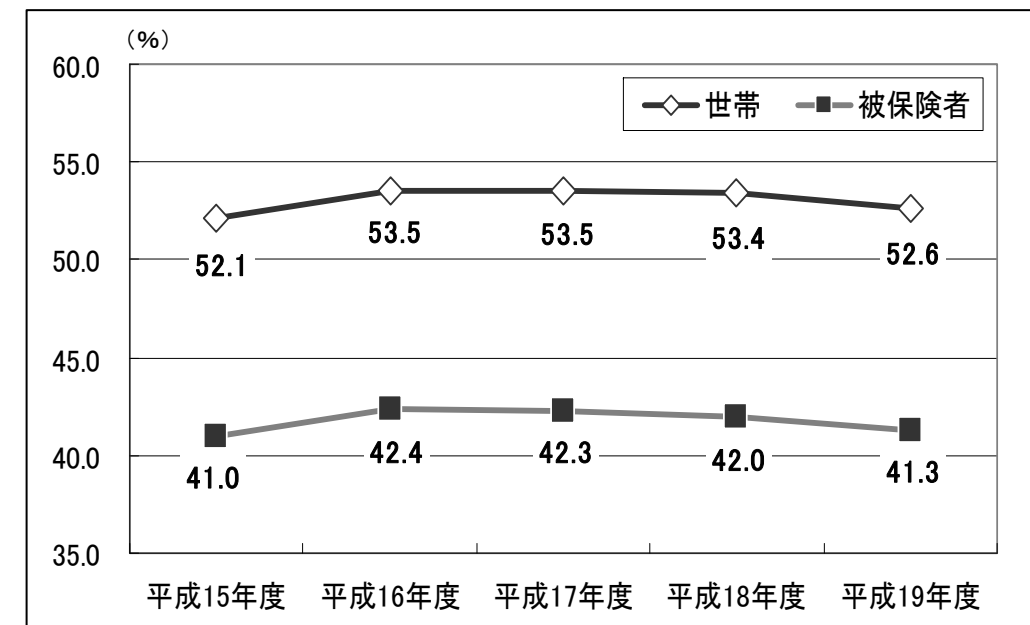
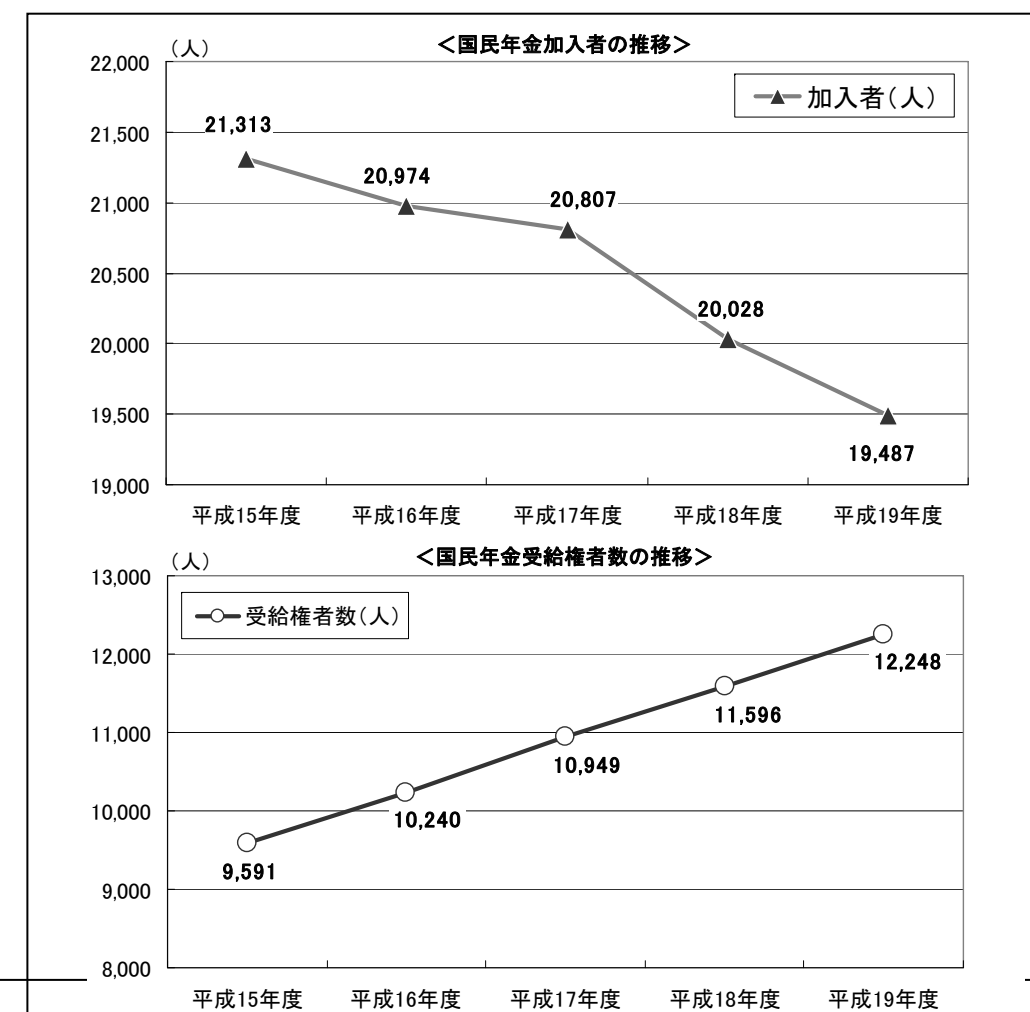


図 国民年金加入者の推移（上）、国民年金受給権者数の推移（下）

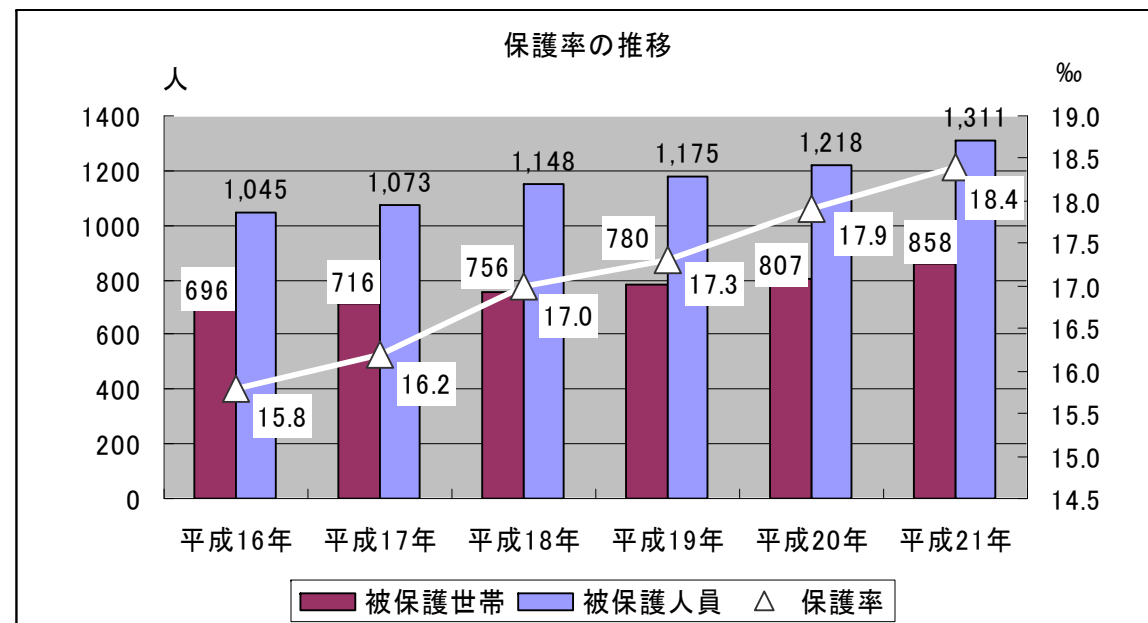


《生活保護》

生活保護制度は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の支援や促進を図ることを目的としています。

本市の被保護人員は、平成 20 年度月平均で 1,293 人となっており、平成 10 年度以降一貫して増加していています。

高齢化や雇用情勢の悪化に伴う生活困窮者の増加等により、さらに保護率が高まることが懸念されています。

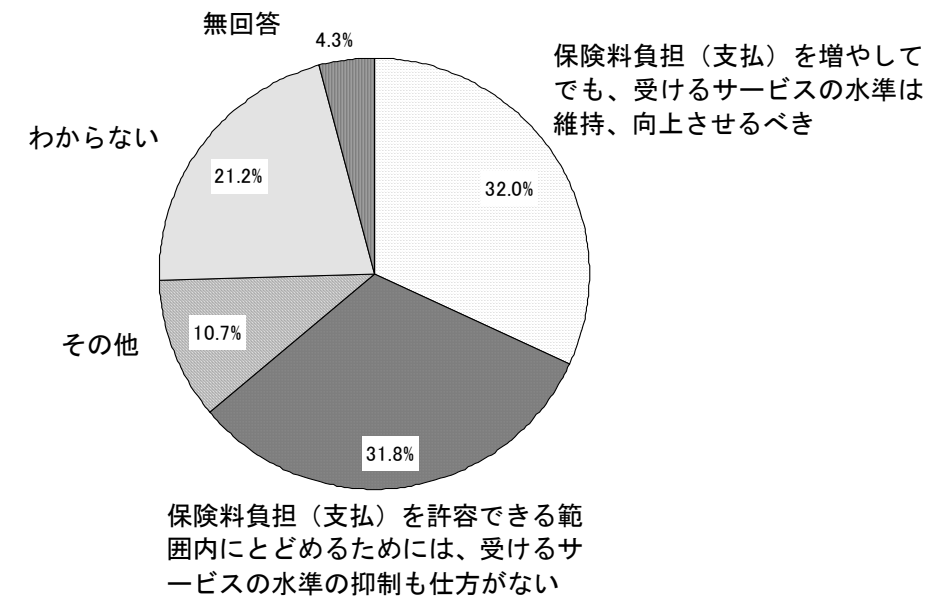


<図 保護率の推移>

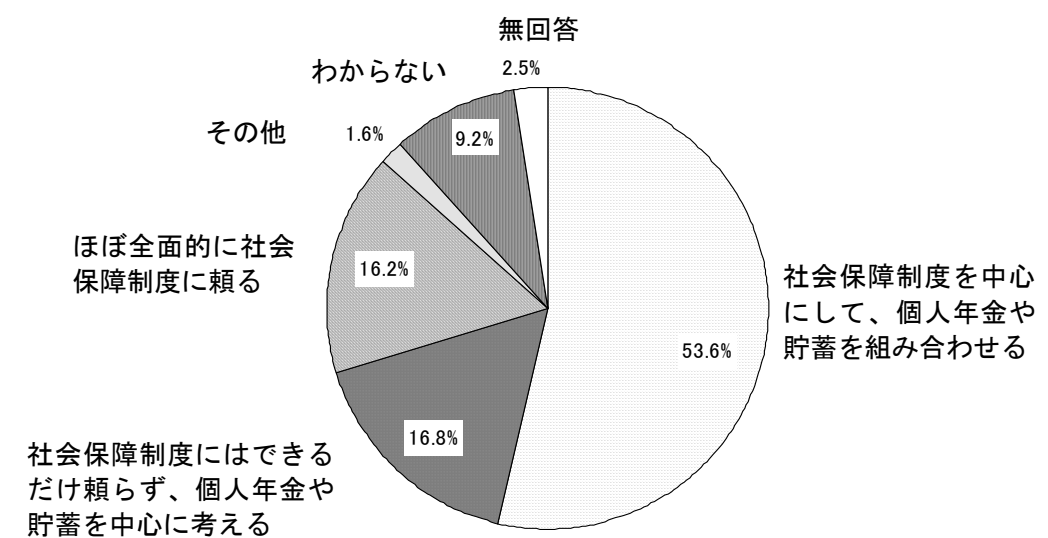
■市民の声

●意識調査 『社会保障制度（年金・医療・介護保険など）の今後についてどのように思いますか』

◆今後の社会保障制度について：「保険料負担（支払）を増やしてでも、受けるサービスの水準は維持、向上させるべき」、「保険料負担（支払）を許容できる範囲内にとどめるためには、受けるサービスの水準の抑制も仕方がない」が32%



◆老後生活における社会保障制度について：「社会保障制度を中心にして、個人年金や貯蓄を組み合わせる」が54%



■基本方針

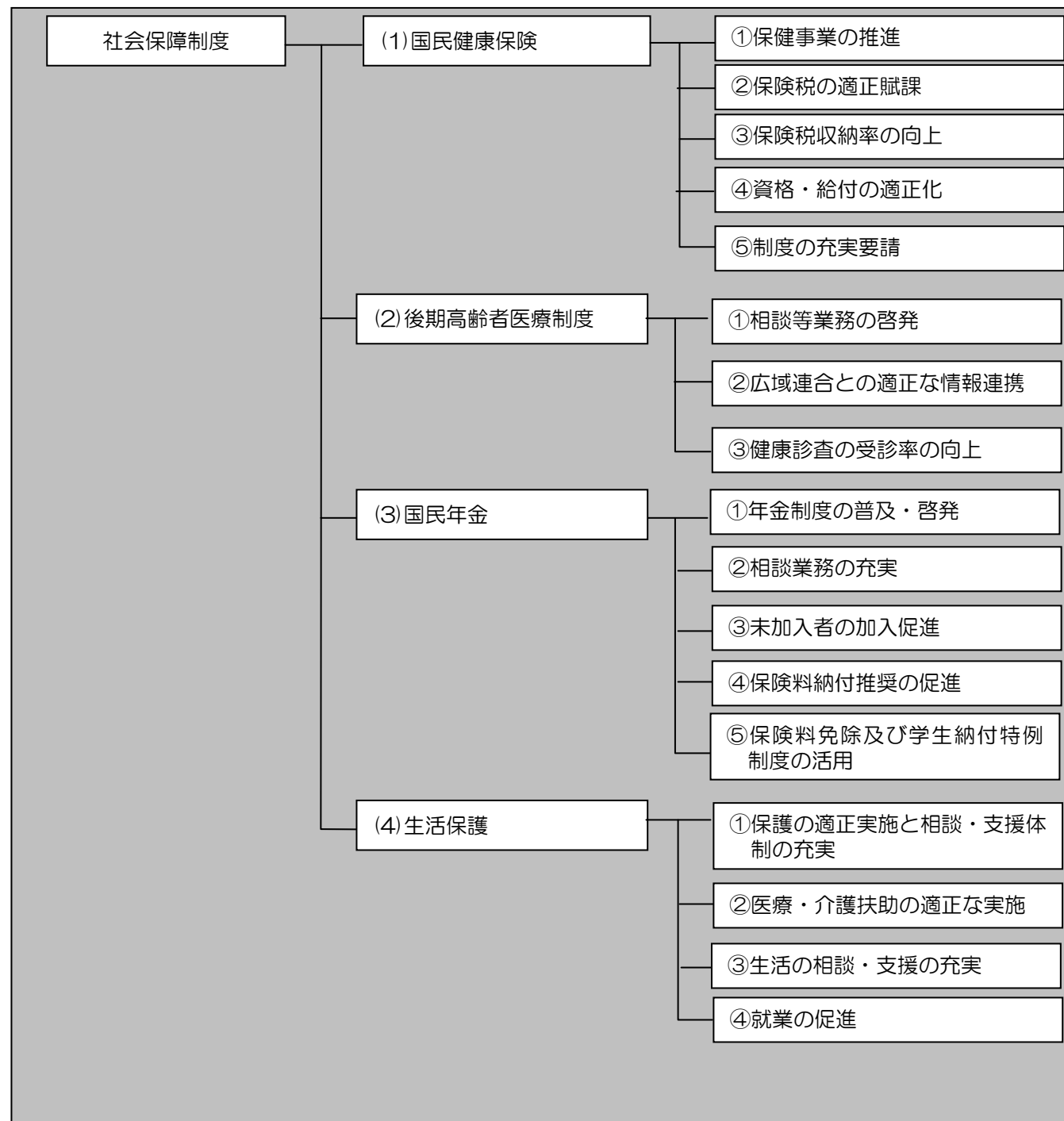
社会保障制度の適正な運用が求められている中、国民健康保険については、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとし、医療費の過度の増大を招かないようにするため、生活習慣病予防のための検診等を実施するなど、国民健康保険事業の健全化に努めます。

後期高齢者医療制度については、制度に対する理解を図り、健康診査の受診率の向上に努めます。

国民年金については、制度に対する理解と加入促進を図り、制度の充実を関係機関に要請します。

生活保護については、適正な保護の実施と自立に向けた支援に努めます。

■施策の体系



■施策の内容

(1)国民健康保険

①保健事業の推進

国民健康保険制度に対する被保険者の認識を深めるとともに、健康管理に対する自覚と意識の高揚を図るため、広報やパンフレット等により、制度の趣旨、内容等を広く周知するほか、健康管理の促進、疾病予防等を目的としたパネル展等を実施します。

具体施策（事業）	事業課
○広報紙やパンフレットによる制度の紹介 ○パネル展の実施	保険年金課

②保険税の適正賦課

所得の適正な把握、負担の公平化の観点に基づいた保険税の適正賦課を図り、財源の確保に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○適正な保険税の賦課	保険年金課

③保険税収納率の向上

保険税の口座振替を推進するとともに収納体制の強化を図り、保険税収納率の向上に努めるとともに、納税者間の公平性の観点から、未納者に対しては、行政サービスの提供を制限することを検討します。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
○口座振替の推進 ◎コンビニエンスストア収納の運用	保険年金課 収納課

④資格・給付の適正化

資格の取得及び喪失時の早期届出を広報紙等により市民に広く周知するほか、レセプト点検事務の強化を図り、不正、不当利得及び第三者行為の発見に努めるなど、給付の適正化に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○レセプト点検事務の充実	保険年金課

⑤制度の充実要請

国や東京都に対して、医療保険制度の抜本的改革や国民健康保険事業への財政措置の充実等を要請します。

具体施策（事業）	事業課
○関係機関への要請	保険年金課

(2)後期高齢者医療制度

①相談等業務の啓発

転入や転出の届出、高額療養費等の給付の申請やその他制度で分からないことなどの相談は市町村の窓口が行っていることから、広報紙で周知するなど、相談業務の充実に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○相談業務の充実	保険年金課

②広域連合との適正な情報連携

後期高齢者医療制度に加入している被保険者に関する情報を適正に管理するため、広域連合との連携を強化します。

具体施策（事業）	事業課
○広域連合との情報連携	保険年金課

③健康診査の受診率の向上

自己負担額 500 円を市が負担し無料で健康診査が受けられるようにする等、高齢者の健康増進を図るため、多くの方が受診できるよう、健康診査の推進を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○健康診査受診率の向上	保険年金課

(3)国民年金

①年金制度の普及・啓発

国民年金事業の円滑な運営と制度の安定を図るため、あらゆる機会を活用して年金制度の趣旨の普及・啓発を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○国民年金制度の普及・啓発	保険年金課

②相談業務の充実

市民が国民年金制度を正しく理解し、適正な年金給付が受けられるよう、日本年金機構との緊密な連携のもと、市民の受給権の確保に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○国民年金相談の実施	保険年金課

③未加入者の加入促進

日本年金機構との連携を密にし、未加入者の把握に努め、加入を促進します。

具体施策（事業）	事業課
○国民年金制度の普及・啓発	保険年金課

④保険料納付推奨の促進

市民の年金権確保のための保険料納付の必要性について、広報活動の強化に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○国民年金保険の広報活動	保険年金課

⑤保険料免除及び学生納付特例制度の活用

保険料納付困難者の受給権を確保するため、保険料免除制度及び学生納付特例の周知と利用促進に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○保険料免除制度等の広報活動	保険年金課

(4)生活保護

①保護の適正実施と相談・支援体制の充実

被保護世帯の生活実態を的確に把握し、実情に応じた制度の適正な運用に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○被保護世帯生活実態調査の実施	生活福祉課

②医療・介護扶助の適正な実施

被保護者がサービスの機会を容易に確保できるよう、指定医療機関、指定介護機関との調整に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○レセプト点検等の適正な実施	生活福祉課

③生活の相談・支援の充実

被保護世帯の自立を促進するため、職員体制の機能強化を図りつつ、ケースワーカーや民生委員等との緊密な連携のもと、各種相談・支援体制の充実を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○生活相談の充実	生活福祉課

④就業の促進

被保護世帯の自立を助長するため、稼働年齢層にある者の稼働能力及び就労阻害要因の状況を把握し、稼働能力のある者に対しては、就労支援員や公共職業安定所等の関係機関との連携を図りながら、就業の促進に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○生活困窮者への就労の支援	生活福祉課

■ 評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1) 国民健康保険			
(2) 後期高齢者医療制度			
(3) 国民年金			
(4) 生活保護			

(3) 福祉

① 高齢者福祉

■ 現状と課題

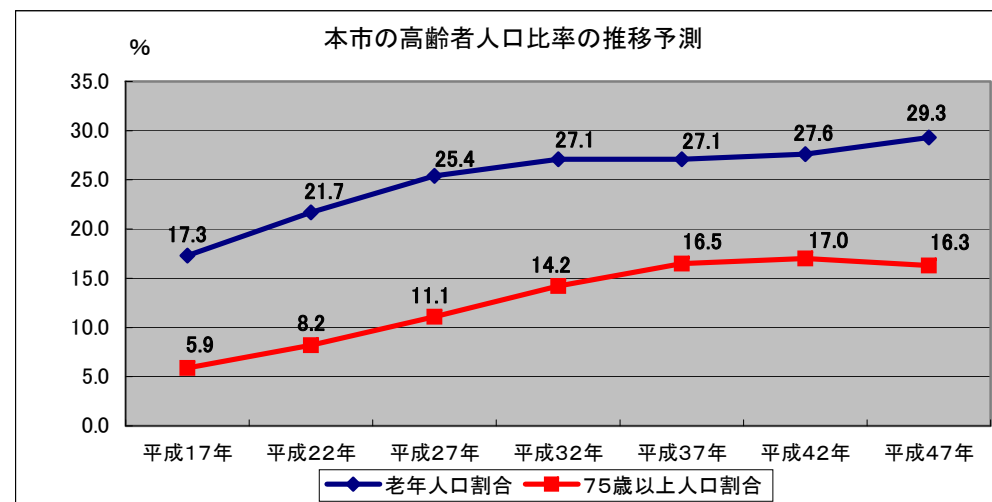
医療の高度化による平均寿命の伸長に伴って高齢化が急速に進行し、「高齢化社会」から「高齢社会」に入ったといわれています。

本市においても、平成27年頃には、4人に1人が65歳以上の高齢者となることが予測されています。

こうした中、平成21年に、「高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」を策定し、高齢者福祉施策を推進し、一定の成果が得られていますが、今後も高齢者の増加が見込まれることから、事業の継続・充実に努める必要があります。

高齢者関連施設位置図

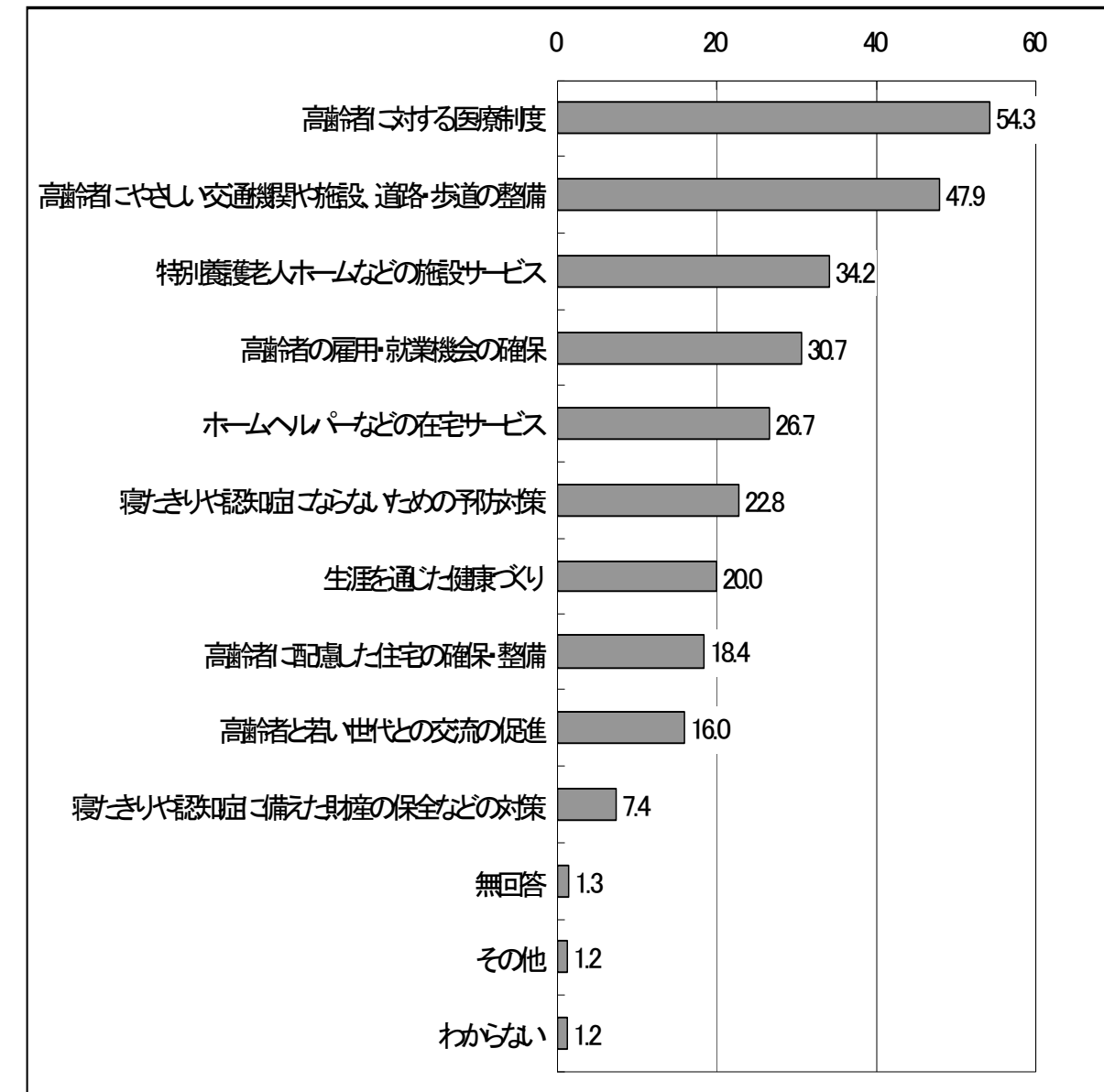
①	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
②	介護老人保健施設
③	介護療養型医療施設
④	デイサービス・ 認知症デイサービス
⑤	デイケアセンター
⑥	短期入所施設
⑦	地域包括支援センター
⑧	認知症高齢者グループホーム
⑨	シルバーハウジング (シルバーピア)
⑩	福祉会館
⑪	老人福祉館



■ 市民の声

● 意識調査 『本格的な高齢社会に向けて、あなたはどのような施策が重要だと思いますか』

◆ 重要な高齢者施策：「高齢者に対する医療制度」が54%



● 市民懇談会の意見『高齢者福祉』

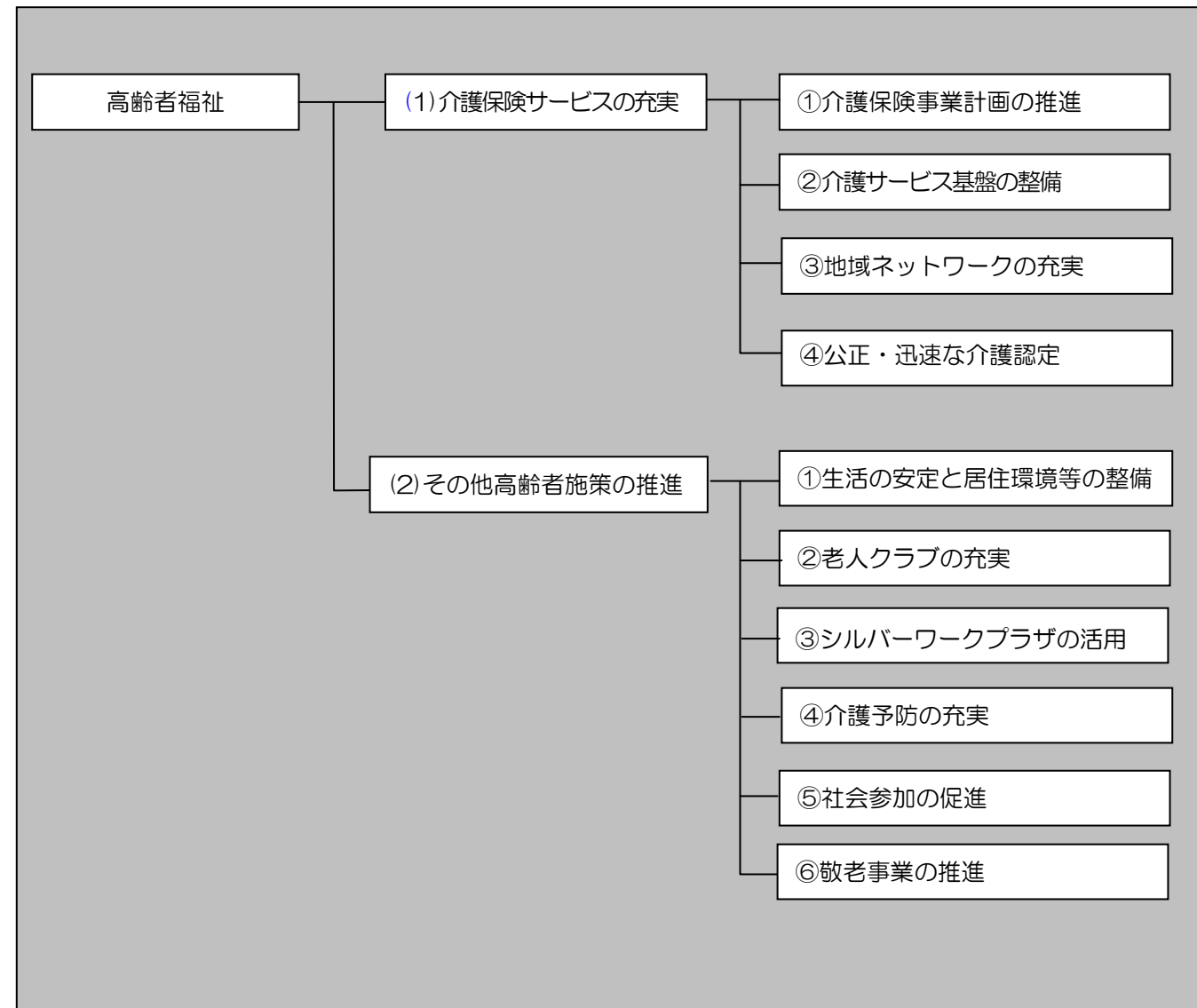
テーマ・高齢化・一人親

■ バス停に椅子や屋根をつくり、ゆっくりバスを待てるようにする。

■基本方針

高齢者福祉については、高齢化の進展を踏まえ、介護保険サービスや施設サービスの充実を図る一方、元気な高齢者が生きがいを持って生活が続けられるよう、介護予防などを推進するほか、様々な形での社会参加の機会を充実します。

■施策の体系



■施策の内容

(1)介護保険サービスの充実

①介護保険事業計画の推進

介護保険法の規定により国の定める基本方針に即して、3年を1期とする、市が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を策定します。

また、介護保険事業計画の推進とサービスの需要を的確に反映した定期的な見直しを行います。

具体施策（事業）	事業課
○介護保険運営協議会の開催 ○介護保険事業計画の策定	高齢福祉課

②介護サービス基盤の整備

在宅での介護が困難な高齢者が身近な施設を利用できるよう、特別養護老人ホーム等の入居希望者の状況把握に努めるとともに、民間活力を導入しながら、グループホーム等の整備を促進します。

また、社会的援護を必要とする高齢者の増加に伴い、地域の中で生活ができるよう地域密着型サービスの充実を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○認知症高齢者グループホーム等の整備	高齢福祉課

③地域ネットワークの充実

地域における高齢者の様々な相談に対応し、認知症高齢者等の権利擁護や虐待防止の拠点となる地域包括支援センターの支援及びPRに努め、介護サービス事業者の支援・育成のため連携を図ります。

また、地域におけるボランティア等を活用することにより、地域で高齢者を支援していく仕組みを作ります。

具体施策（事業）	事業課
○地域包括支援センター及びケアマネジャー連絡会の開催 ○権利擁護推進事業の実施 ○介護支援ボランティア事業の実施	高齢福祉課

④公正・迅速な介護認定

介護認定審査会委員や認定調査員の研修等により適切な人材を確保し、合議体ごとの審査判定の平準化を図るとともに、認定審査会を効率的かつ適正に運営して、迅速な判定が行われるよう努めます。

具体施策（事業）	事業課
○介護認定審査会の運営	高齢福祉課

(2) その他高齢者施策の推進

①生活の安定と居住環境等の整備

高齢者が積極的に外出し、地域活動への参加を促すため、高齢者の特性に配慮した道路、公園、公共施設の改善・整備を促進するとともに、生活援助員による生活相談や安否確認、一時家事援助、緊急時の対応などの日常生活援助サービスを備えた高齢者向け賃貸住宅であるシルバーハウジング事業を運営するなど、住みやすい住宅の整備に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○都営村山団地シルバーハウジングの運営	高齢福祉課

②老人クラブの充実

高齢者が相互に交流を深めながら社会参加や自己実現、健康づくりなどが図れるよう、老人クラブ活動を支援し、活動の活性化を促進します。

具体施策（事業）	事業課
○老人クラブ活動の支援	高齢福祉課

③シルバーワークプラザの活用

シルバー人材センター等の高齢者の働く拠点として、シルバーワークプラザを活用し、就業分野の拡大を図るなど、シルバー人材センター活動の充実に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○シルバー人材センター活動の充実	地域福祉課

④介護予防の充実

医療機関との連携を図りながら、生活機能評価を実施するとともに、高齢者が抱える閉じこもりやうつ、孤立感等の解消に資する様々な介護予防事業を推進することで、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう努めます。

具体施策（事業）	事業課
○生活機能評価の実施 ○各種介護予防事業	高齢福祉課

⑤社会参加の促進

福社会館や老人福祉館を活動拠点として、学習、娯楽、交流の促進と市民講座や講習会等を開催し、高齢者のふれあいの場の充実に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○喜び農園の実施	高齢福祉課

⑥敬老事業の推進

敬老会の開催や長寿の祝贈呈等を通して、敬老事業を推進します。

具体施策（事業）	事業課
○敬老会の実施 ○敬老金の配布 ○満百歳祝の贈呈	高齢福祉課

■評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1)介護保険サービスの充実	地域密着型サービスの充実	・認知症高齢者グループホーム 2施設 ・認知症デイサービス 1施設 ・小規模多機能型居宅介護 1施設	・地域密着型特別養護老人ホーム 2施設 ・認知症高齢者デイサービス 1施設 ・認知症高齢者グループホーム 1施設
(2)その他高齢者福祉の推進	介護予防事業参加率の向上	7%	20%
	生活機能評価受診率の向上	45%	60%

②障害者福祉

■現状と課題

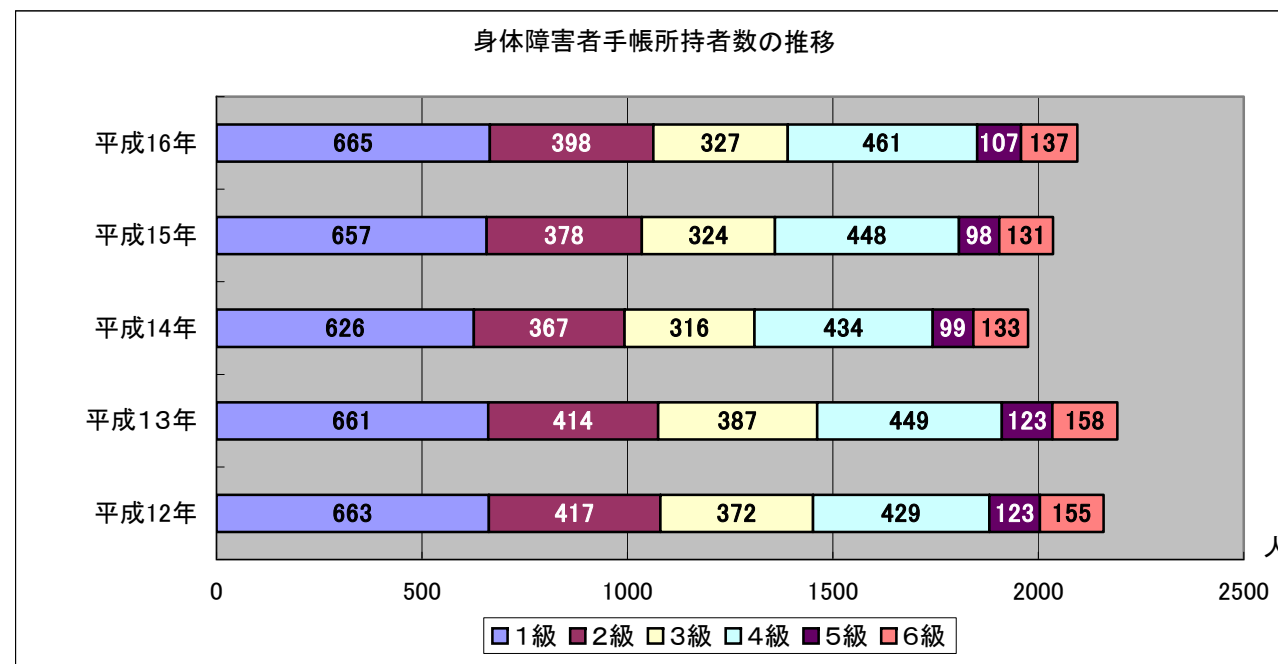
近年、障害者福祉を取り巻く環境と制度が大きく変化しています。

平成15年度から始まった「支援費制度」では、障害者の「自己選択・自己決定」による「措置から契約」への福祉サービス利用方法や、「施設から地域での生活」を重視する方向へと転換が図られ、本制度移行後、利用者の急増によりサービス費用が増大してきました。

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、これまで身体障害、知的障害、精神障害といった障害種別ごとに提供されていたサービスを一元化する一方、障害者福祉制度を維持するため、利用者にも一定の負担が求められることになりました。

こうした中、本市では、平成18年3月に策定した「障害福祉計画」の第2期計画に基づいて、障害者福祉施策を実施している状況です。

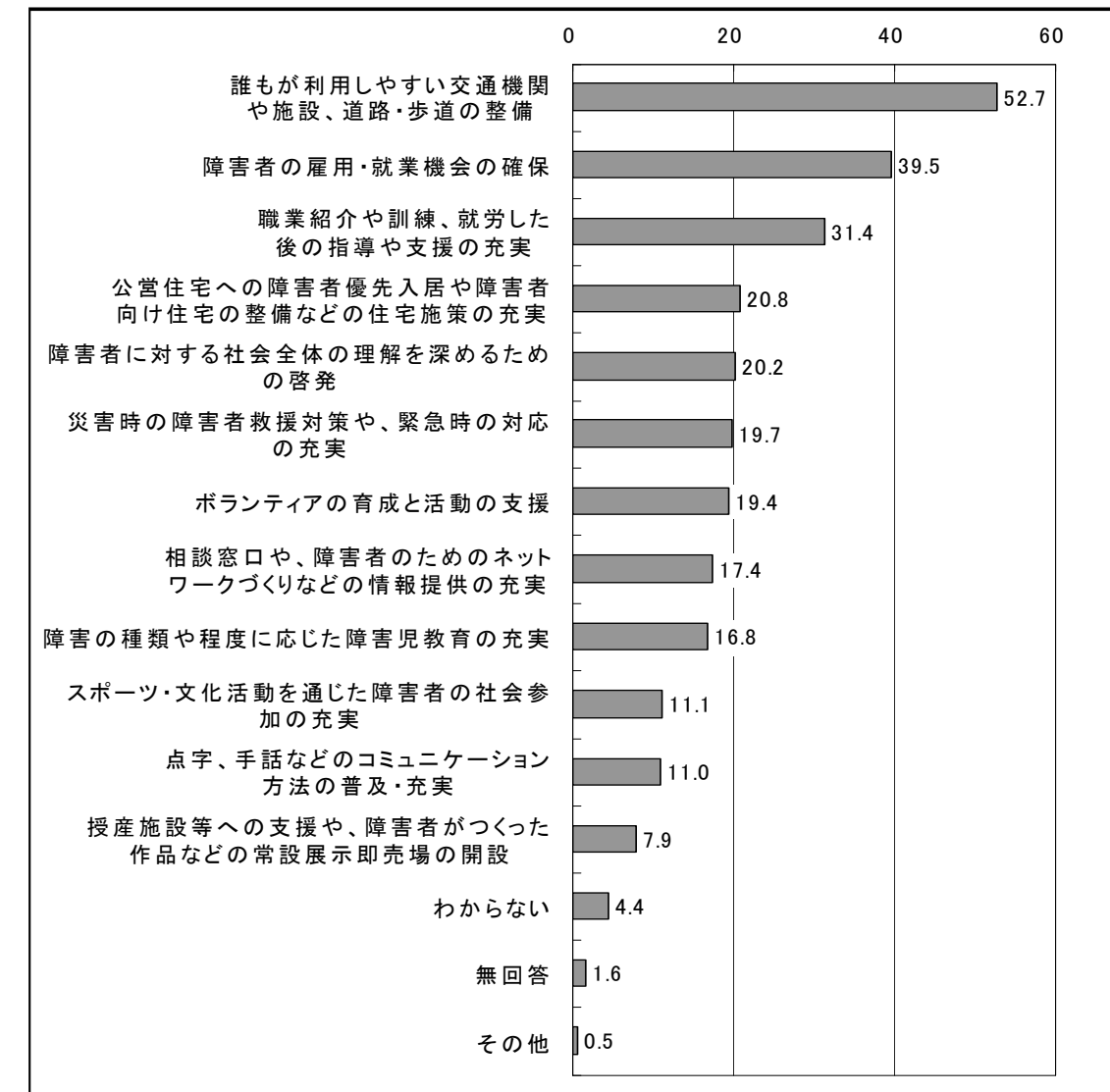
今後も、「障害者の社会参加を促進するためのネットワーク構築」や「雇用の場の拡大」を推進し、更なる施策の充実を図る必要があります。



■市民の声

●意識調査 『障害のある人の自立のための支援として、市はどのようなことを重点的に進めるべきだと思いますか』

◆重点的に進めるべき障害者の自立支援のための取り組み：「誰もが利用しやすい交通機関や施設、道路・歩道の整備」が53%



●市民懇談会の意見『障害者福祉』

テーマ・障害者への理解

■障害者のできる範囲を理解し、働ける場の提供に努める。

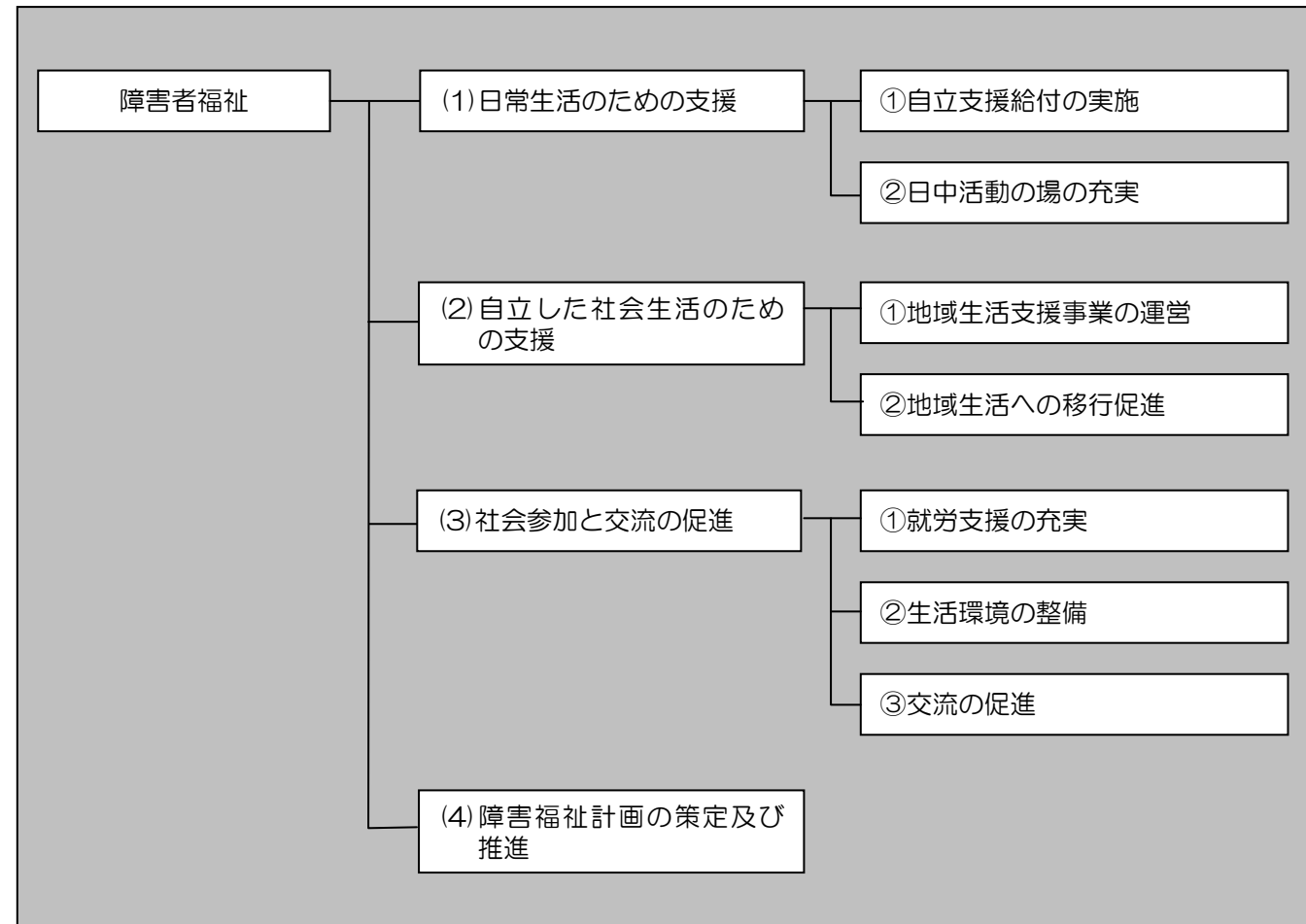
テーマ・集団生活等の場

■グループホームを設置し、集団生活しながら、ホーム内でのレストラン経営など働く場を提供する。

■基本方針

障害者福祉については、障害のある人も、障害のない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域社会の中でともに暮らすことのできる社会づくりを推進します。

■施策の体系



■施策の内容

(1)日常生活のための支援

①自立支援給付の実施

在宅の障害のある方々に対しては、その生活がより充実したものとなるよう、居宅介護（ヘルパー）、短期入所等のサービス受給のための支援に努めます。

施設支援が必要な方々に対しては、障害種別、程度に応じた通所、入所支援のほか、地域生活において安心して暮らすことができるよう関係機関との連携を図りつつ、グループホーム、ケアホームの利用支援に努めます。

就労、自立を希望されている方々に対しては、訓練等給付のほか、障害者就労支援センターの運営に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○介護給付費の支給 ○自立支援給付費の支給	障害福祉課

②日中活動の場の充実

障害のある方々に対して、日中活動が可能な場を提供するため、就労移行支援、就労継続支援A型、B型等の訓練等給付費の支給支援に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○訓練等給付費の支給	障害福祉課

(2)自立した社会生活のための支援

①地域生活支援事業の運営

障害のある方々が、地域において自立した社会生活を営むことができるよう、相談支援事業の充実に努めます。

また、ガイドヘルパー、地域活動支援センターの利用、日常生活用具の給付、手話通訳者の派遣など、地域生活において必要なサービスの充実に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○ガイドヘルパー利用支援 ○地域活動支援センターの利用支援	障害福祉課

②地域生活への移行促進

障害のある方々が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設入所者や受入条件が整えば退院可能とされる精神障害者の地域生活への移行促進に努めます。

福祉施設の入所者の地域生活への移行と入院中の精神に障害のある人の地域生活への移行を進めます。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
○障害者自立支援法の円滑な施行	障害福祉課

(3) 社会参加と交流の促進

① 就労支援の充実

障害のある方々の就労機会の拡大を図るとともに、安定して働き続けることができるように就労面と生活面の支援を行い、自立と社会参加の促進を図ります。

また、障害者の報酬アップのための施策の検討を行います。

具体施策（事業）	事業課
○障害者就労支援センターの運営	障害福祉課

② 生活環境の整備

障害のある方々の特性に配慮した道路、公園、公共施設や民間施設の改善・整備を促進し、障害のある方々の社会参加に向けた条件整備に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○バリアフリーに配慮した公共施設の整備	道路公園課 施設課 障害福祉課

③ 交流の促進

市や地域の行事等を通じ、障害のある人も、ない人も、社会の一員として相互に尊重し支え合いながらともに生活していくことができる地域社会づくりを目指します。

具体施策（事業）	事業課
○開かれた地域社会の推進	障害福祉課

(4) 障害福祉計画の策定及び推進

障害のある方々が地域において自立した社会生活を営むことができるよう、ニーズを的確に把握し、障害福祉サービスや相談支援等の必要見込量の推計及びその見込量の確保のための方策を3年ごとに策定します。

具体施策（事業）	事業課
○障害福祉計画の策定・推進	障害福祉課

■ 評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1) 日常生活のための支援			
(2) 自立した社会生活のための支援	地域生活移行者数	—	7人 (施設入所者数の 1割)
(3) 社会参加と交流の促進	一般就労移行者数	4人 (H17年度)	9人
(4) 障害者福祉計画の策定及び推進			

③子育て支援

■現状と課題

本市における子育て支援は、保育所、児童館、学童クラブ等の施設サービスと子ども手当等の支給、乳幼児医療費助成などの給付・助成サービスを中心に行っていますが、保育所の待機児童数が平成19年度末段階で177人となっています。

また、近年は著しい少子化が大きな問題になっており、本市でも、平成17年に「次世代育成支援行動計画」及び「特定事業主行動計画」を策定し、子育て家庭の支援や教育環境の整備等を総合的に推進しています。

また、就学前の教育の場としては、本市には私立幼稚園4園があり、在園児数は平成19年度時点で1,173人となっています。

少子化や核家族化、近所づきあいの減少等から、家庭と地域における子育て機能の低下がいわれる中、幼稚園教育の充実支援とともに、家庭でのしつけや教育を推進・支援するための取組も実施しています。

核家族化、共働き家庭の増加、離婚による1人親家庭の増加等が進行し、地域における子育て機能が低下してきているため、子ども家庭への支援がこれまでに増して大きな課題となっています。

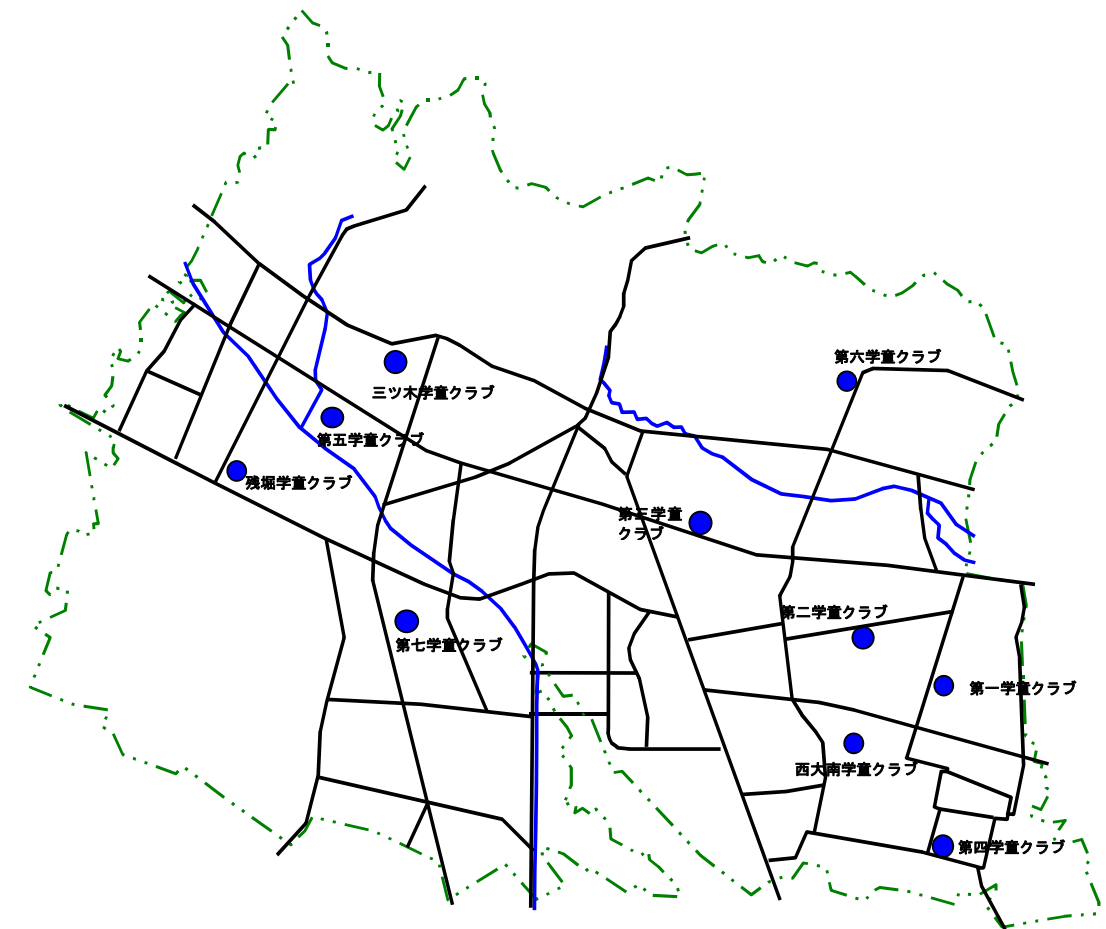
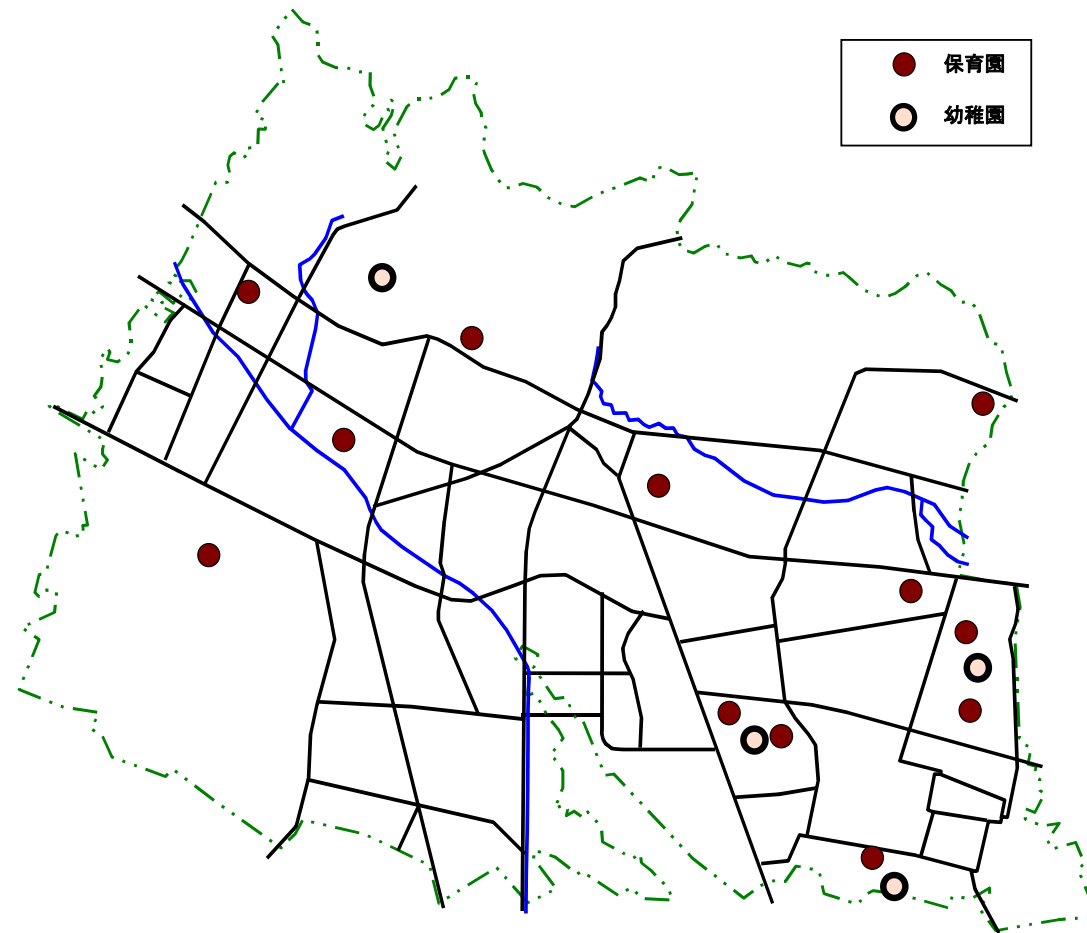


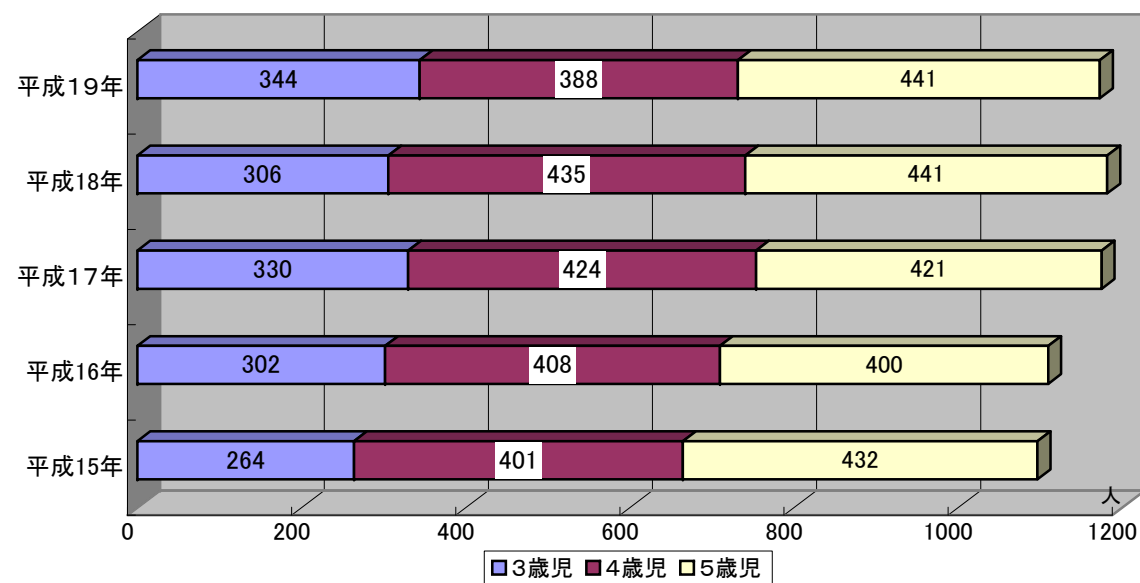
表 学童クラブの利用状況

平成21年度実績

施設名	所在地	定員(人)	延べ出席人数(人)	保育日数(日)	1日平均人数(人)
第一学童クラブ (さいかち地区児童館)	緑が丘	50	7,609	293	26
第二学童クラブ (お伊勢の森児童館分室)	学園四丁目	50	8,223	293	28
第三学童クラブ (お伊勢の森児童館)	中央二丁目	70	11,359	293	39
第四学童クラブ (大南地区児童館)	大南五丁目	70	8,442	293	29
第五学童クラブ (山王森児童館)	三ツ藤三丁目	70	3,949	293	13
第六学童クラブ (中藤地区児童館)	中藤三丁目	50	7,806	293	27
第七学童クラブ (残堀・伊奈平地区児童館)	残堀一丁目	70	11,671	293	40
三ツ木学童クラブ (第二小学校内)	三ツ木二丁目	60	10,313	293	35
西大南学童クラブ (第七小学校内)	大南二丁目	90	11,241	293	38
残堀学童クラブ (第十小学校内)	残堀五丁目	70	11,609	293	40
合計		650	92,222	2,930	31



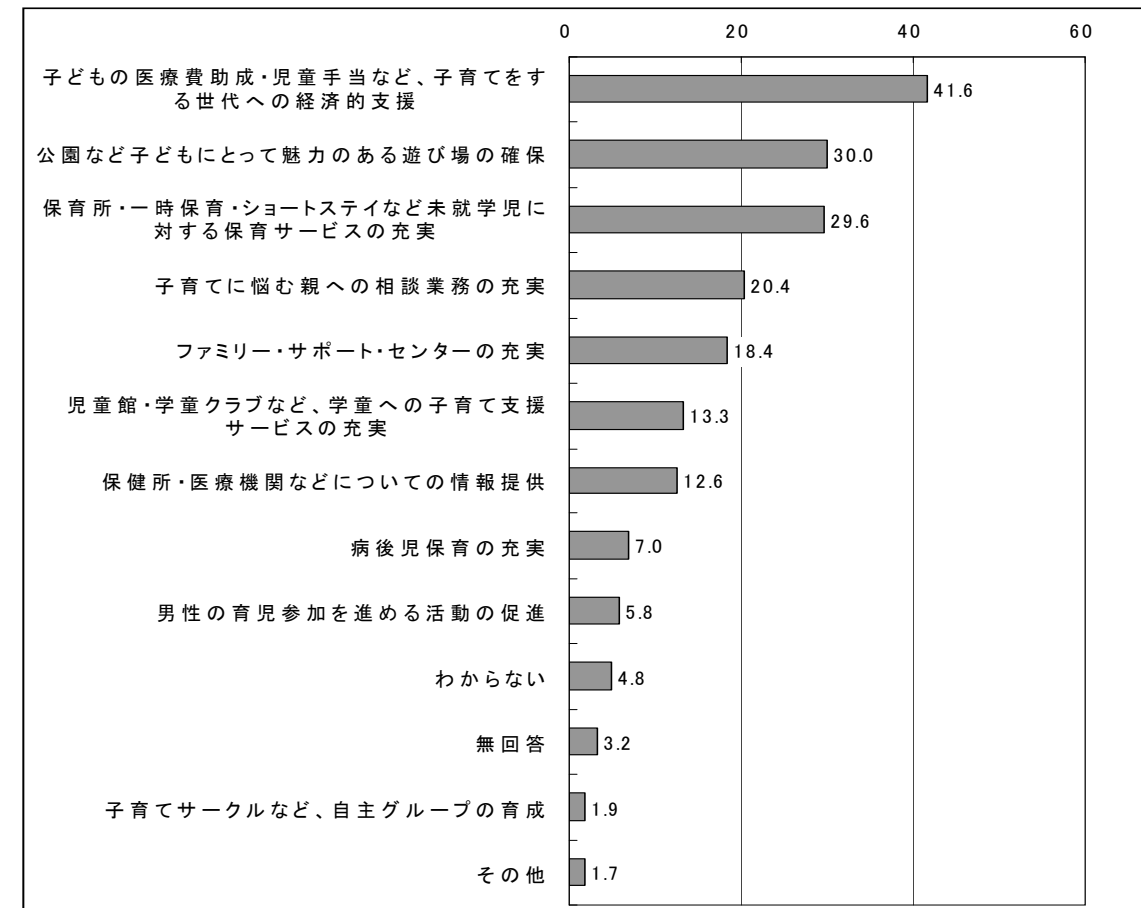
幼稚園就学時数の推移



■市民の声

●意識調査 『安心して子育てを行うための取り組み』

安心して子育てを行うための取り組みとして、「子どもの医療費助成・児童手当など、子育てをする世代への経済的支援」が41.6%と最も多く、次いで「公園など子どもにとって魅力のある遊び場の確保」が30.0%、「保育所・一時保育・ショートステイなど未就学児に対する保育サービスの充実」が29.6%となっている。



●市民懇談会の意見 『子ども家庭福祉』

テーマ・子どもの放課後活動

- 高齢化が進行する中、高齢者の協力を得て、帰宅時の迎えなどができるようなシステムづくりが必要である。
- 転居者の自治会加入を推進することにより、地域のコミュニケーションが高まり、孤独死等も減ってくる。

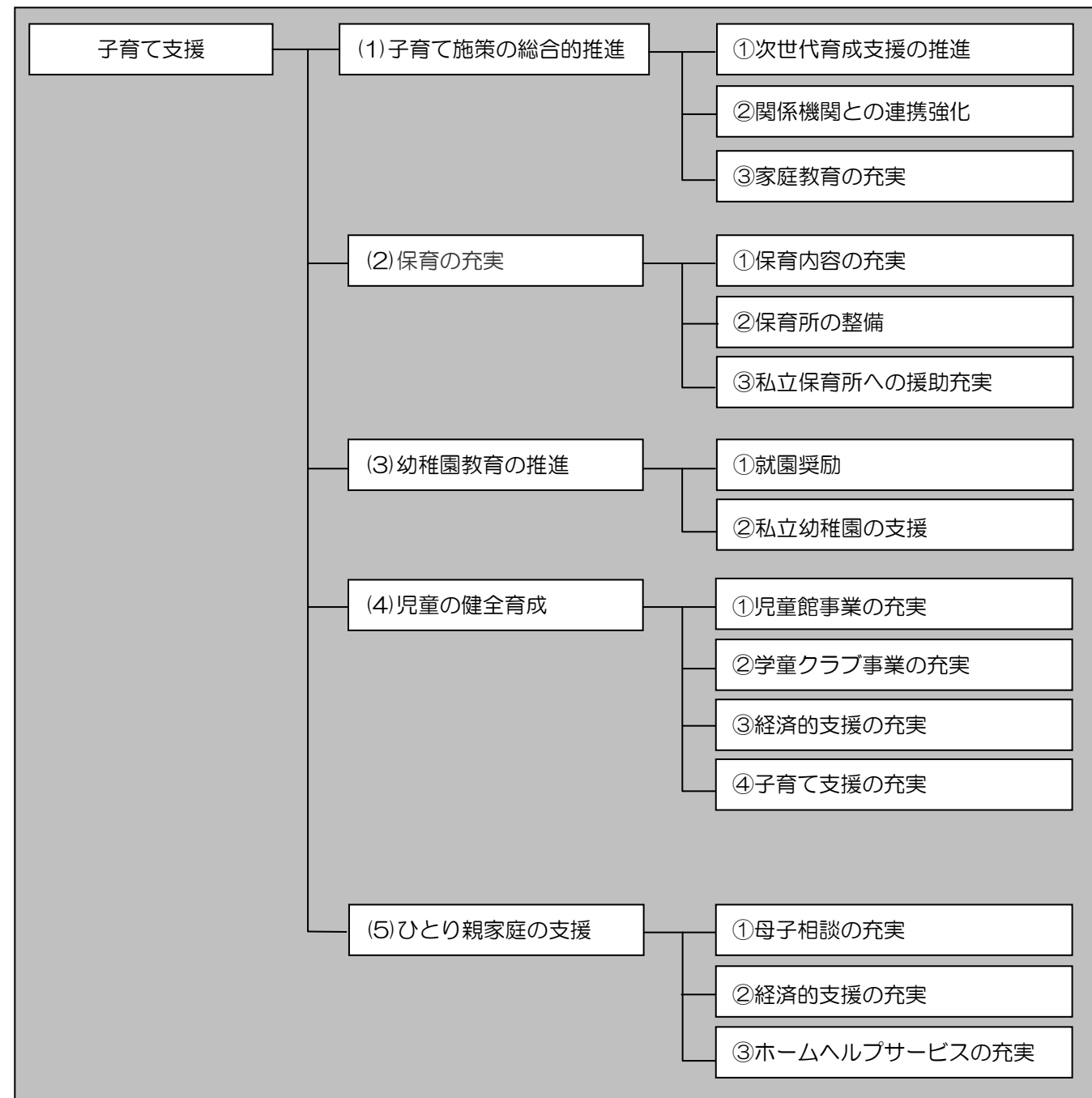
テーマ・地域ニーズに合った保育園等の充実

- 「保育園」や「認定こども園」の整備を推進する。(大南地区へ)

■基本方針

子育て支援については、増加する核家族や共働き家庭、ひとり親家庭への支援として、保育体制や各種相談機能の充実など、子育て中の家庭に対して、地域ぐるみで支援を行う体制づくりを推進します。

■施策の体系



■施策の内容

(1)子育て施策の総合的推進

①次世代育成支援の推進

「次世代育成支援行動計画」に基づき、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりに向け、総合的に推進します。

具体施策（事業）	事業課
○「次世代育成支援行動計画」に基づく環境づくり	子育て支援課

②関係機関との連携強化

子どもの発達段階に応じた幼児教育を推進するため、家庭、幼稚園、保育所、小学校相互の適切な役割分担と機能強化に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○子ども家庭支援センターの推進	子育て支援課

③家庭教育の充実

子育てにおける家庭教育の重要性についての普及・啓発活動に努めるとともに、家庭における教育機能の向上を図るため、家庭教育学級・講座などを充実し、特に2歳児までに対する家庭教育環境づくりの充実について検討します。

具体施策（事業）	事業課
○子育て相談の充実	子育て支援課

(2)保育の充実

①保育内容の充実

核家族化の進行、女性の社会進出などに伴う家庭での子育て機能の低下に対応するため、低年齢児受入枠の拡大、延長保育、一時保育など、多様な保育サービスの充実に努めます。また、障害児の入園を促進するため、各園における障害児受入対策を支援します。

具体施策（事業）	事業課
○認可保育所による通常保育事業の実施 ○延長保育事業の実施 ○低年齢児保育事業の実施 ○一時保育事業の実施 ○休日保育事業の実施	子育て支援課

②保育所の整備

児童を取り巻く社会経済状況の変化、乳幼児数の推移、市民の保育ニーズ等を的確に把握し、待機児童解消等の総合的な視点から保育所の整備に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○保育所の整備	子育て支援課

③私立保育所への援助充実

私立保育所における入所児童の処遇向上を図るため、引き続き運営費などの助成を行います。

具体施策（事業）	事業課
○保育所運営の推進	子育て支援課

(3) 幼稚園教育の推進

①就園奨励

私立幼稚園等に通園する園児の保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、引き続き助成を行います。

具体施策（事業）	事業課
○私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助の推進	子育て支援課

②私立幼稚園の支援

私立幼稚園就園事業を行う施設等に対し、幼稚園就園費の減免額分を補助することにより、幼児教育の振興を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○私立幼稚園就園奨励の推進	子育て支援課

(4) 児童の健全育成

①児童館事業の充実

子ども同士のふれあいの中から協調性や想像力が育まれるよう、児童館の利用拡大・PRと事業内容の充実に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○児童館事業の充実	子育て支援課

②学童クラブ事業の充実

学童クラブの内容充実に努めるとともに、1小学校区に1学童クラブの実現を図ります。また、学童クラブに障害のある児童も参加できるよう、受入体制を整備します。

具体施策（事業）	事業課
○学童クラブ事業の充実	子育て支援課

③経済的支援の充実

国や東京都との連携により、引き続き子ども手当等の支給に努めるとともに、乳幼児医療費助成の対象者拡大に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○乳幼児医療費助成制度のPR	子育て支援課

④子育て支援の充実

市民総合センター内の「子ども家庭支援センター」及び市内4か所の「子育てセンター」を拠点として、各種相談機能を強化し、子育てサークルづくりなど、親同士の交流活発化を促進します。

また、仕事と育児の両立を支援するため、平成17年度に事業開始したファミリーサポートセンターを拠点として、子育て支援の充実に努めます。

一方、民間企業における育児環境改善のため、子育てに関する企業意識の高揚に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○子ども家庭支援センターの推進（総合相談、子育てサークルの育成・支援、講座の開催） ○子育てセンターの推進（園庭開放、育児相談） ○子どもショートステイ事業の推進 ○子どもメンタルサポート事業の推進	子育て支援課

(5) ひとり親家庭の支援

①母子相談の充実

ひとり親家庭の生活の安定や子どもの健全育成のため、母子自立支援・婦人相談員や民生委員などと連携を図り、生活全般についての相談に対応できるよう、ひとり親家庭の状況把握、支援の充実に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○母子自立支援・婦人相談員による相談の実施	子育て支援課

②経済的支援の充実

国や都との連携により、引き続き児童扶養手当等の支給に努めます。また、母子福祉資金や女性福祉資金の貸付けの利用促進を図るとともに、その充実に東京都に要請します。

具体施策（事業）	事業課
○母子・女性福祉資金貸付の推進	子育て支援課

③ホームヘルプサービスの充実

親の疾病時等における家事援助のため、ホームヘルプサービス事業の充実に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○ホームヘルプサービス事業の充実	子育て支援課

■ 評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1)子育ての総合的推進			
(2)保育の充実			
(3)幼稚園教育の充実			
(4)児童の健全育成			
(5)ひとり親家庭の支援			

④地域福祉

■現状と課題

各福祉分野（計画）を横断的につなぎ、連携を図る役割を担う計画として、地域福祉計画を定めています。

また、地域福祉推進のための施設として、福社会館のほか、5つの老人福祉館を設置し、福社会館においては、健康管理・送迎・入浴サービスの提供や各種の行事を開催しています。

一方で、民生委員等への連携、心身障害者関連団体への助成や日本赤十字社資募集運動等も実施し、一体となった取組を行っています。

本格的な少子高齢社会が到来し、また社会経済情勢が大きく変化する中、社会福祉行政を取り巻く環境も大きく変化しており、今後、福祉施策を推進していくためには、行政による対応が求められる一方で、市民や地域レベルでも支え合うための仕組みづくりと実践が必要です。

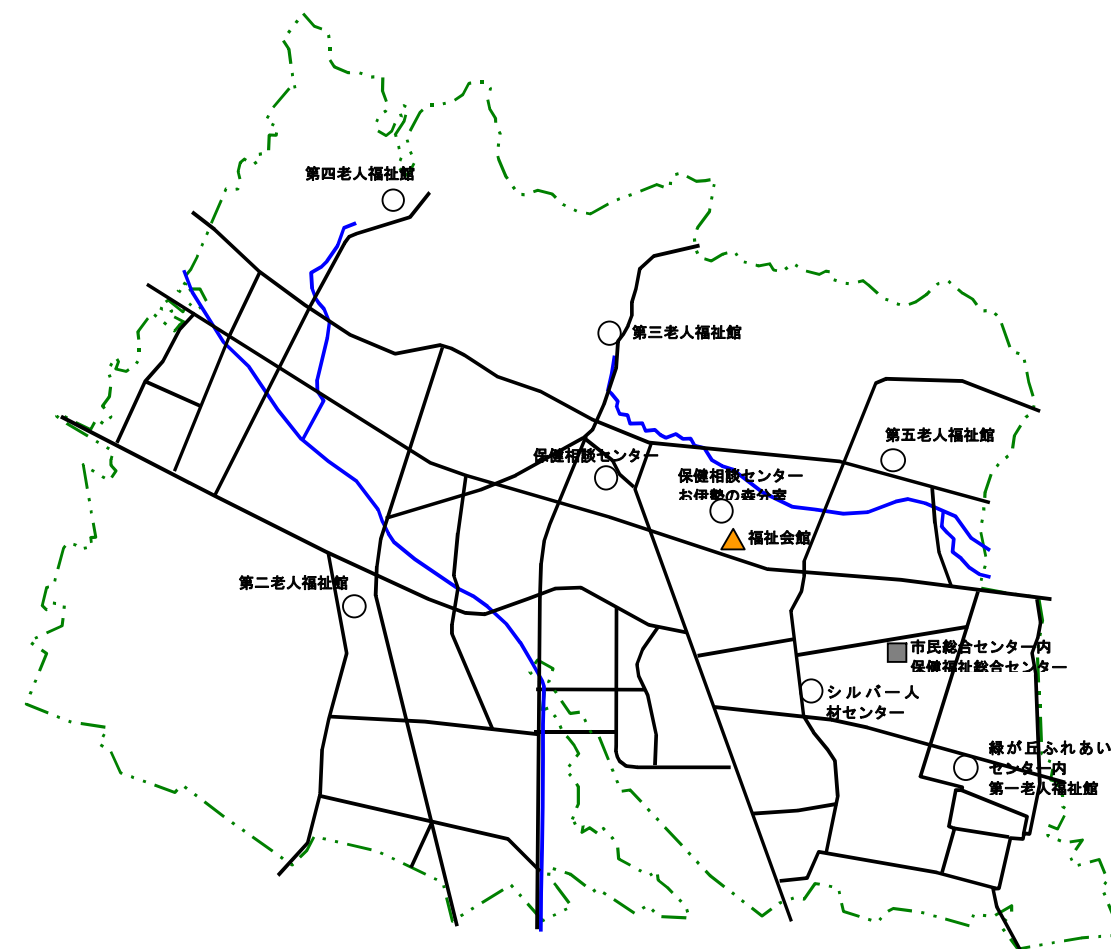
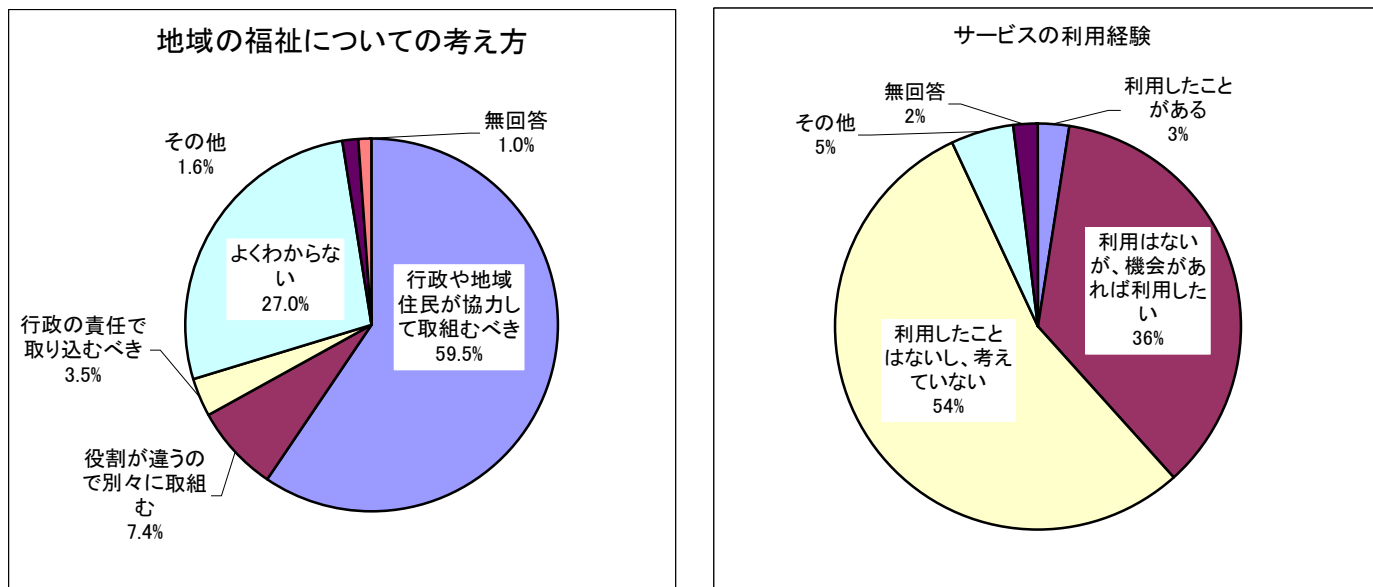


表 地域福祉の考え方と利用経験



出典 武蔵村山市地域福祉計画

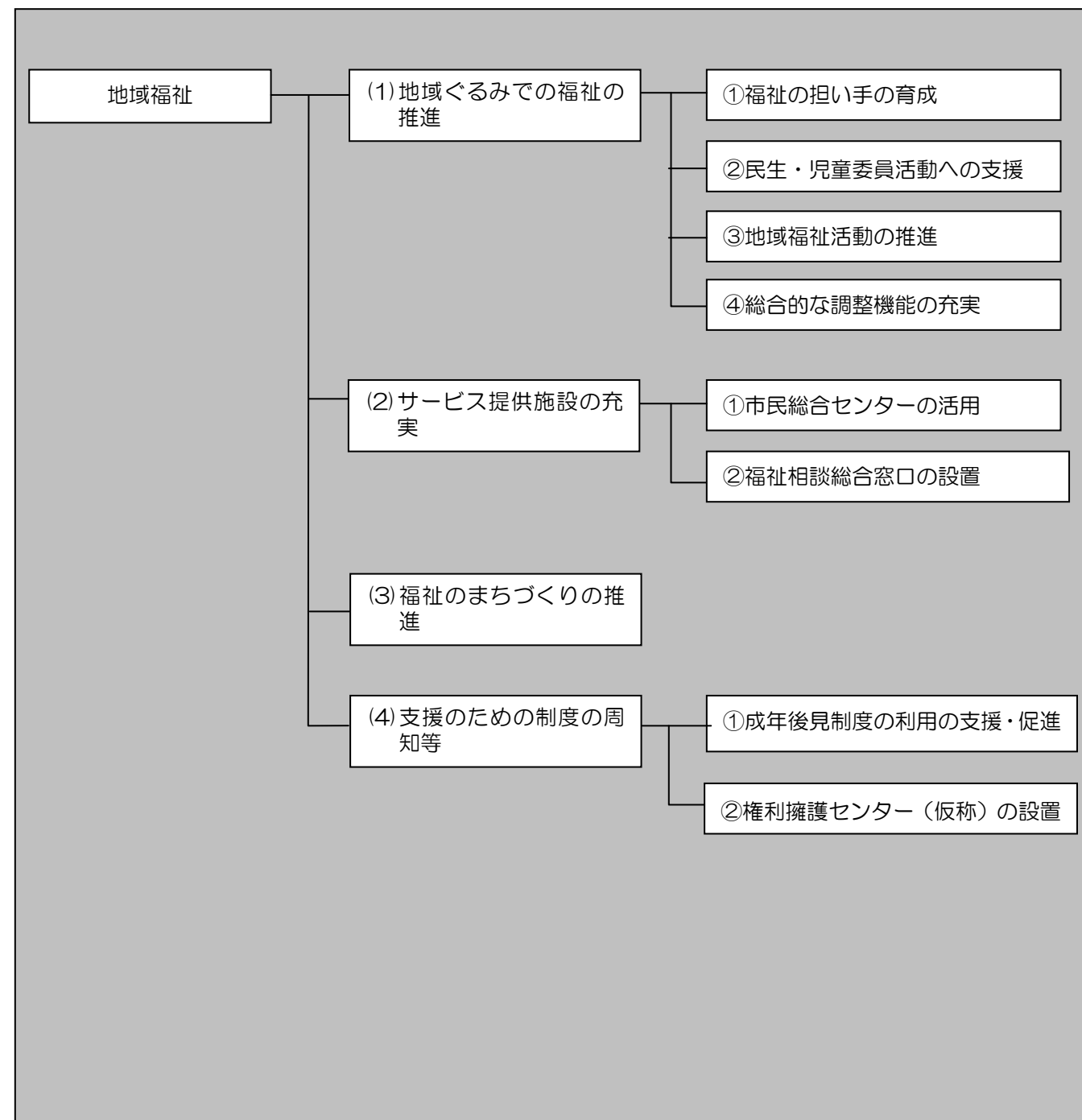
表 福祉施設等の一覧

施設名	所在地	備考
福社会館	中央二丁目	
第一老人福祉館	緑が丘	緑が丘ふれあいセンター内
第二老人福祉館	残堀二丁目	
第三老人福祉館	本町四丁目	
第四老人福祉館	岸三丁目	
第五老人福祉館	神明二丁目	
シルバー人材センター	学園四丁目	
保健福祉総合センター	学園四丁目	市民総合センター内
社会福祉協議会		
ボランティアセンター		
保健相談センター	本町一丁目	
保健相談センターお伊勢の森分室	中央二丁目	

■基本方針

市民が各地域で安定した生活ができるように、市民の理解と積極的な参加のもと、高齢者、障害者、子ども家庭などの横断的な地域福祉サービスを提供する体制の整備を推進します。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 地域ぐるみでの福祉の推進

① 福祉の担い手の育成

市民総合センター内のボランティアセンターを中心に、社会福祉協議会や各種団体等との連携を密にし、地域のニーズに応じた知識や技術を習得するための機会を設けて、ボランティアの資質の向上に努めます。
また、民生・児童委員や福祉関係団体と連携して、地域の実情に沿った福祉活動を行えるよう、環境の整備に努めます。

具体施策（事業）	事業課
○精神障害者ホームヘルパー研修の実施 ○訪問介護員フォローアップ研修の実施	障害福祉課 高齢福祉課 地域福祉課

② 民生・児童委員活動への支援

民生・児童委員活動を更に充実させるため、地域の人口の変化や少子・高齢化に対応した担当区域の見直しについて検討します。

具体施策（事業）	事業課
○民生・児童委員の担当区域の見直し	地域福祉課

③ 地域福祉活動の推進

地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会との連携により、地域に密着した地域福祉活動の推進を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○社会福祉協議会への支援	地域福祉課

④ 総合的な調整機能の充実

保健・福祉の一体的な運用と連携強化を図るため、総合的な調整機能の充実に努めるとともに、保健・福祉総合システムを構築し、保健・福祉業務の一層の効率化と市民サービスの向上を図ります。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
◎保健・福祉総合システムの構築【再掲】	関係各課

(2) サービス提供施設の充実

① 市民総合センターの活用

地域福祉を推進するための総合的な福祉サービス提供の拠点として、市民総合センターの活用を促進します。

具体施策（事業）	事業課
○市民総合センターの適正な管理	障害福祉課

② 福祉相談総合窓口の設置

福祉サービスの利用に関する相談と苦情対応などを行う福祉相談総合窓口を社会福祉協議会に設置し、利用の促進を図ります。

具体施策（事業）	事業課
○福祉相談総合窓口の利用促進	地域福祉課

(3) 福祉のまちづくりの推進

すべての市民が安全かつ快適に暮らせるよう、利用しやすい住宅の供給・確保及び道路、公園等公共施設の整備・改善に努め、誰もが利用しやすいバリアフリーのまちづくりを推進します。

具体施策（事業）	事業課
○バリアフリーの推進	都市計画課 道路公園課

(4) 支援のための制度の周知等

① 成年後見制度の利用の支援・促進

認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の財産管理や身上監護を行う成年後見制度の周知、利用支援を行います。

具体施策（事業）	事業課
○成年後見制度の周知	地域福祉課

② 権利擁護センター（仮称）の設置

成年後見制度の専門相談や福祉サービスの利用に関する相談と苦情対応などを総合的に受け付ける（仮称）権利擁護センターを設置します。

具体施策（事業）（◎は新規）	事業課
◎権利擁護センター（仮称）の設置	地域福祉課

■ 評価指標

中項目	指標	現況	目標
(1) 地域ぐるみでの福祉の推進			
(2) サービス提供施設の充実	福祉相談総合窓口の利用者	—	50人
(3) 福祉のまちづくりの推進			
(4) 支援のための制度の周知等	権利擁護センター（仮称）の設置数	—	1か所